

ごみ処理基本計画

令和 5 年 3 月

阿蘇広域行政事務組合

【阿蘇市 南小国町 小国町 産山村 高森町 南阿蘇村】

<目 次>

第1章 はじめに	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間、目標年次	3
第4節 計画の範囲	3
第2章 地域の概要	5
第1節 地域の概要	5
第2節 圏域市町村の廃棄物関連基本施策	15
第3章 ごみ処理の現状と課題	27
第1節 国におけるごみ処理行政の動向	27
第2節 熊本県におけるごみ処理行政の動向	42
第3節 本地域のごみ処理の現状	49
第4節 本地域のごみ処理の課題	85
第4章 ごみの排出量及び処理量の見込み	86
第1節 人口の将来予測	86
第2節 ごみ排出量の将来予測	87
第3節 ごみ減量化等の数値目標	89
第5章 ごみ処理基本計画	94
第1節 基本方針	94
第2節 計画処理区域と処理主体	95
第3節 排出抑制・再資源化計画	96
第4節 収集・運搬計画	102
第5節 中間処理計画	104
第6節 最終処分計画	106
第7節 施設整備に関する計画	107
第8節 その他の計画	109
第9節 計画の進行管理	111

資料編

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

これまでの廃棄物処理は、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図ることに主眼を置いてきた。しかし、私たちの生活が豊かになるとともに、ごみは質的に多様化し、適正処理の困難性や最終処分場の確保難、市町村財政の逼迫等の地域レベルの問題が深刻化するとともに、資源の枯渇や地球温暖化等の地球規模での環境問題にも影響を及ぼしている。こうした背景のもと、これらの問題を解決するため、私たちの身の回りのごみに関する社会のあり方（システム）やライフスタイルを見直し、資源を大切にす循環型社会への転換を目指す動きが社会の中で定着してきたところである。さらに、近年は排出抑制や再使用に重点を置いた循環型社会のあり方や再生可能エネルギーの確保を目指すようになってきているほか、多発する自然災害により発生した廃棄物の処理・処分も考慮した対応が切実な問題となっている。

現在の阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村の1市3町3村は、昭和63年4月に阿蘇広域行政事務組合（以下、「組合」という。）を設立し、地域内で発生する一般廃棄物の適正な処理・処分を行っている。なお、一般廃棄物のうち、ごみ処理については、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村の1市3町2村を対象に行っている（以下、これら1市3町2村を、本計画において「圏域市町村」という。また、圏域市町村全てを含む地域全体のことを指す場合は「本地域」という。）。

本計画は、前計画の策定から5年が経過することから、前計画を改定するもので、圏域市町村の計画とも整合を図りながら、ごみの減量化やリサイクルを推進し、残った廃棄物について適正に処理・処分するための基本的な計画及び圏域市町村のごみ処理施設整備の基本方針を定めるものである。

第2節 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされている。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）、②これに基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から成り、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画、ごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画、生活排水処理実施計画）から構成されている（廃棄物処理法施行規則（昭和45年厚生省令第35号）第1条の3の規定）。

本計画は、このうちのごみ処理基本計画に該当するもので、本地域におけるごみ処理事業の基本となる計画である。

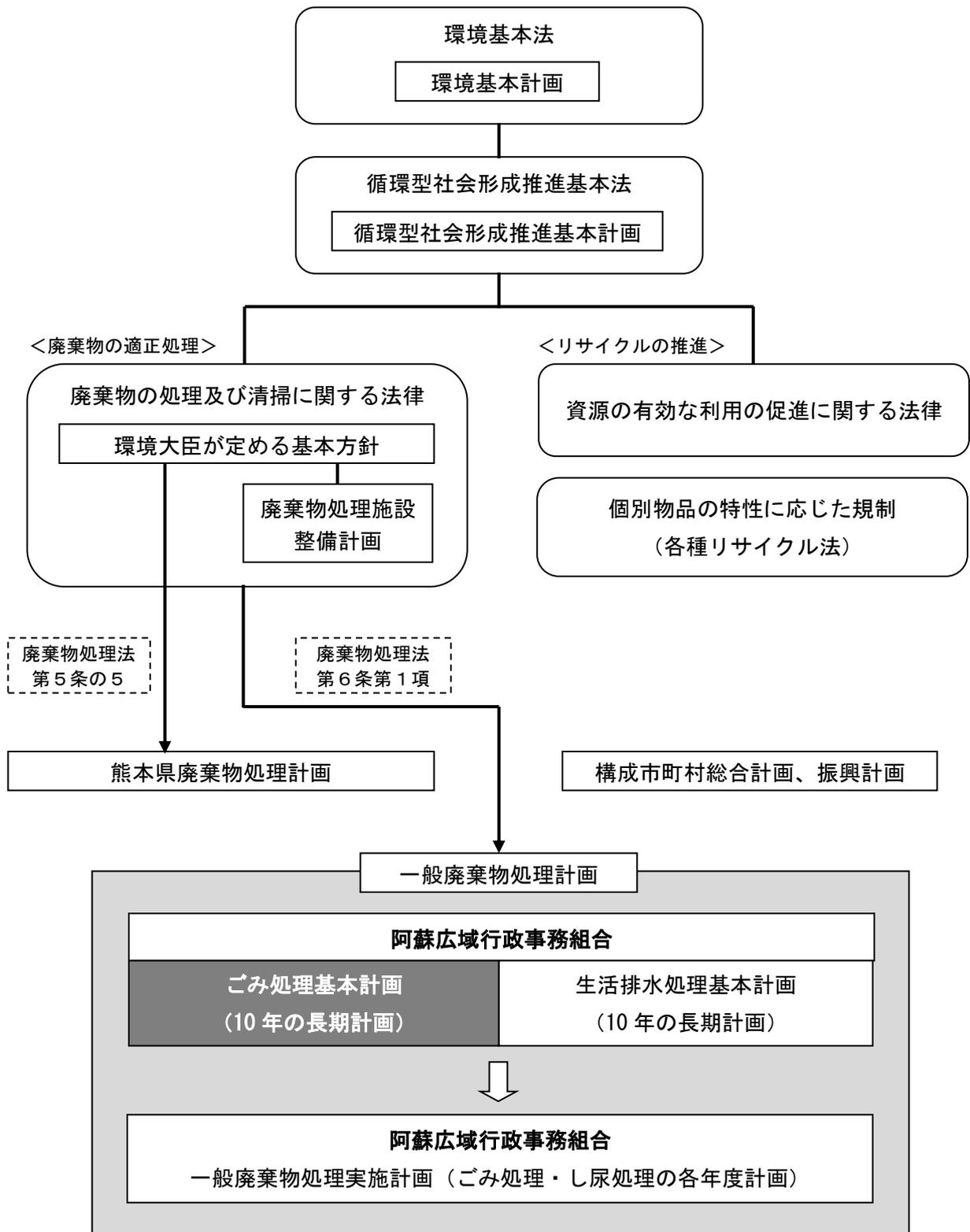


図1-2-1 本計画の位置づけ

第3節 計画の期間、目標年次

組合では、平成30年3月に基本計画を策定していたが、策定時より5年が経過したことから、改めて基本計画の見直しを行うこととした。計画期間は令和5年度を初年度とし、令和14年度までの10年間とする。

なお、概ね5年ごとに、またはごみ処理・処分等に係る諸条件に大きな変化があった場合など、必要に応じて見直しを行うものとする。

表1-3-1 計画期間と目標年次

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		
前回計画	策定年度	●																	
	計画の期間	●	—————															●	
	目標年次					○						○						●	
本改定計画	改定年度						●												
	計画の期間							●	—————										●
	目標年次											○						●	

備考：“○”は、中間目標年次

第4節 計画の範囲

1. 計画対象の廃棄物

本計画では、市町村の処理責任に位置づけられている一般廃棄物のうち「ごみ」を対象とする。

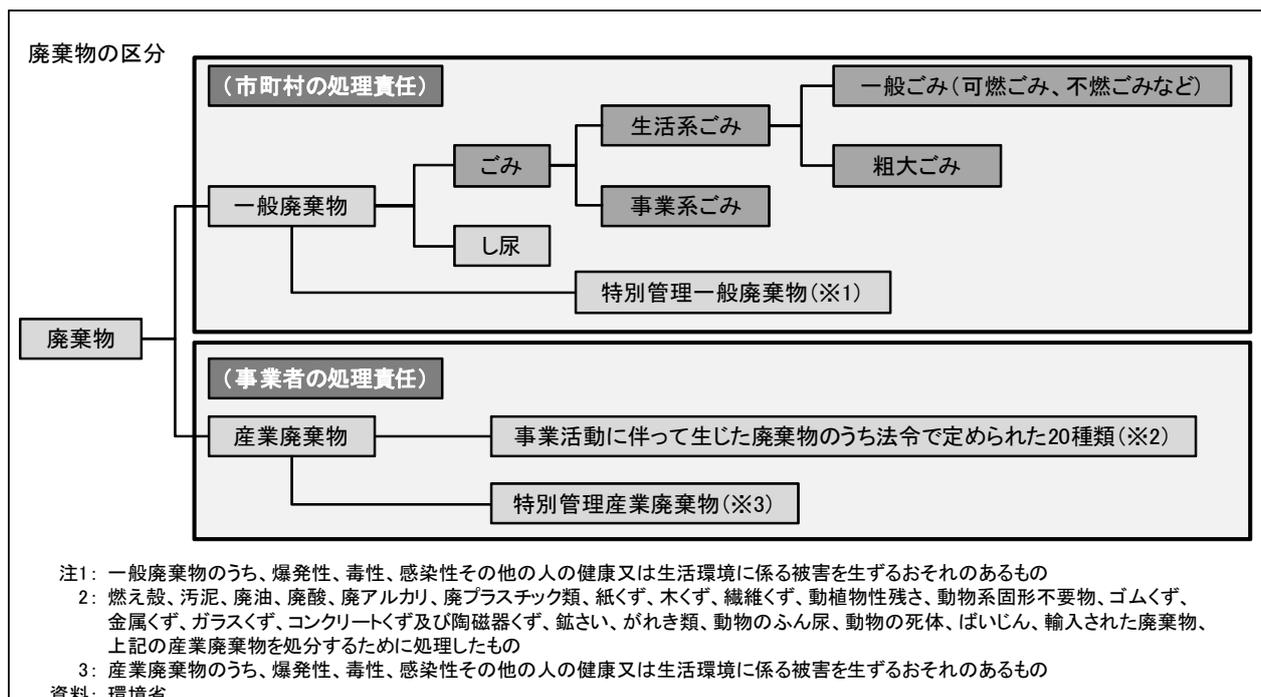


図1-4-1 計画対象の廃棄物

2. 計画対象区域

計画対象区域は、組合を構成する市町村のうち、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村の1市3町2村を対象とする（西原村はし尿処理のみ対象）。

【熊本県】

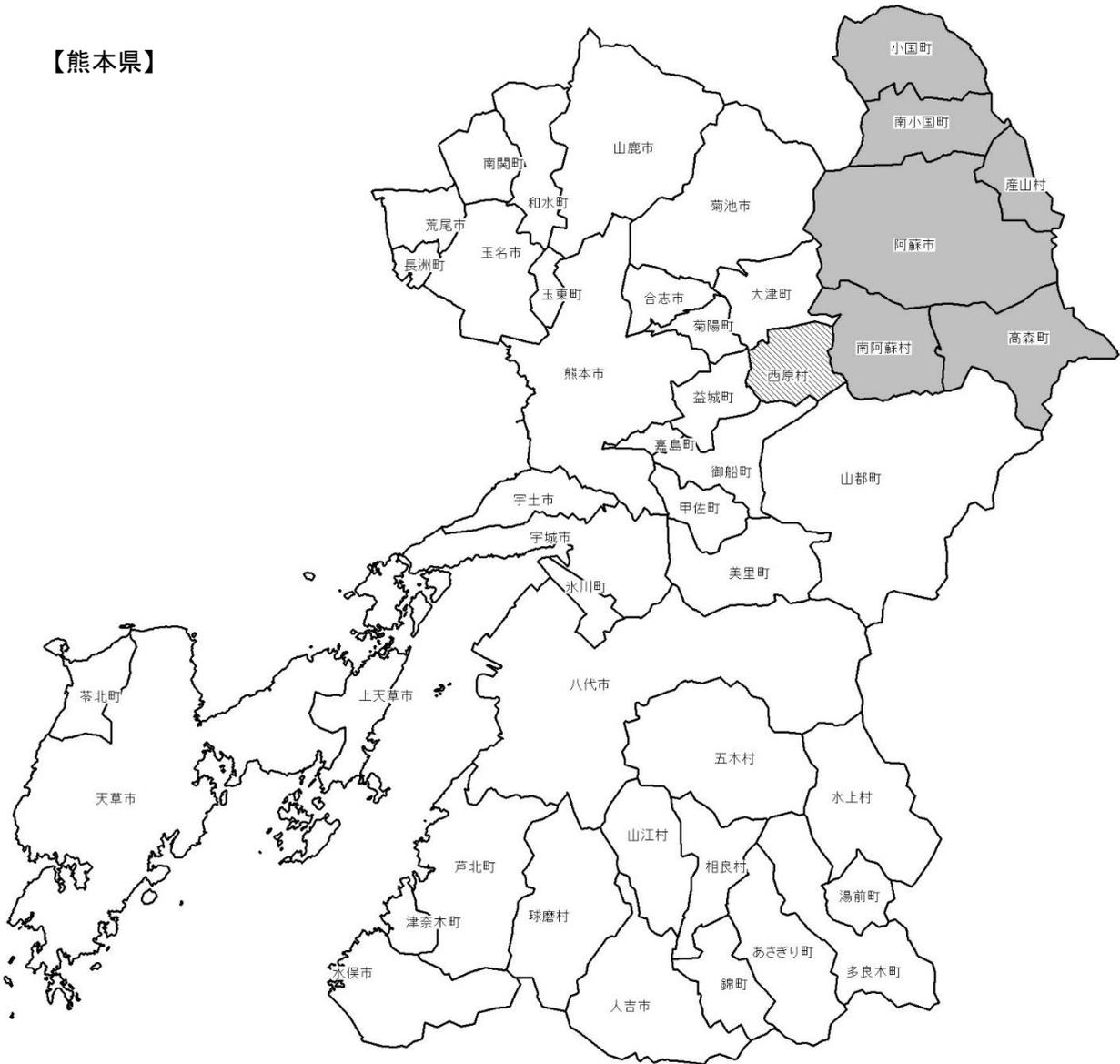


図1-4-2 計画対象の区域

第2章 地域の概要

第1節 地域の概要

1. 位置及び地勢

本地域は、九州のほぼ中央、熊本県の北東部に位置し、世界最大級のカルデラやそれを囲む外輪山、広大な草原や森林など豊かな自然に抱かれた美しい地域である。また、熊本平野を経て有明海に注ぐ白川をはじめ、九州中部の一級河川6流域の源流部に位置し、良質で豊富な湧き水も多い。

産業面では、高地という特性や広大な原野・草地を活かして、米・野菜・畜産を柱とした多様な農業生産が行われており、また、豊富な森林資源を活かした林業、観光関連の産業が地域の基幹産業となっている。

圏域市町村の各種計画、ホームページから、各市町村の位置及び地勢を整理すると、次のとおりである。

1) 阿蘇市

阿蘇市は、熊本県の北東部、阿蘇地域の中央部に位置しており、熊本県と大分県の県境を有し、大分県の2市を含めて8つの市町村と隣接しています。

市域は、東西約 30km、南北 17km で、面積は 376.30km² となります。

地形は、阿蘇五岳を中心とする世界最大級のカルデラや広大な草原を有し、比較的平坦地が多い阿蘇谷と、それを取り巻く阿蘇外輪地域で形成されています。市の大部分が阿蘇くじゅう国立公園内にあり、野焼きに代表される人と自然の共生によって守られてきた広大な草原や、オオルリシジミをはじめとする阿蘇特有の希少動植物など、豊富な自然と様々な地域資源に恵まれています。これらの地域資源は、世界的に高く評価され、世界ジオパーク及び世界農業遺産に認定されています。

資料：第2次阿蘇市総合計画（第1章 4 阿蘇市の現状）

2) 南小国町

南小国町は九州の中央部、熊本県の東北部に位置しております。地形は阿蘇外輪山、九重連山の標高 430m から 945m にありまして起伏が激しく、一部は阿蘇くじゅう国立公園に属します。その中を筑後川の源流として大小 7 つの川が北へ流れます。総面積 115.90 平方 km の 85% が山林原野で占められ、緑と水のきれいな観光と農林業を主産業とする人口約 4,000 人の純農村です。

資料：南小国町ホームページ（南小国町の紹介 > 町の位置と地勢）

3) 小国町

小国町は、九州のほぼ中央、熊本県の最北端、阿蘇外輪山の外側にあり筑後川の上流に位置しています。東西北部を大分県、南部を南小国町と隣接し、東西 18 キロメートル南北 11 キロメートル総面積 136.72 平方キロメートルで総面積の 74% は山林が占めた農山村地域です。自然は九州山脈の屋根に位置しているため変化がはげしく、夏は涼しく冬は厳しい高冷地帯(平均気温 13℃)であり、雨も多く年間降雨量は 2,300 ミリメートル、多雨多湿で森林の成育に適しています。

資料：小国町ホームページ（小国町について > 位置と自然）

4) 産山村

産山村は、九州のほぼ中央部にあたり、世界一の複式火山（カルデラ）である阿蘇山や、九州の屋根といわれる九重火山群及び祖母山に囲まれています。標高約 500m から 1047m の高原地帯に属し阿蘇外輪山と九重山麓が交わる波状高原と、その侵食された急傾斜部分から構成された高原型純農山村です。村域は、東西 6 キロメートル、南北 10 キロメートルで総面積 60.80 平方キロメートル、その 82.7% を山林と原野（改良草地を含む）が占めています。

産山村は熊本県の最北東端で大分県との県境に位置し、東・南部を大分県竹田市、北西部を阿蘇郡南小国町、西・南部を阿蘇市にそれぞれ接しています。また、久住・阿蘇・祖母の三山を一望できることから、徳富蘇峰（明治の文豪）が、一覽三山台と称したほど、景観に恵まれた地でもあります。産山村を大きく分類すると、久住山麓に拓けた牧野地帯、それより源を発する数条の河川によって開けた谷部の水田地帯、そして平均標高 600m の火山灰土に覆われた畑作台地に分けられます。

資料：産山村ホームページ（産山村の概要 > 村の位置）

5) 高森町

高森町は熊本県の最東端にあり、南東部は宮崎県高千穂町、北東部は大分県竹田市に接しています。外輪山が南北に走り、南郷谷に開けた比較的傾斜が緩やかな高森、色見地区（標高約 500～600m）と、外輪山外側の急傾斜地帯である草部、野尻（標高約 500～800m）との性格の異なる2つの地域からなります。南郷谷に位置する地域は町の4分の1ほどしかなく、急峻な段丘で、広大な阿蘇谷の景観とは全く異なる景観を呈しています。また、大規模圃場整備はほとんど行われておらず、昔ながらの農地景観が広がっています。

外輪山外側の地域では、耕作は畑地が主体であり、森林化が進み、モザイク状に点在する小規模な草原が多い。「奥阿蘇」と呼ばれるとおり、中山間地域の山深い印象を与えています。

その中では、らくだ山などの火山活動によって生まれた奇岩、荘厳な雰囲気のある神社、地形に沿って耕作された畑地や棚田、昔ながらの暮らしの風情を残す集落地など、多様な景観が展開しています。また、高森峠から見る阿蘇五岳など独自の印象的な風景を体験することができます。

資料：高森町景観計画（第2章（1）景観の概況）

6) 南阿蘇村

南阿蘇村は、熊本県の北東部、阿蘇カルデラの南部の南阿蘇といわれる地域に位置し、北は阿蘇市、南は山都町、東は高森町、西は大津町及び西原村に接している。面積は、全体で 137.3km² を有しており、総面積の 35.9% を山林が占めている。

本村は、阿蘇カルデラの南部の南阿蘇と言われる地域に位置しており、東側は中央火口丘から西南に緩やかな傾斜をなして、そこに水源を発する白川を低地としている。標高 600m 以上は、その大部分を山林、原野で占めており、北は阿蘇山上、草千里、火口原を結ぶ線上で区切られている。西は南阿蘇の入口に当たり、白川が、阿蘇谷を北から流れてくる黒川と立野火口瀬近くで合流し、白川となって熊本平野へと下っている。南は南外輪山分水嶺から北向きの傾斜地で西部俵山一帯の高原地域まで及び、低地は東の水源地域から西へと約 300m の標高差がある。中央を東から西へと流れる白川の両側には、住宅地、商業地、耕地の大部分が広がり、展望性のある田園風景となっている。

資料：南阿蘇村地域防災計画(令和3年度修正版)（第1編 第4節 1 村の位置と面積, 2 自然的要因）

2. 気候

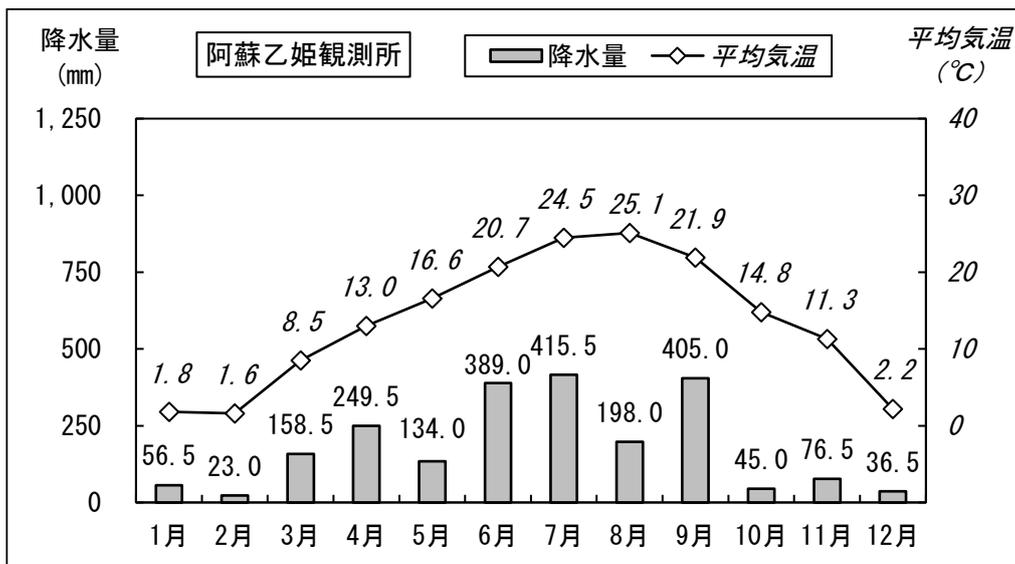
本地域は、阿蘇外輪山に囲まれ海拔高度が400mを越す山地型の気候である。夏は比較的涼しく、冬は氷点下まで気温が下がり、積雪も見られる。管内の気象観測所の観測データによると、過去6年間の平均気温及び総降水量は、表2-1-1に示すとおりであり、阿蘇乙姫観測所で12.9℃～13.7℃、2,187.0mm～3,395.0mm、南小国観測所で12.9℃～13.9℃、1,855.5mm～2,913.0mm、高森観測所で13.1℃～13.9℃、1,833.0mm～2,740.5mm、南阿蘇観測所で13.9℃～14.6℃、2,031.5mm～3,662.0mmとなっている。

また、直近の令和4年における管内の気象観測所の月別観測データを、図2-1-1～図2-1-4に示す。

表2-1-1 気温と降水量

項目		年					
		H29	H30	R1	R2	R3	R4
阿蘇乙姫観測所	平均気温(℃)	12.9	13.3	13.7	13.5	13.7	13.5
	総降水量(mm)	2,819.0	2,722.5	2,525.5	3,395.0	3,003.5	2,187.0
南小国観測所	平均気温(℃)	13.1	13.6	13.8	13.7	13.9	12.9
	総降水量(mm)	2,260.0	2,140.5	1,855.5	2,913.0	2,085.5	1,910.0
高森観測所	平均気温(℃)	13.1	13.6	13.9	13.8	13.9	13.8
	総降水量(mm)	2,221.0	2,357.5	2,314.0	2,740.5	2,265.5	1,883.0
南阿蘇観測所	平均気温(℃)	13.9	14.2	14.6	14.5	14.6	14.5
	総降水量(mm)	2,457.0	2,595.0	2,640.5	3,662.0	3,097.5	2,031.5

資料：気象庁ホームページ



資料：気象庁ホームページ（以下同じ）

図2-1-1 令和4年の気温と降水量（阿蘇乙姫観測所）

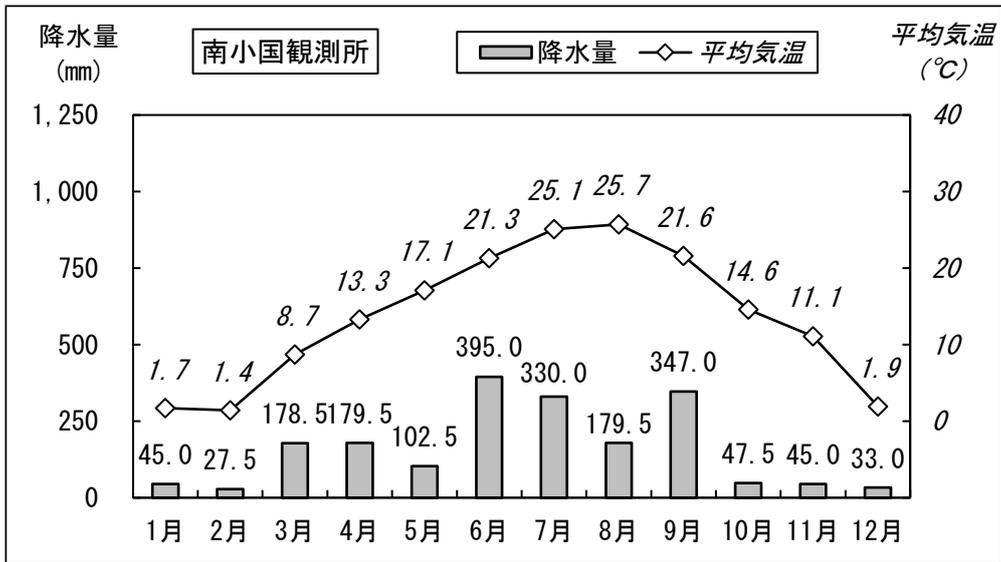


図2-1-2 令和4年の気温と降水量（南小国観測所）

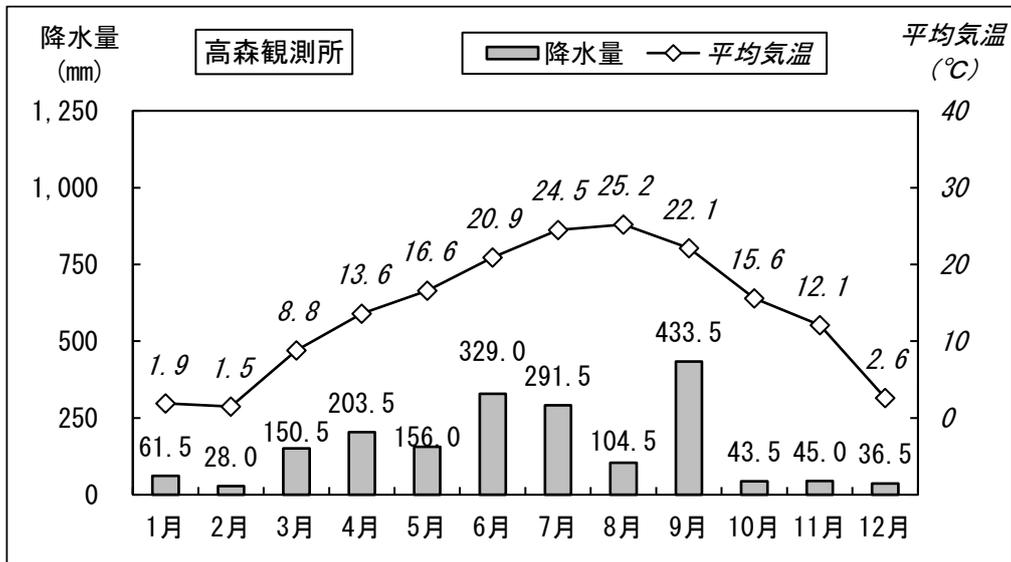


図2-1-3 令和4年の気温と降水量（高森観測所）

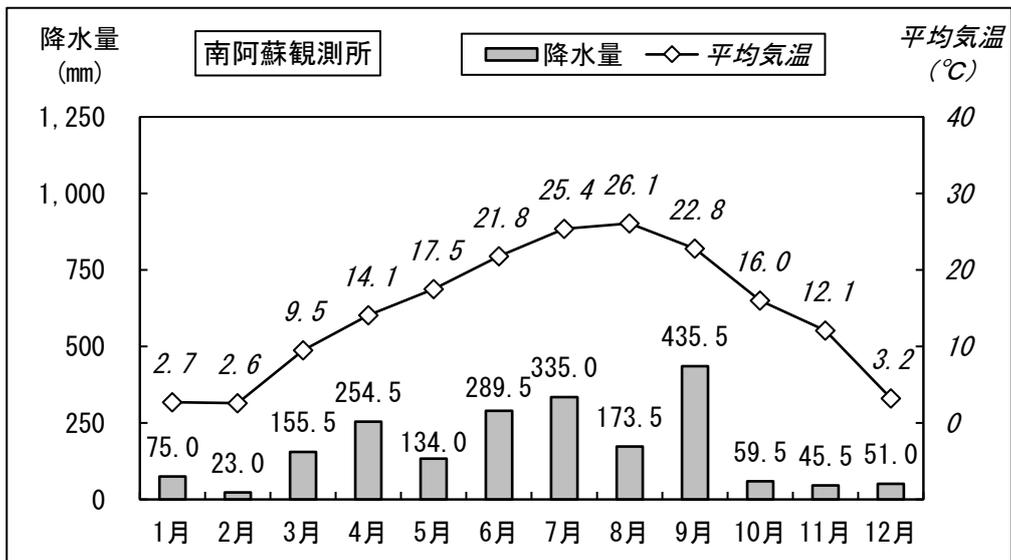


図2-1-4 令和4年の気温と降水量（南阿蘇観測所）

3. 面積及び土地利用

総面積は、1,002.33 km²で、熊本県の面積 7,409.12 km²（国土交通省国土地理院 令和4年全国都道府県市区町村別面積調（令和4年7月1日時点））の約14%を占めている。

主要地目別では、179.17 km²（総面積の17.9%）が農用地、660.02 km²（総面積の65.8%）が森林、23.34 km²（総面積の2.3%）が宅地となっている。

表2-1-2 総面積・主要地目別面積

区分 市町村名	総面積 (km ²)	農用地		森林		宅地	
		(km ²)	対総面積	(km ²)	対総面積	(km ²)	対総面積
阿蘇市	376.30	90.40	24.0%	211.46	56.2%	11.82	3.1%
南小国町	115.90	9.59	8.3%	92.88	80.1%	1.26	1.1%
小国町	136.94	14.50	10.6%	106.39	77.7%	1.81	1.3%
産山村	60.81	9.08	14.9%	41.76	68.7%	0.51	0.8%
高森町	175.06	23.60	13.5%	133.80	76.4%	2.61	1.5%
南阿蘇村	137.32	32.00	23.3%	73.73	53.7%	5.33	3.9%
圏域市町村 計	1,002.33	179.17	17.9%	660.02	65.8%	23.34	2.3%

資料：熊本縣市町村要覧（令和4年7月）

4. 人口及び世帯数

1) 人口及び世帯数

人口は、令和2年の国勢調査時で52,277人（阿蘇市24,930人、南小国町3,750人、小国町6,590人、産山村1,382人、高森町5,789人、南阿蘇村9,836人）となっており、いずれも減少傾向で推移している。圏域市町村全体では、平成27年調査時と比べて5,314人（約9.2%）の減少、平成12年調査時と比べると13,351人（約20.3%）の減少となっている。

表2-1-3 人口の推移

区分 市町村名	平成12年 (人)	平成17年 (人)	平成22年 (人)	平成27年 (人)	令和2年 (人)
阿蘇市	30,457	29,636	28,444	27,018	24,930
南小国町	4,657	4,687	4,429	4,048	3,750
小国町	8,954	8,621	7,877	7,187	6,590
産山村	1,824	1,708	1,606	1,510	1,382
高森町	7,300	7,081	6,716	6,325	5,789
南阿蘇村	12,436	12,254	11,972	11,503	9,836
圏域市町村 計	65,628	63,987	61,044	57,591	52,277
熊本県 計	1,859,344	1,842,233	1,817,426	1,786,170	1,738,301

資料：国勢調査（総務省統計局）

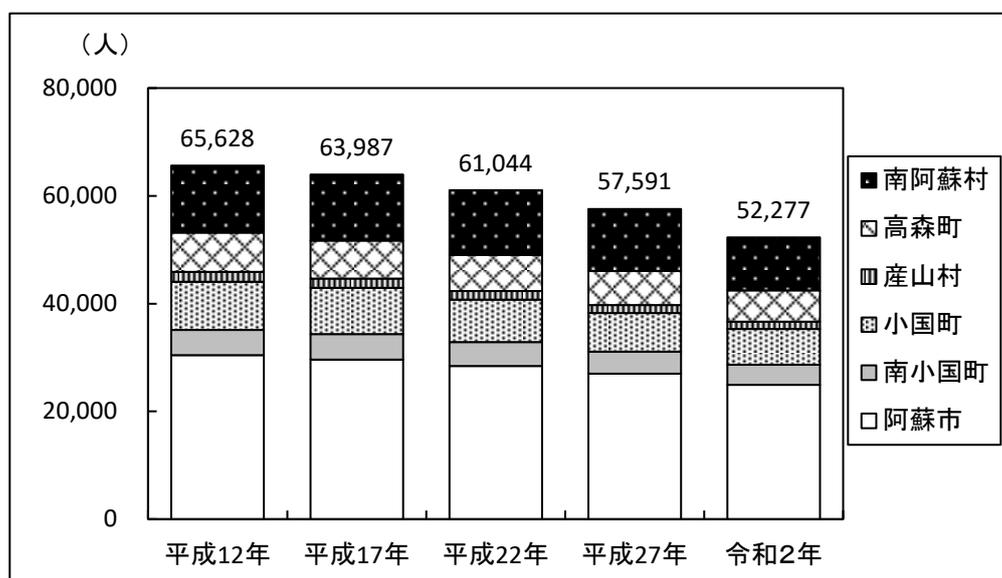


図2-1-5 人口の推移

また、世帯数は、21,251 世帯（令和 2 年国勢調査時）で、1 世帯当たりの人員は 2.46 人となり、熊本県全体の値（2.42 人/世帯）と同程度となっている。

一方、人口密度は圏域市町村全体で 52 人/km² であり、熊本県全体の値（235 人/km²）の約4分の1程度となっている。

表 2 - 1 - 4 世帯数の状況

区分 市町村名	世帯数 (世帯)	人口			1 世帯当 り人員 (人/世帯)	人口密度 (人/km ²)
		男 (人)	女 (人)	計 (人)		
阿蘇市	9,987	11,763	13,167	24,930	2.50	66
南小国町	1,603	1,781	1,969	3,750	2.34	32
小国町	2,682	3,135	3,455	6,590	2.46	48
産山村	520	714	668	1,382	2.66	23
高森町	2,408	2,788	3,001	5,789	2.40	33
南阿蘇村	4,051	4,796	5,040	9,836	2.43	72
圏域市町村 計	21,251	24,977	27,300	52,277	2.46	52
熊本県	719,154	822,481	915,820	1,738,301	2.42	235

資料：〔熊本県〕国勢調査（令和 2 年）、〔熊本県以外〕熊本縣市町村要覧（令和 4 年 7 月）

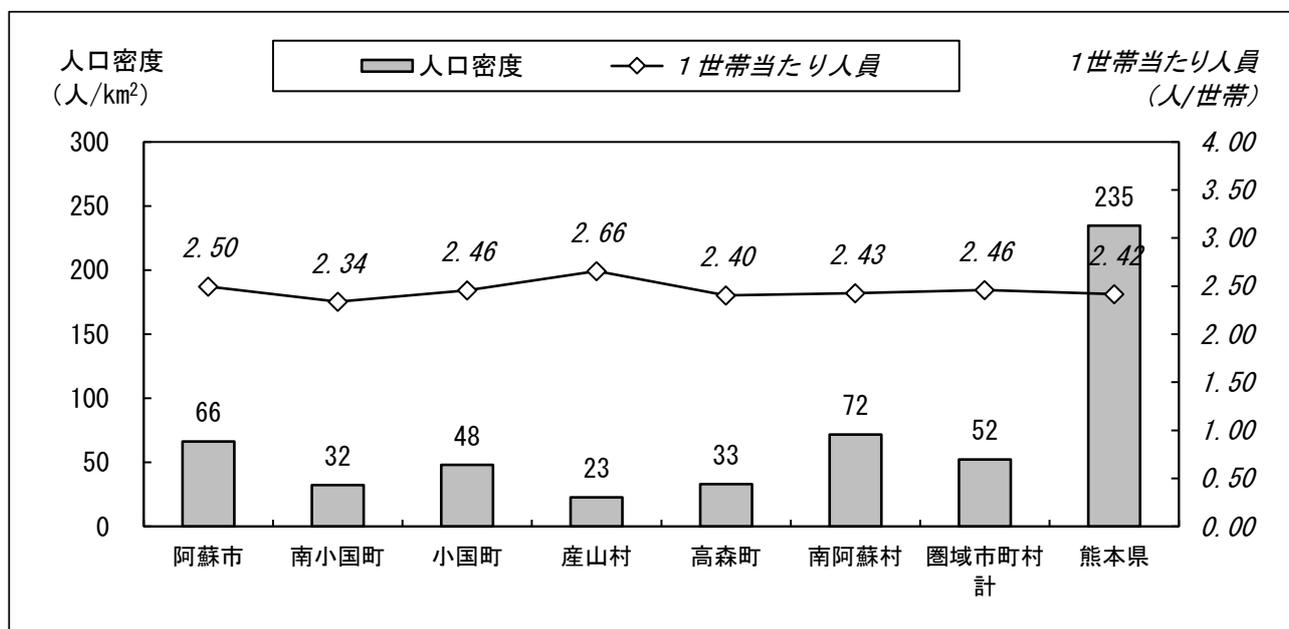
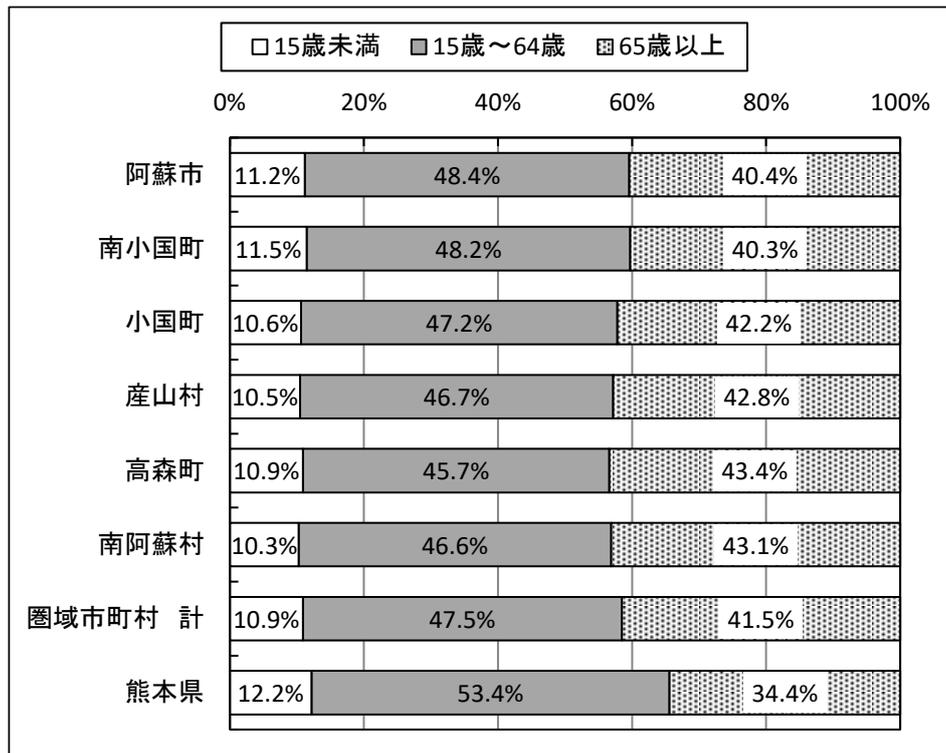


図 2 - 1 - 6 人口密度・1 世帯当たり人員

2) 年齢（3区分）別人口

年齢（3区分）別人口の割合は、15歳未満が10.9%、15歳～64歳が47.5%、65歳以上が41.5%であり、熊本県全体の値（15歳未満：12.2%、15歳～64歳：53.4%、65歳以上：34.4%）と比較すると、15歳未満と15歳～64歳までの割合が低く、65歳以上の高齢者の割合が高くなっている。

圏域市町村別に見ても、この傾向は同様である。



資料：[熊本県] 国勢調査（令和2年度）、[熊本県以外] 熊本縣市町村要覧（令和4年7月）
備考：四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合がある。

図2-1-7 年齢（3区分）別人口の割合

5. 産業別就業者数

産業別就業者数は、第1次産業就業者数が5,368人（分類不能分を除いた就業者数の19.9%）、第2次産業就業者数が5,499人（同20.4%）、第3次産業就業者数が16,151人（同59.8%）となっている。

熊本県全体の値（第1次産業：8.5%、第2次産業：17.7%、第3次産業：73.8%）と比較すると、第1次産業及び第2次産業が高く、第3次産業が低くなっている。圏域市町村間で比較すると、第1次産業は産山村・高森町・南阿蘇村で、第2次産業は阿蘇市・高森町・南阿蘇村で、第3次産業は南小国町・小国町で相対的に高い傾向が見られる。

表2-1-5 産業別15歳以上就業者数

区分 市町村名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能 の産業 (人)	合計 (人)
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)		
阿蘇市	2,368	18.8%	2,842	22.6%	7,373	58.6%	132	12,715
南小国町	413	19.0%	289	13.3%	1,473	67.7%	7	2,182
小国町	564	16.0%	590	16.8%	2,361	67.2%	12	3,527
産山村	336	41.5%	112	13.8%	361	44.6%	0	809
高森町	631	21.5%	591	20.2%	1,711	58.3%	11	2,944
南阿蘇村	1,056	21.1%	1,075	21.5%	2,872	57.4%	16	5,019
圏域市町村 計	5,368	19.9%	5,499	20.4%	16,151	59.8%	178	27,196
熊本県	68,682	8.5%	142,030	17.7%	592,661	73.8%	15,886	819,259

資料：〔熊本県〕国勢調査（令和2年度）、〔熊本県以外〕熊本県市町村要覧（令和4年7月）

備考：1 構成比は、合計（分母）から分類不能分を除いて算出

2 四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合がある。

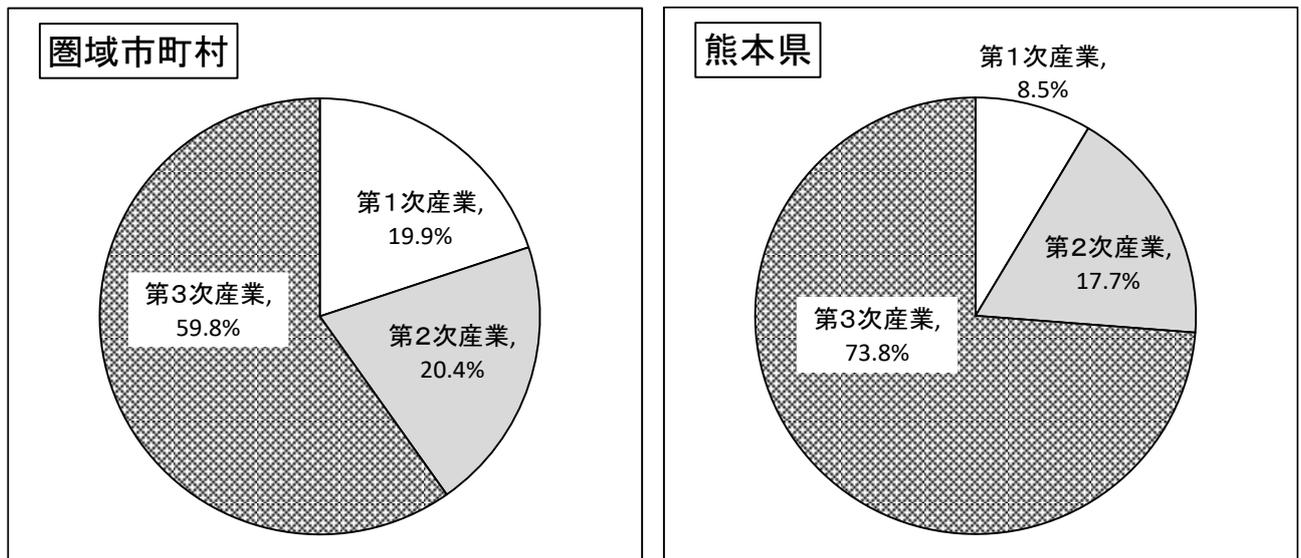


図2-1-8 産業別就業者数の割合

6. 事業所数

事業所数は、減少傾向で推移しており、令和元年度調査結果によると、3,322 事業所となっている。

表 2 - 1 - 6 事業所数

区分 市町村名	平成8年 (事業所)	平成13年 (事業所)	平成18年 (事業所)	平成21年 (事業所)	平成26年 (事業所)	令和元年 (事業所)
阿蘇市	1,671	1,634	1,494	1,512	1,486	1,472
南小国町	309	317	352	346	298	288
小国町	671	642	606	574	518	519
産山村	84	75	77	87	79	76
高森町	499	479	432	437	393	368
南阿蘇村	573	600	654	660	647	599
圏域市町村 計	3,807	3,747	3,615	3,616	3,421	3,322

資料：[～H18]事業所・企業統計調査結果、[H21～]経済センサス（総務省統計局）

第2節 圏域市町村の廃棄物関連基本施策

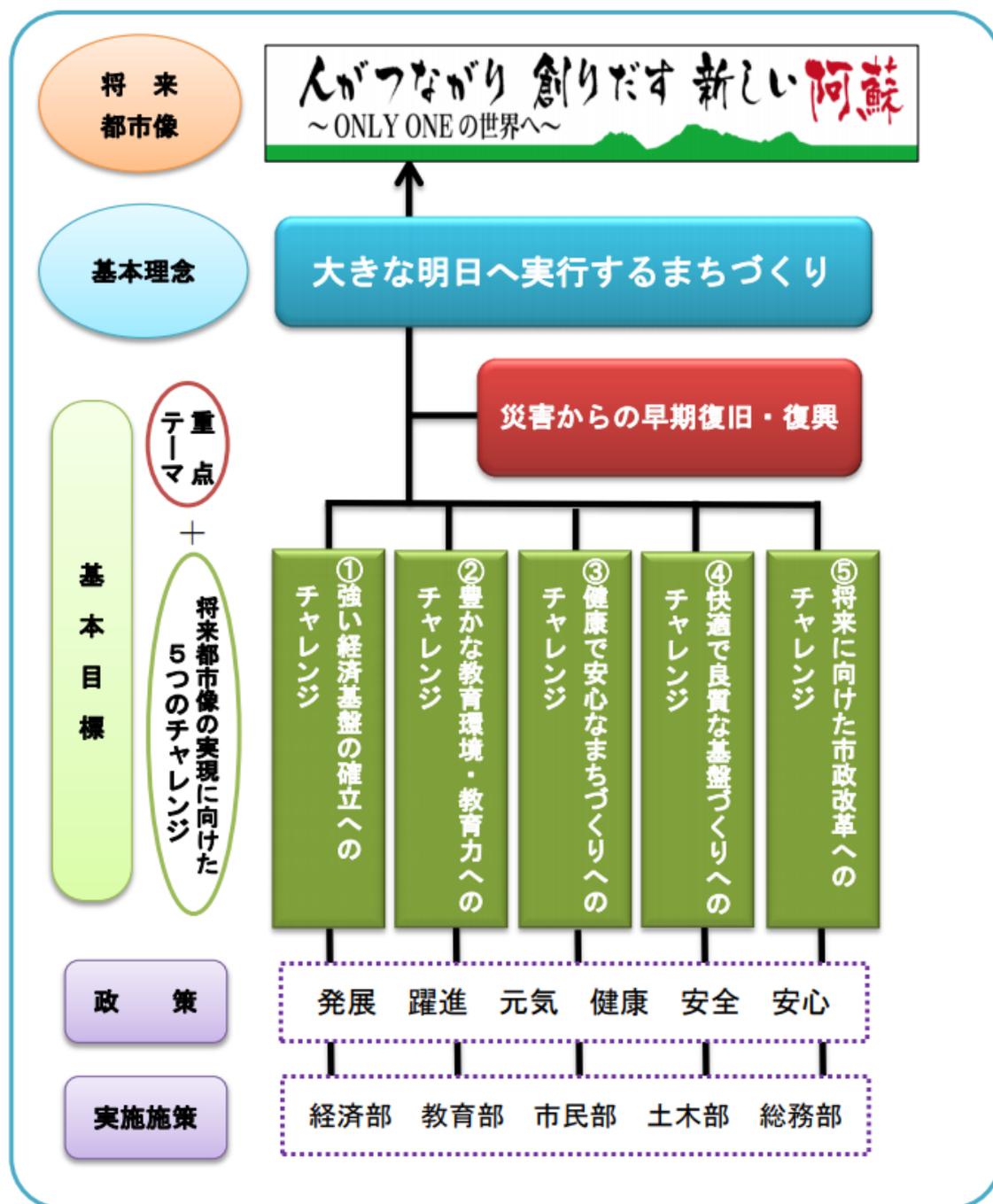
ここでは、圏域市町村の総合計画等から、まちづくりの将来構想とごみ処理に関する基本施策について整理する。

なお、本節では、市町村独自で廃棄物関連施策を策定・公表しているもののみを記載している。

1. 阿蘇市

1) まちづくりの将来構想

「第2次阿蘇市総合計画(後期基本計画)(令和3年9月)」に、阿蘇市のまちづくりに関する基本理念が次のとおり示されている。



なお、関連部門の個別計画として、以下のような計画が策定されている。

名 称	計画期間
阿蘇市公共施設個別施設計画	令和3年度策定
阿蘇市公共施設等総合管理計画	令和4年3月改訂
第3次阿蘇市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	令和元年度策定
第2次阿蘇市総合計画(後期基本計画)	令和3年度策定
阿蘇市下水道事業全体計画	昭和53年～平成47年度
阿蘇市環境基本計画	平成25年度～平成34年度
阿蘇市景観計画	平成27年度策定
阿蘇市地域防災計画書	令和4年度修正
阿蘇市過疎地域持続的発展計画	令和3年度～令和7年度
熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画	令和3年度策定
阿蘇市国土強靱化地域計画	令和4年4月修正

2) ごみ処理関連基本施策

「第2次阿蘇市総合計画(後期基本計画)(令和3年9月)」に、阿蘇市におけるごみ処理関連基本施策が、以下のとおり示されている。

1. ごみ処理対策の推進

(1) 施策内容

- ・家庭ごみ収集運搬の適正な処理
- ・生活環境の保全及び公衆衛生の向上
- ・生ごみ処理機容器等の利用促進

(2) 目指す効果

- ・ごみ資源化のため分別品目の精査
- ・ごみ排出に関する市民意識の向上
- ・ごみ減量化

(3) 主な事務・事業

- ・塵芥収集運搬業務委託
- ・家庭用生ごみ処理機、容器購入補助事業
- ・資源ごみ抜き取り防止パトロール

2. 循環型社会の形成

(1) 施策内容

- ・廃棄物の発生の抑制、再使用、再資源化の推進
- ・環境学習の推進

(2) 目指す効果

- ・廃棄物の適正な処理による循環型社会の構築
- ・不法投棄の撲滅

(3) 主な事務・事業

- ・ごみを減らす絵画コンクール
- ・ごみ減量化、3R 推進に関する講演
- ・食品ロス削減推進活動

2. 南小国町

1) まちづくりの将来構想

「第4次南小国町総合計画（令和2年3月）」に、南小国町のまちづくりに関する共有ビジョンが次のとおり示されている。

共有ビジョン		10年後の将来像
き	築いてきた美しい里山の景観、 伝統文化、生業を次世代に引き 継いでいく里	<input type="checkbox"/> 乱開発を防ぎ、自然豊かな姿を保っている <input type="checkbox"/> 若い世代に伝統文化や本町らしさの伝承が進んでいる <input type="checkbox"/> 農業や林業に関わる人が増えている
よ	寄り添い支え合い、人と人のつ ながりを大切にし、一人一人が 誇りを持ち、多様な生き方を尊 重しあえる里	<input type="checkbox"/> 人々が交流する機会や場所が増えている <input type="checkbox"/> 思いやりと福祉の充実により町民生活の負担が軽減されて いる
ら	ライフラインを充実させ、地域 全体で協力し、だれもが笑顔で 安心して過ごせる里	<input type="checkbox"/> 便利で強靱なインフラや生活環境の整備が進んでいる <input type="checkbox"/> 災害から生命・生活を守る体制が築かれている
の	のびのびと学べる環境の中で、 すべての人が夢に向かって挑戦 できる里	<input type="checkbox"/> 子供達が地域ならではの体験等を通してのびのびと学んで いる <input type="checkbox"/> みんなが夢を持ち、語り合い、互いに挑戦を応援しあって いる
さ	再生可能エネルギーを地域資源 から生み出し、有効活用し、未 来につながる豊かな暮らしを 実現する里	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの産出・活用が進んでいる <input type="checkbox"/> 木材がより活用されている
と	共に連携し、世界とつながり、 世界に誇れる幸福な暮らしがで きる里	<input type="checkbox"/> 町外・国外から本町及びその地域資源等への注目が高まっ ている <input type="checkbox"/> 本町への移住者や移住希望者が増えている <input type="checkbox"/> 町外で本町のために活動する人や企業が増えている

2) ごみ処理関連基本施策

「第3次南小国町総合計画（平成24年3月）」に、南小国町におけるごみ処理関連基本施策が、以下のとおり示されている。

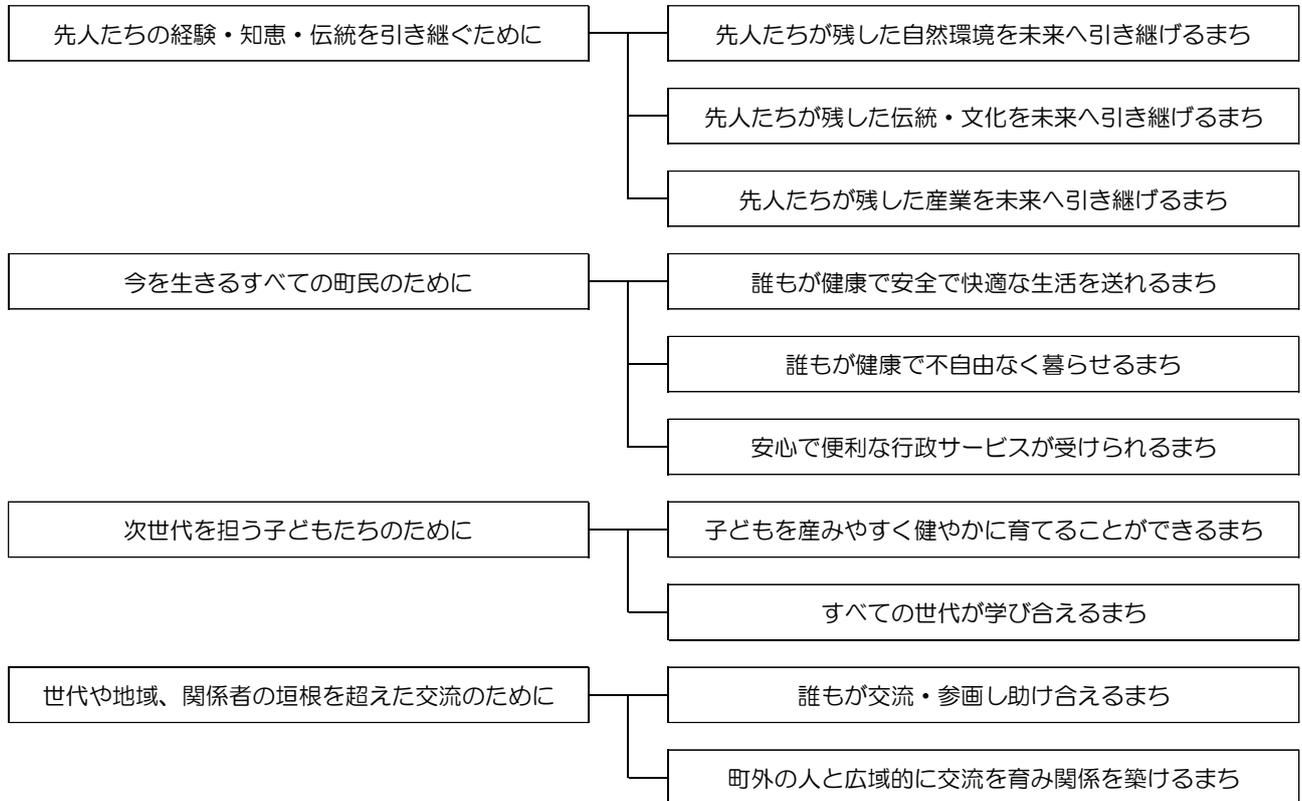
計画の具体的目標と内容

- 阿蘇広域行政事務組合に、ごみ関連施設の良好な施設環境を保持するよう働きかけ、町民の負担軽減と機械類の適切な維持管理を促します。
- ごみの減量化のため、リユース（再使用）・リデュース（廃棄物の発生抑制）・リサイクル（再生利用）を進めます。
- 町全体で、地球温暖化防止のため、二酸化炭素排出削減に取り組みます。
- 観光客及び町民の快適性を維持するため公衆トイレの新設や改修、バリアフリー化を進めます。

3. 小国町

1) まちづくりの将来構想

「第6次小国町総合計画（令和3年3月）」に、小国町のまちづくりに関する基本理念が次のとおり示されている。



2) ごみ処理関連基本施策

「第6次小国町総合計画（令和3年3月）」に、小国町におけるごみ処理関連基本施策が、以下のとおり示されている。

基本方針

「気候非常事態宣言」にもあるように、環境問題に対し覚悟をもって取り組み、ごみの減量化・再資源化や、地域や学校における環境教育や啓発活動、また省エネルギー社会への取組や啓発等を推進し、地熱や森林資源（バイオマス）といった新エネルギーの計画的活用を進めていくことにより、自然環境、生活環境の保全と低・脱炭素化社会の実現、地域の活性化を図っていきます。

主要事業

主要取組事業	取組内容
1. 環境保全	<p>地域の自然環境や景観保全と資源の活用の両立を目指します。</p> <p>また、環境教育を通して、郷土への理解と関心を高め、身近な環境に対する環境保全や実践的な態度の育成に努め、町全体での環境美化への取組を通して、環境問題を考える機会を提供し、低・脱炭素社会の実現のための地球温暖化防止への意識の醸成を図ります。</p>
2. 廃棄物	<p>住民、事業者、町、阿蘇広域行政事務組合が一体となってソフト、ハード全般にわたり、環境への負荷を配慮した快適な地域社会の実現を目指します。</p> <p>そのため、ごみの減量化を図り、資源やエネルギーの節約に努め、廃棄物を有効利用した循環型社会の形成を目指します。併せて、環境にやさしい洗剤のPRや生ごみの堆肥化など地域での取り組みについても支援していきます。</p> <p>また、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進していきます。</p> <p>不法投棄に対する町全体での監視体制づくりや分別・不法投棄に対する意識の啓発を図ります。</p>
3. 再生可能エネルギーの推進	<p>再生可能エネルギーのなかでも特に、地熱資源を活かした発電や熱供給事業の推進に取り組んでいきます。取組のなかでは、既存泉源や水源のモニタリングを行うとともに、地域内の地熱賦存量を把握し、適切な規模、手法による地熱開発を推進します。</p>

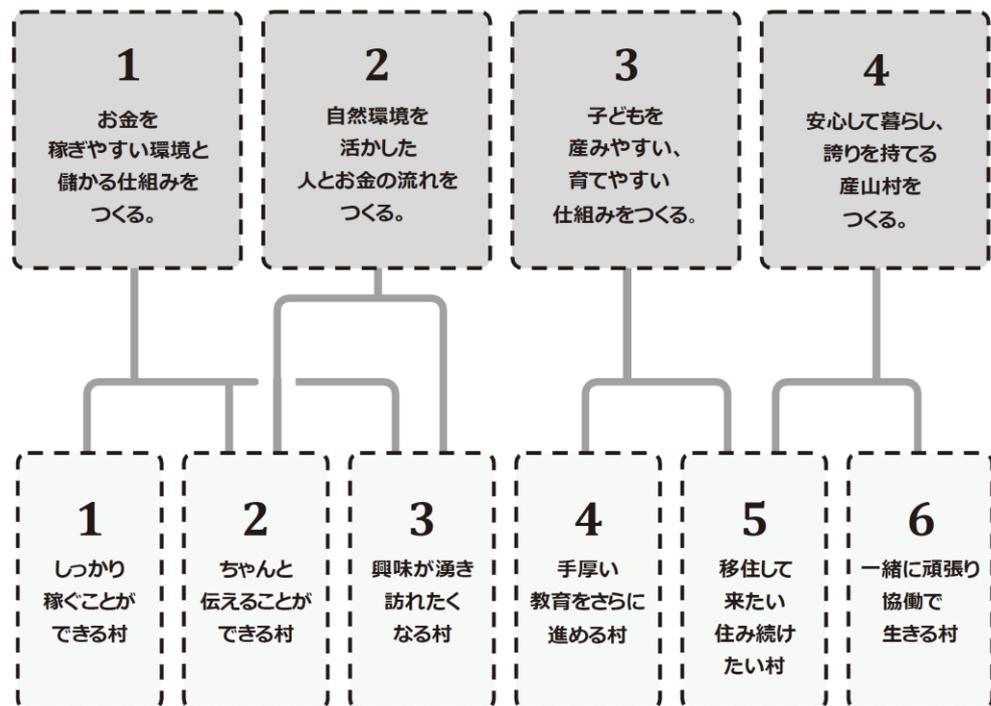
4. 産山村

1) まちづくりの将来構想

「産山村第6次総合振興計画書（令和2年3月）」に、産山村のまちづくりに関する基本理念が次のとおり示されている。

稼 ぎ 上 手 、 伝 え 上 手 、
暮 ら し 上 手 の 村 に な る

基本目標



戦 略

2) ごみ処理関連基本施策

「産山村第6次総合振興計画（令和2年3月）」に、産山村におけるごみ処理関連基本施策が、以下のとおり示されている。

施策の目標

ごみの分別収集の徹底及びリサイクル、し尿処理と合わせて合併処理浄化槽の補助体系を継続して推進し、60%の普及をめざします。さらに、自然エネルギーの活用、水源涵養林の保全、クリーンエネルギーの推進、化石燃料に頼らないエネルギー供給の仕組みなどを検討し、持続可能な社会をめざします。

具体的施策

産山村の自然環境を守るため、環境負荷を低減させる取組みを行います。リサイクルを推進するため、ゴミの分別について啓発活動を行うほか、ゴミの回収を行います。

循環型の生活を推進し、ゴミの削減を行うため、家庭用生ゴミ処理機の購入にあたり補助制度を設けます。産山村の公共用水域の水質汚濁の進行を防止し、住民の生活環境保全を図るため、合併浄化槽の設置費用の一部に対して補助を行います。

5. 高森町

「高森町総合計画後期基本計画（令和2年3月）」に、高森町のまちづくりに関する基本理念が次のとおり示されている。

施策の体系

【基本目標1】

観光立町を実現するための「町づくり」



- 1) 選ばれる新たな観光地・観光資源の創出形成
- 2) 地域団体・観光事業者等との連携強化及び組織の充実
- 3) 官民連携の観光人材育成
- 4) 景観の保全とリンクする新たな取り組み
- 5) 国際観光の振興
- 6) 観光旅行者・来町者の利便性向上
- 7) 観光旅行者・来町者の安全確保
- 8) 町民への理解促進と広報宣伝

【基本目標2】

町の情報化を基盤とする「町づくり」



- 1) 「情報通信施設利用の今後のあり方に関する提言」による各施策の推進
- 2) 住民視線での情報発信による「笑顔・声かけ」倍増への取り組み
- 3) 情報基盤を使った新施策実施と対応できる現場力育成
- 4) 画像・データ放送・情報相互交流による「交流人口」の創出

【基本目標3】

行財政改革・改善を実現する「町づくり」



- 1) ① 町長施策集と他計画を整合した「高森町総合計画」（4カ年）の施策
② 急激な社会情勢の変化・交通情勢の変化に対応する道路網の見直し
- 2) ① 住民視点に立った行政経営の実現
② 公共施設の適正な維持・管理
- 3) データ活用型スマートシティ取り組みの推進
- 4) 観光旅行者・来町者の安全確保
- 5) 町民への理解促進と広報宣伝

【基本目標 4】

地域産業が元気な
「町づくり」



- 1) エンターテインメント業界との連携推進による新しい産業の創出
- 2) 「(仮) 活力ある産業を育む第2次プラン」の策定
- 3) 南阿蘇高森農林畜産業の「地域ブランド化」の推進
- 4) 農林畜産業での技術・誇りの継承と後継者育成の推進
- 5) AIやICT等の先進的技術を活用した農林畜産業の推進
- 6) 産学官連携の加速化
- 7) 国の方針に沿った施策活用と農地有効活用の推進
- 8) 南阿蘇たかもり林業の成長産業化
- 9) 商工業者への「補助事業」取り組みの推進
- 10) 国選択無形民俗文化財「高森のにわか」による活力アップ
- 11) 民間企業を活用した農商連携での特産品創生

【基本目標 5】

誇りと夢と元気を
生み出す教育
による「町づくり」



- 1) 3つの戦略！「町あげて」・「風に乗る」・「風を興す（おこす）」
- 2) 新たな時代に求められる人財育成
- 3) 命と人権を大切にする教育の充実
- 4) 文化活動全般の充実
- 5) たかもり型公立図書館の設立
- 6) 「町民総スポーツ社会」の充実

【基本目標 6】

健康いきいき&
子育て楽しい
「町づくり」



- 1) 「わかりやすい・親しみやすい・支援しやすい体制」の構築
- 2) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）
+生活習慣病対策+他健康づくり施策の推進
- 3) 各種検診・がん検診の受診率向上の推進と疾病予防・重症化予防への取り組み
- 4) 地域医療確保対策による、安心して医療を受けられる体制の構築
- 5) 高齢者が住み慣れた地域で健康に生活できる施策の推進
- 6) 情報通信基盤を利用した外出支援・買い物支援体制の構築
- 7) きめ細やかな子育て支援のための施策の推進
- 8) ICT・AIを活用した子育て支援・健康づくりの電子化
- 9) 民間と連携した保育園運営による子育て支援の実施
- 10) 地域一体型の子育て支援の充実化

6. 南阿蘇村

1) まちづくりの将来構想

「第2次南阿蘇村総合計画改定版後期基本計画（令和4年3月）」に、南阿蘇村のまちづくりに関する政策・施策について次のとおり示されている。



2) ごみ処理関連基本施策

「第2次南阿蘇村総合計画改定版後期基本計画（令和4年3月）」に、南阿蘇村におけるごみ処理関連基本施策が、以下のとおり示されている。

政策 1 自然環境の保全と活用	
施策 4 循環型社会の構築	
目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none">• 家庭ごみが減量している• ごみの分別収集の意識が定着している• 廃食用油の回収量が増えている• 「環境保全型農業」の仕組みが確立されています
施策の推進方針	<p>①生ごみ処理機の普及 引き続き、生ごみ処理機及びごみ処理容器（バケツ）購入補助を継続し、生ごみ削減による RDF 生産の負荷を軽減します。</p> <p>②適切なおみ処理、環境美化意識の向上 ごみの不法投棄パトロールを強化するとともに、ごみ分別ルールの周知徹底や環境美化に関する啓発の取組を推進しています。</p> <p>③有害物質等の回収促進 水銀、乾電池等の適切な取扱いについて、啓発を進めるとともに、引き続き確実な回収と適切な処分を実施します。</p> <p>④グリーン購入法の推進 日常業務から生じる環境負荷の低減を図り、持続発展が可能な社会の形成に資することを目的にグリーン購入を推進します。</p> <p>⑤家庭用廃食用油の回収量増加 家庭用廃食用油回収を継続し、周知を図り、回収量の増加を目指します。</p>

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 国におけるごみ処理行政の動向

1. 国の関係法令・計画・方針等

1) 循環型社会形成推進基本法・循環型社会形成推進基本計画

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年(2000年)6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、平成13年(2001年)1月に施行された。

この法律では、対象物の有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしている。

また同法では、国が、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画を策定することを規定している。この計画は、循環型社会の形成に関する政策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組みとなるものであり、循環型社会のあるべき姿についてのイメージを示し、循環型社会形成のための数値目標を設定するとともに、国及びその他の主体の取組の方向性が示されている。平成30(2018年)年6月に閣議決定した第四次循環型社会形成推進基本計画では、国の取組の基本的な方向や一般廃棄物の減量化に関する数値目標を次のとおりとしている。

■第四次循環型社会形成推進基本計画における基本的方向(抜粋)

●持続可能な社会づくりとの統合的取組

【将来像】

- ・誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- ・環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上

●多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

【将来像】

- ・循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等
- ・災害に強い地域でコンパクトで強靱なまちづくり

●ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

【将来像】

- ・第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う

●適正処理の更なる推進と環境衛生

【将来像】

- ・廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会
- ・海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会
- ・東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生

●万全な災害廃棄物処理体制の構築

【将来像】

- ・自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会

●適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

【将来像】

- ・適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

●循環分野における基盤整備

【将来像】

- ・情報基盤が整備・更新され、必要な技術の開発が継続的に行われ、人材が育成され、多様な主体が高い意識を持って、行動する社会

資料：第四次循環型社会形成推進基本計画 平成 30 年 6 月

表 3 - 1 - 1 廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の減量化の目標

指 標		R7 年度 (2025 年度) 目標
一般廃棄物の減量化	1 人 1 日当たりのごみ排出量 (計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)	約 850g/人・日
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	家庭からの 1 人 1 日当たりごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等を除く)	約 440g/人・日
事業系ごみ排出量	事業系ごみの総量	約 1,100 万トン

資料：第四次循環型社会形成推進基本計画 平成 30 年 6 月

2) 廃棄物処理法の基本方針

平成 13 年（2001 年）5月に環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（基本方針）を決定し公表した。その基本的な方向としては、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環の利用を徹底した上で、なお適正な循環の利用が行われないものについては、適正な処分を確保すること、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することとしている。

令和 2 年（2020 年）3月の通知では、一般廃棄物の減量化の目標を次のとおりに設定している。

表 3 - 1 - 2 廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の減量化の目標

指 標	令和 7 年度（2025 年度）目標値
排出量	約 3800 万トン
1 人 1 日当たり 家庭系ごみ排出量	440 g/人・日 ※資源ごみ、集団回収量を除く
再生利用率	約 28%
最終処分量	320 万トン

資料：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号）令和 2 年 3 月 16 日事務連絡

3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に基づき、5年ごとに策定されるものである。

平成30年(2018年)6月19日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」(計画期間:2018年度~2022年度の5ヶ年)は、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することとしている。

廃棄物処理施設整備計画

基本的理念
① 基本原則に基づいた3Rの推進 ② 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 ③ 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施
① 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 ② 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 ③ 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 ④ 廃棄物系バイオマスの利活用の推進 ⑤ 災害対策の強化 ⑥ 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 ⑦ 地域住民等の理解と協力の確保 ⑧ 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

目標及び指標(抜粋)	
目標	指標
ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。	ごみのリサイクル率 21%(2017年度見込み) →27%(2022年度)
	一般廃棄物最終処分場の残余年数 2017年度の水準(20年分)を維持
焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する。	期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 19%(2017年度見込み) →21%(2022年度)

資料：廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月19日 閣議決定)、環境省報道発表資料

4) 各種リサイクル法

個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が制定されており、それらの概要は以下のとおりである。

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制（リデュース）、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指す。

資料：環境省ホームページ「各種リサイクル法」より（以下、同）

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図る。この法律では、容器（商品を入れるもの）、包装（商品を包むもの）のうち、中身商品が消費されたり、中身商品と分離された際に不要になるものを「容器包装」と定義して、リサイクルの対象としている。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた法律。この法律では、家庭用エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目について、小売業者による引取り及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等（リサイクル）が義務付けられ、消費者（排出者）には、家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなど、それぞれの役割分担を定めている。

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する法律。

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付ける法律。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付ける法律。

小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

使用済小型電子機器等に含まれる金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。この法律では、市町村が回収を行い、認定を受けた事業者が再資源化を行うなど、それぞれの役割分担を定めている。

5) 食品ロスの削減の推進に関する法律

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、その削減が国際的にも重要な課題となっている。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしている。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、この法律が令和元年 10 月に施行された。

6) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることを受け、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じる法律が令和 4 年 4 月に施行された。

以上の関連法に基づく循環型社会形成推進のための法体系は、次のとおりである。

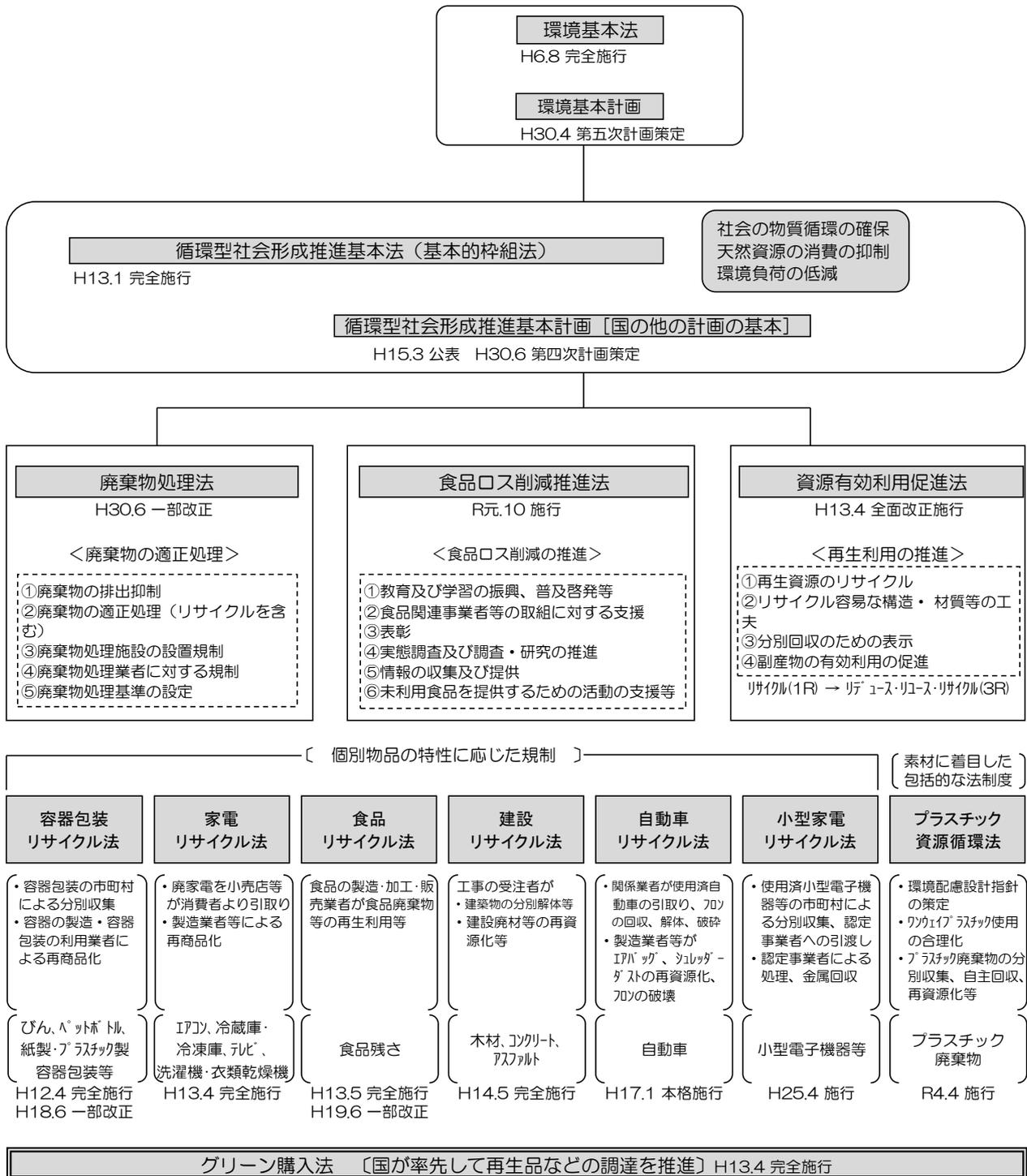


図 3 - 1 - 1 循環型社会形成推進のための法体系

7) 循環型社会形成推進交付金

市町村等が行う、地域の生活基盤を支えるための社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備を支援する制度として「循環型社会形成推進交付金」がある。

この交付金制度は、平成 17 年度に従来の補助金制度に代えて創設されたものであり、その概要等は次のとおりである。

(1) 交付金制度の概要

循環型社会形成推進交付金制度は市町村等が必要に応じて都道府県及び国（環境省）と意見交換を行う会議を開催し、循環型社会推進のための目標とそれを実現するために必要な事業等を記載した「循環型社会形成推進地域計画」を作成し、国は地域計画が廃棄物処理法の基本方針に適合している場合に、年度ごとに交付金を交付するものである。

また、市町村には、計画期間終了時に目標の達成状況に関する事後評価が求められ、その結果については公表することとなっている。

表 3 - 1 - 3 循環型社会形成推進交付金制度の概要

項目	内容		備考
1. 目的	廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図る。		
2. 概要	市町村（一部事務組合を含む）が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画※」（概ね5カ年間の計画）に基づき実施される事業の費用について交付する。		
	①循環型社会形成推進地域計画の作成	計画対象地域の市町村が、必要に応じて都道府県及び国（環境省）と意見交換を行う会議を開催し、3R推進のための目標と、それを実現するために必要な事業等を記載した循環型社会形成推進地域計画を作成する。	交付金を活用して達成すべき目標を設定 （例）目標：廃棄物の減量化、リサイクルの推進、最終処分量の抑制等
	②交付金の交付	国は、循環型社会形成推進地域計画が、廃棄物処理法の基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付する。	
	③事後評価	計画期間終了時、市町村に目標の達成状況に関する事後評価を求めることとし、その結果等についてチェックし公表する。	
3. 交付対象	対象地域	市町村（人口5万人以上又は面積400km ² 以上の計画対象地域を構成する場合に限る） （特例）沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付の対象とする。	
	対象施設及び事業	循環型社会の形成を進めるための幅広い施設を対象とする。	次頁の表参照

※一般廃棄物処理計画に施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができる。

資料：環境省「循環型社会形成推進交付金等申請ガイド（施設編）」令和3年3月
循環型社会形成推進交付金交付要綱、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領

(2) 交付金対象事業と交付率

循環型社会形成推進交付金制度による交付対象事業は、地域計画に掲げられた次の事業等となっている。交付率は、交付対象事業費の1/3が基本で、高エネルギー回収率のごみ焼却施設や一定の条件を満たすメタンガス化施設については、1/2の交付率となっている。

表3-1-4 循環型社会形成推進交付金の交付対象事業

交付対象事業	具体的な施設	事業内容
マテリアルリサイクル推進施設	リサイクルセンター、ストックヤード、容器包装リサイクル推進施設、灰溶融施設	新設、増設
エネルギー回収型廃棄物処理施設	ごみ焼却施設、メタンガス化施設、ごみ燃料化施設	新設、増設
廃棄物運搬中継施設	サテライトセンター	新設、増設
有機性廃棄物リサイクル推進施設	汚泥再生処理センター、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設	新設、増設
最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	最終処分場	新設、増設
最終処分場再生事業	最終処分場	既に埋め立てられている廃棄物の減容化と埋立処分容量の増加、基準への適合化
廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/3）	ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルセンター、ストックヤード	改良・改造 CO ₂ 量を3%相当以上削減 又は災害廃棄物の受入に必要な設備を備えるもの
廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/2）	し尿処理施設	改良・改造 CO ₂ 量を20%相当以上削減
漂流・漂着ごみ処理施設		新設、増設
コミュニティ・プラント	コミュニティ・プラント	新設、増設
浄化槽設置整備事業 公共浄化槽等整備推進事業	浄化槽	別に定める浄化槽整備に関する実施要綱による事業
施設整備に関する計画支援事業		廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等

資料：循環型社会形成推進交付金交付要綱（令和4年4月1日施行）
 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（令和4年7月1日施行）
 循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（令和4年3月改訂）

表3-1-5 エネルギー回収型廃棄物処理施設の交付率と条件

	1/3の交付条件	1/2の交付条件
ごみ焼却施設	<p>①エネルギー回収率22.0%相当以上（規模により異なる。） ※下表参照</p> <p>②施設の長寿命化のための施設保全計画を策定する</p> <p>③「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するもの</p>	<p>①エネルギー回収率 26.0%相当以上（規模により異なる。） ※下表参照</p> <p>②整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること</p> <p>③二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めること</p> <p>④施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること</p> <p>⑤原則として、ごみ処理の広域化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力 300t/日以上以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りでない。）</p> <p>⑥「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するもの</p>
メタンガス化施設	<p>①バイオガスの熱利用率 350kWh/ごみトン相当以上を満たさない施設を整備するもの。</p> <p>②施設の長寿命化のための施設保全計画を策定する</p> <p>③「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するもの</p>	<p>①バイオガスの熱利用率 350kWh/ごみトン以上の施設を整備するもの。</p> <p>②施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するもの。</p>

表3-1-6 交付率とエネルギー回収率

施設規模 (t/日)	エネルギー回収率 (%)	
	交付率 1/3の交付要件	交付率 1/2の交付要件
100 以下	11.5	17.0
100 超、150 以下	14.0	18.0
150 超、200 以下	15.0	19.0
200 超、300 以下	16.5	20.5
300 超、450 以下	18.0	22.0
450 超、600 以下	19.0	23.0
600 超、800 以下	20.0	24.0
800 超、1000 以下	21.0	25.0
1000 超、1400 以下	22.0	26.0
1400 超、1800 以下	23.0	27.0
1800 超	24.0	28.0

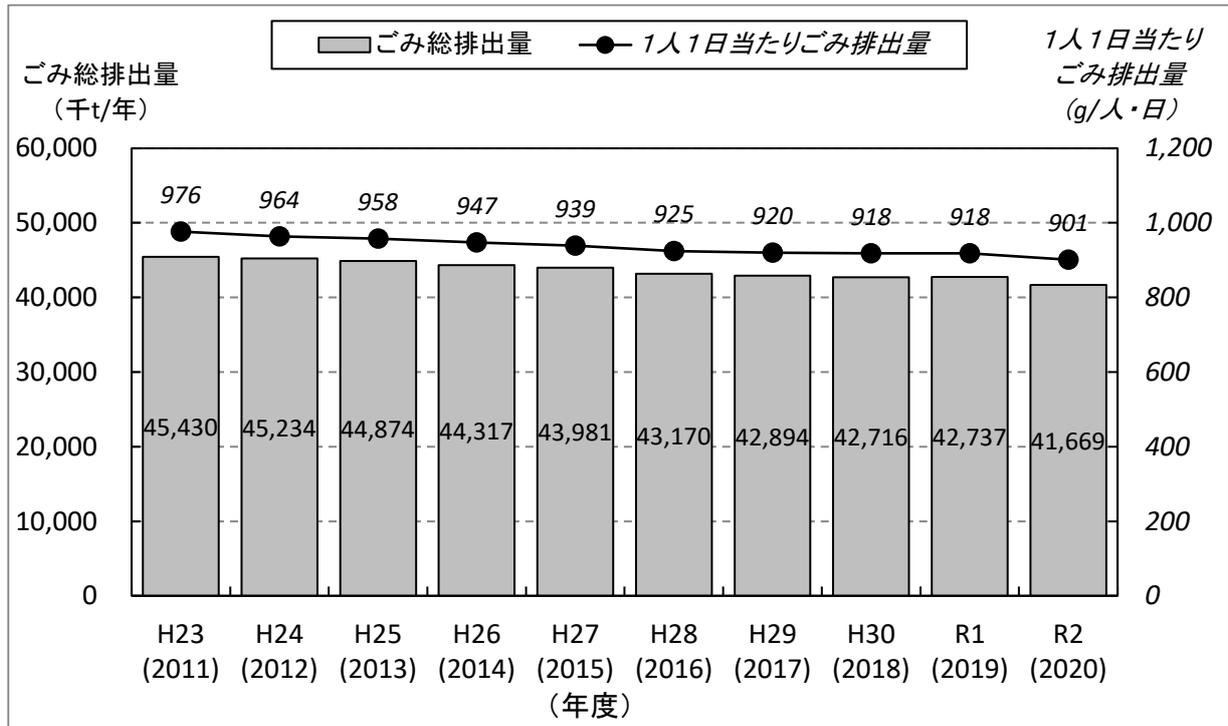
資料：エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル(令和3年4月改訂)

2. 全国のごみ処理の状況

1) ごみの排出状況

(1) ごみ総排出量、1人1日当たりごみ排出量の推移

全国におけるごみの総排出量及び1人1日当たり排出量は、いずれも減少傾向で推移しており、令和2年度は総排出量 41,669 千トン（前年度比-2.5%）、1人1日当たりごみ排出量 901 グラム（前年度比-1.9%）となっている。



資料：環境省一般廃棄物処理実態調査（各年度版）以下同じ

備考：1 ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

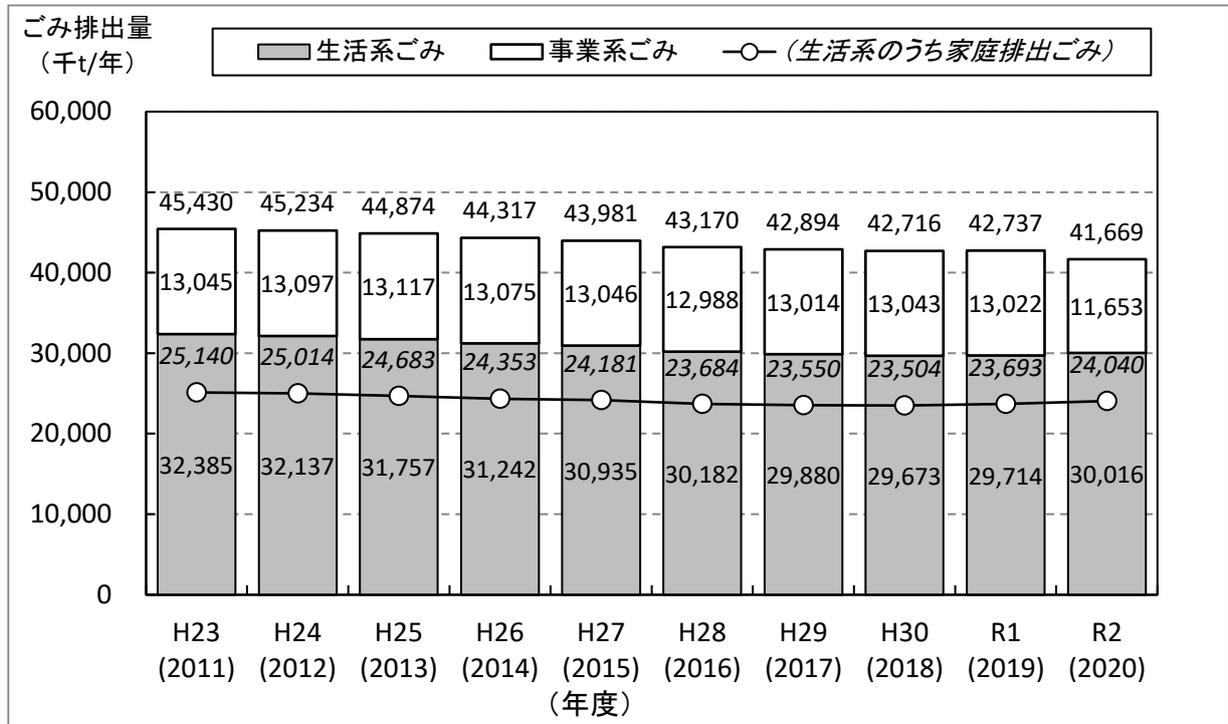
2 1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量÷総人口÷365人（又は366日）

なお、平成24年度以降の総人口には、外国人人口を含んでいる。

図3-1-2 ごみ総排出量、1人1日当たりごみ排出量の推移（全国）

(2) 生活系ごみと事業系ごみの推移

ごみの総排出量のうち、生活系ごみと事業系ごみの排出割合を見ると、令和2年度は生活系ごみが30,016千トン（72%）、事業系ごみが11,653千トン（28%）となっている。また、生活系ごみのうち家庭排出ごみは24,040千トン（生活系ごみのうち約80%）となっている。

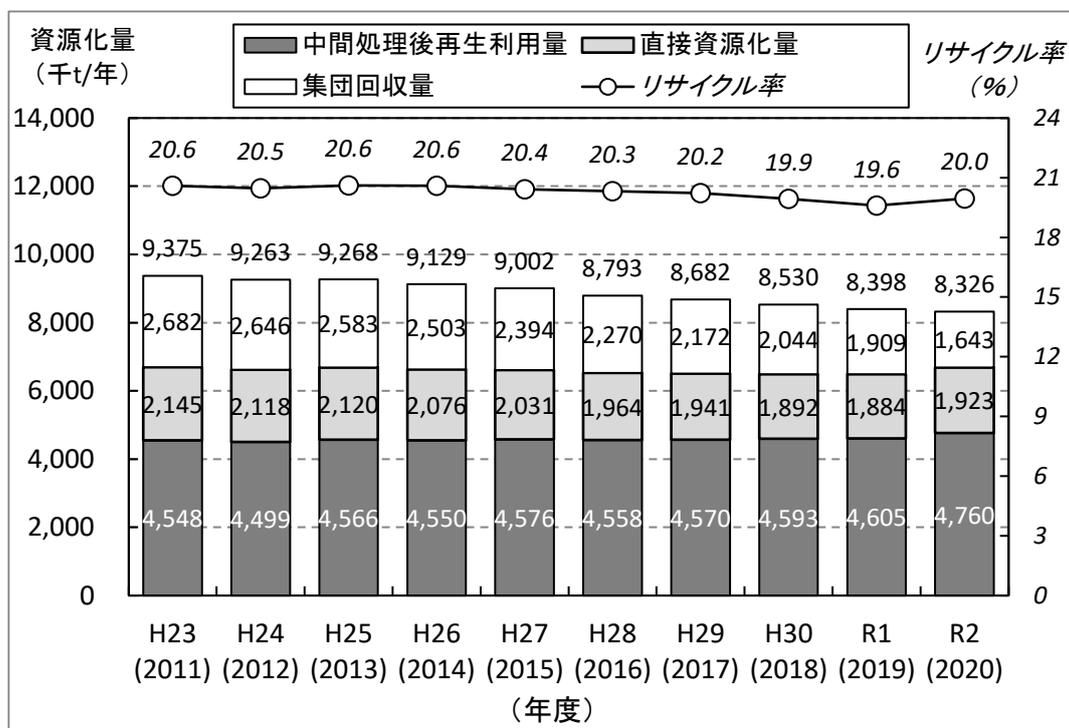


- 備考：1 集団回収量は生活系ごみに分類
 2 家庭排出ごみ＝生活系ごみ－集団回収量－資源ごみ－直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの
 3 四捨五入のため合計が合わない場合がある

図3-1-3 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移（全国）

2) 資源化の状況

全国のリサイクル率は、近年はほぼ横ばいで推移しており、令和2年度は20.0%(前年度比+0.4%)となっている。

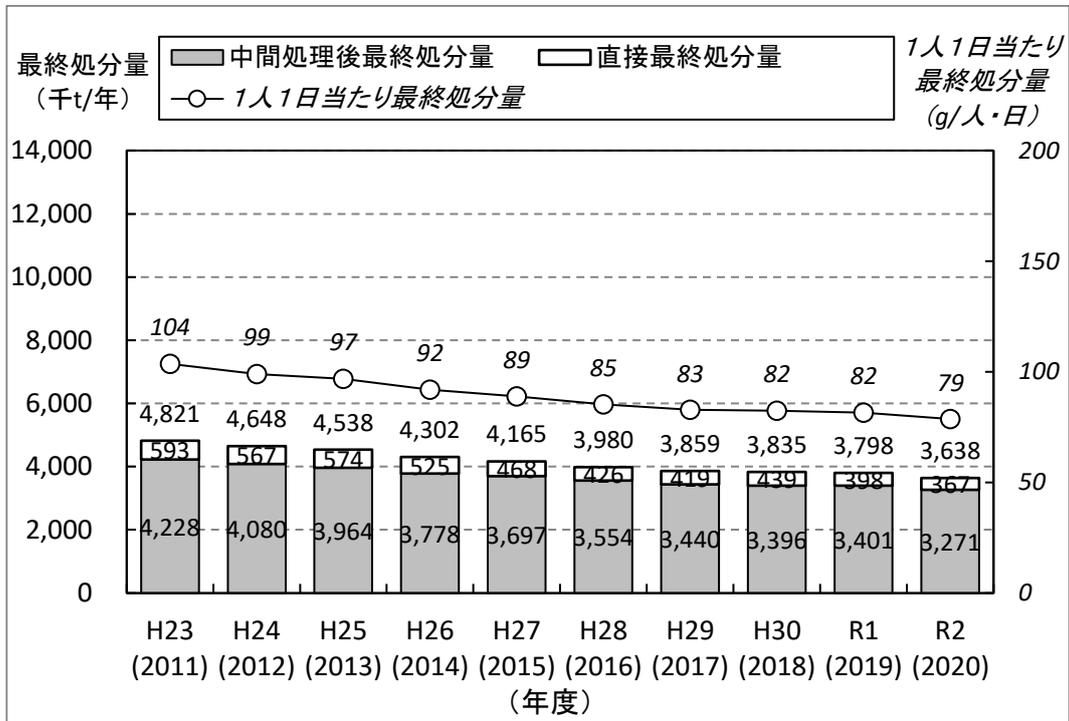


- 備考：1 $\text{リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$
 2 四捨五入のため合計が合わない場合がある

図3-1-4 資源化量とリサイクル率の推移(全国)

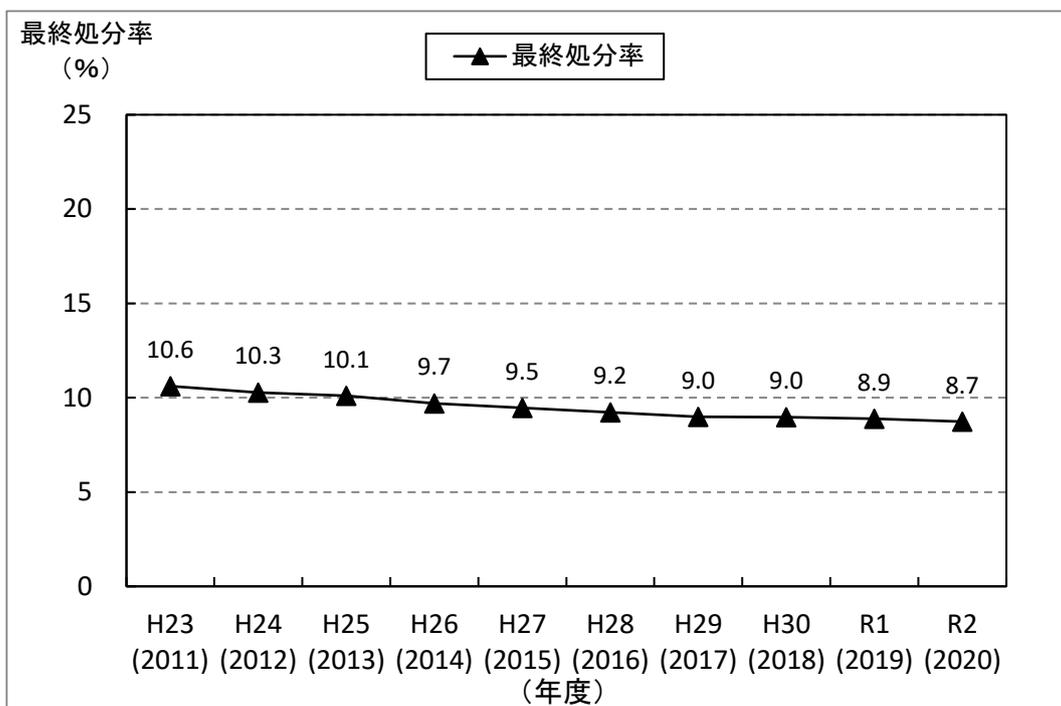
3) 最終処分の状況

全国最終処分の状況は、最終処分量、最終処分率とも減少傾向で推移しており、令和2年度は3,638千トン、1人1日当たり79グラムの最終処分量で、最終処分率は8.7%（前年度比-0.2%）となっている。



- 備考：1 最終処分量＝直接最終処分量＋中間処理後最終処分量（焼却残渣・焼却以外の処理残渣（不燃残渣））
 2 1人1日当たり最終処分量＝最終処分量÷総人口÷365日（又は366日）
 3 四捨五入のため合計が合わない場合がある

図3-1-5 最終処分量と1人1日当たり最終処分量の推移（全国）

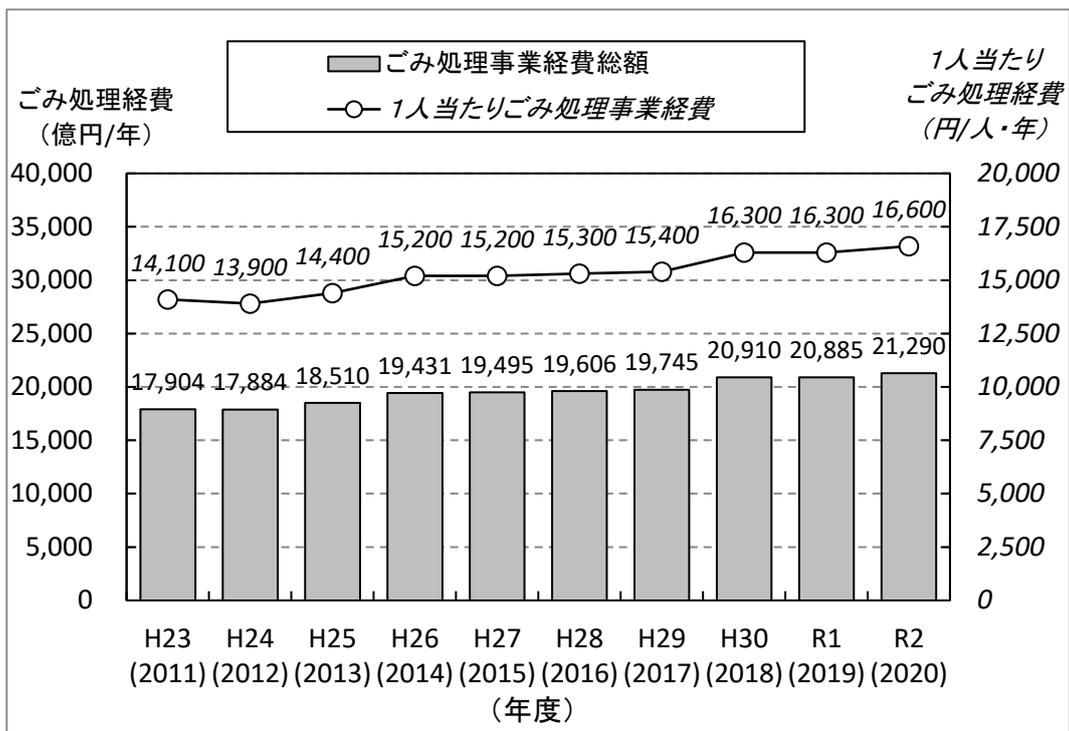


備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量×100

図3-1-6 最終処分率の推移（全国）

4) ごみ処理経費の状況

全国におけるごみ処理経費の総額は、令和2年度で2兆1,290億円であり、国民1人当たりに換算すると約16,600円となっている。



- 備考：1 ごみ処理事業経費総額＝建設改良費＋処理及び維持管理費等＋その他
 2 1人当たりごみ処理事業経費＝ごみ処理事業経費総額÷総人口（百円未満四捨五入）

図3-1-7 ごみ処理経費の推移（全国）

第2節 熊本県におけるごみ処理行政の動向

1. 熊本県廃棄物処理計画

熊本県では、平成13年度から5期にわたり熊本県廃棄物処理計画を策定し、県民、事業者、市町村等との協働のもと循環型社会の形成に向けた取り組みを行っている。

令和3～7年度を計画期間として策定された第5期の廃棄物処理計画では、市町村が取り組む一般廃棄物（ごみ）処理に関し、次のような課題が挙げられている。

1 ごみの排出に関する課題
<ul style="list-style-type: none">○ 平成30年度の県民1人1日当たりのごみ排出量（856グラム）は、全国で5番目に少ない状況であるが（全国918グラム）、現在の取り組みを継続しつつ、さらなる削減に取り組んでいく必要がある。○ 食品ロスの削減の観点からも、食品製造や消費者行政担当部局等と連携し、生活系ごみの大きな割合を占める食品廃棄物の削減を図る必要がある。○ 海洋プラスチックごみが問題となる中、エネルギー利用されずに焼却されている容器包装プラスチック等が分別回収されるよう取り組む必要がある。○ 廃棄された小型家電、特に携帯電話や加熱式タバコなどに内蔵されるリチウムイオン電池が一般ごみに混入すると、ごみ収集車や清掃工場での発火、火災に繋がり危険であることを、県民に周知する必要がある。○ 水銀フリー社会の実現に向け、水銀含有製品の適正処理を推進するため、水銀が含まれる製品とその処分方法について、県民や排出事業者に周知する必要がある。
2 再生利用に関する課題
<ul style="list-style-type: none">○ 再生利用率向上のため、容器包装プラスチック等の分別回収を進める必要がある。○ 長期的には、高効率でエネルギー回収ができる施設の建設、既存施設改修が必要であり、各市町村等の地域計画の策定等の取り組みを支援する必要がある。○ 短期的には管理型最終処分場に埋め立てられる焼却灰や飛灰の再資源化を推進する必要がある。○ ごみのRDF化については、全国的に撤退する市町村が相次ぎ、先行きが不透明な中、今後どのように進められるのか注視する必要がある。
3 一般廃棄物（ごみ）処理施設に関する課題
<ul style="list-style-type: none">○ 市町村は、経済性、効率性を踏まえ、ごみ焼却施設等の集約化や他の市町村等との連携による広域的な処理など、一般廃棄物の処理主体として適正な処理体制を確保する必要がある。○ 市町村は、地球温暖化防止や省エネルギー化等に配慮したエネルギー回収効率の高いごみ焼却施設の整備を行う必要がある。○ 新たな施設設置が困難な市町村にあっては、市町村策定の長寿命化計画に基づき老朽化した施設の更新や改良を適切な時期に行う必要がある。○ 災害に伴う大量の廃棄物の処理を考慮し、施設の強靱化を進めるとともに、県内の焼却施設等の連携など、非常時の広域処理に備える必要がある。

資料：熊本県廃棄物処理計画（第5期：令和3～7年度）

また、熊本県廃棄物処理計画における一般廃棄物の減量化等の目標は、国の基本方針に倣った目標が設定されている。

表 3 - 2 - 1 熊本県廃棄物処理計画における一般廃棄物の減量化の目標

指 標	令和 7 年度（2025 年度）目標値
排出量	506 千トン
1 人 1 日当たり排出量	811 グラム
1 人 1 日当たり 家庭系ごみ排出量	557 グラム
1 人 1 日当たり 事業系ごみ排出量	254 グラム
再生利用率	28%
最終処分量	48 千トン

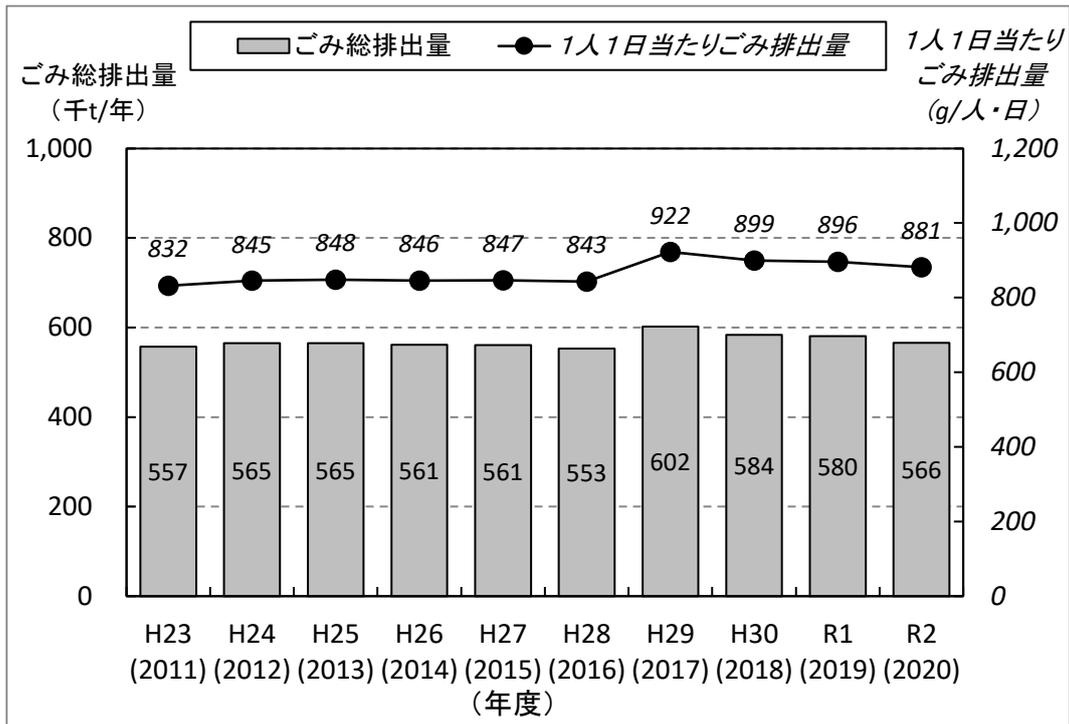
資料：熊本県廃棄物処理計画（第 5 期：令和 3～7 年度）

2. 熊本県のごみ処理の状況

1) ごみの排出状況

(1) ごみ総排出量、1人1日当たりごみ排出量の推移

熊本県におけるごみの総排出量及び1人1日当たり排出量は、平成28年度までは概ね横ばいで推移していたものの、平成29年度に増加した後は減少傾向で推移しており、令和2年度は総排出量566千トン（前年度比-2.5%）、1人1日当たりごみ排出量881グラム（前年度比-1.7%）となっている。なお、なお、平成29年度（2017年度）にごみ量が増加しているのは、熊本地震（2016年）による影響であると推察される。



資料：環境省一般廃棄物処理実態調査（各年度版） 以下同じ

備考：1 ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

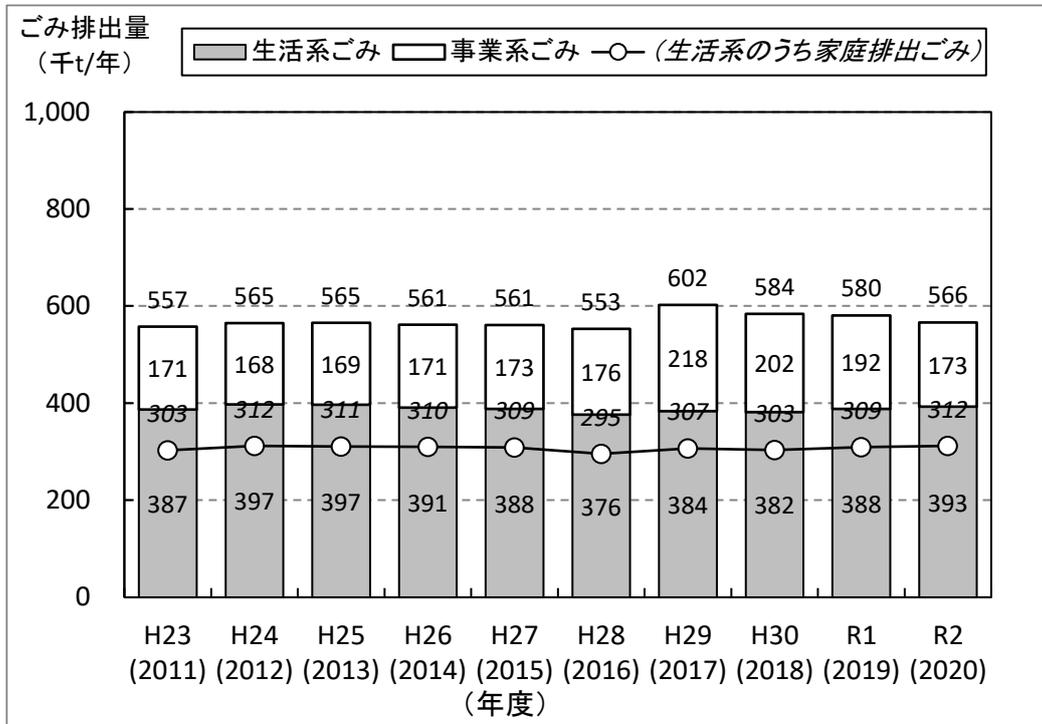
2 1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量÷総人口÷365人（又は366日）

なお、平成24年度以降の総人口には、外国人人口を含んでいる。

図3-2-1 ごみ総排出量、1人1日当たりごみ排出量の推移（熊本県）

(2) 生活系ごみと事業系ごみの推移

ごみの総排出量のうち、生活系ごみと事業系ごみの排出割合を見ると、令和2年度は生活系ごみが393千トン（約69%）、事業系ごみが173千トン（約31%）となっている。また、生活系ごみのうち家庭排出ごみは312千トン（生活系ごみのうち約79%）となっている。

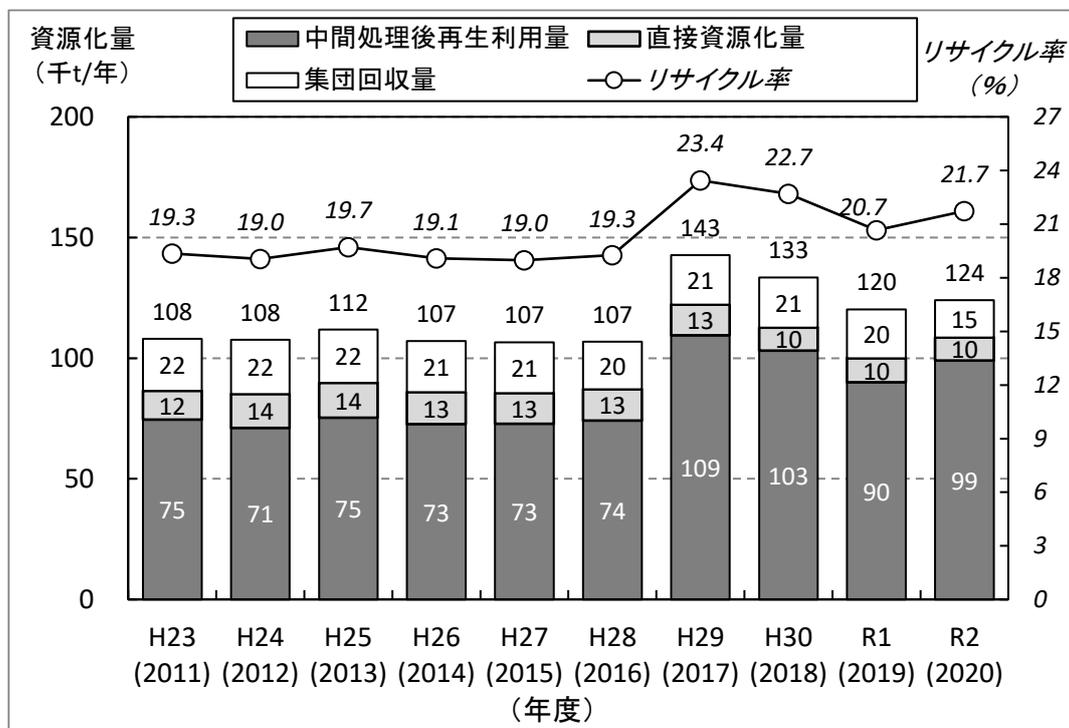


- 備考：1 集団回収量は生活系ごみに分類
 2 家庭排出ごみ＝生活系ごみ－集団回収量－資源ごみ－直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの
 3 四捨五入のため合計が合わない場合がある

図3-2-2 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移（熊本県）

2) 資源化の状況

熊本県のリサイクル率は、平成 28 年度までほぼ横ばいで推移していたが、平成 29 年度に増加、令和元年度まで減少傾向であったが、令和 2 年度は 21.7%（前年度比+1.0%）となっている。なお、平成 29 年度から資源化量が増加しているのは、熊本地震（平成 28 年）による影響であると推察される。

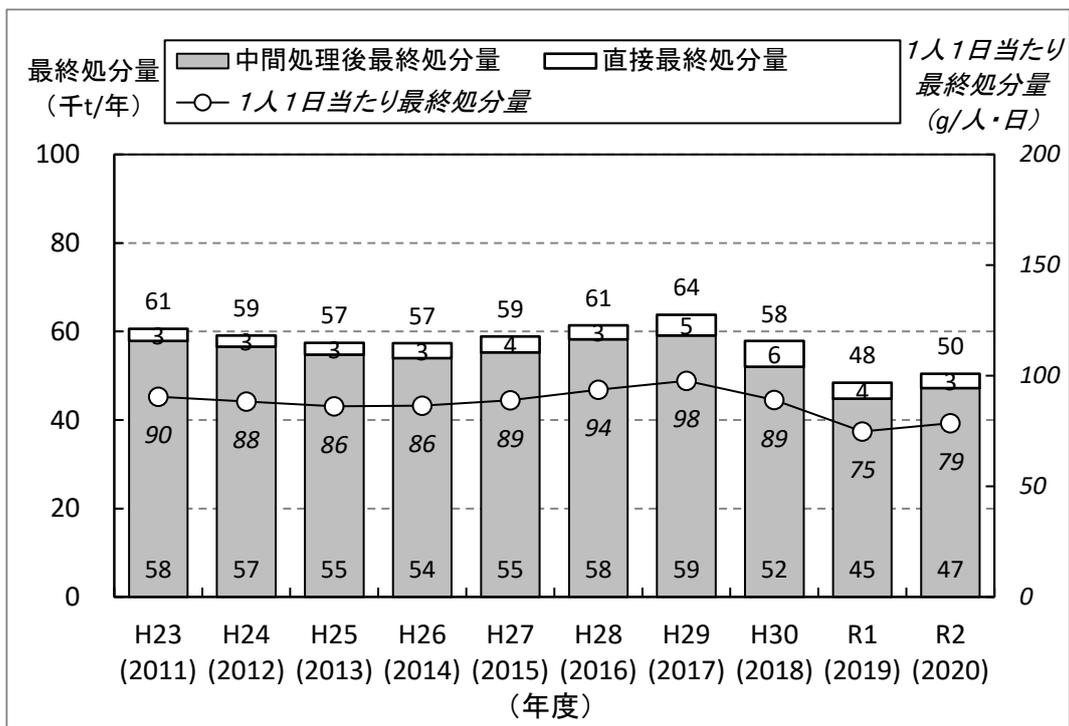


- 備考：1 リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）
 ÷（ごみ総処理量＋集団回収量）×100
 2 四捨五入のため合計が合わない場合がある

図 3 - 2 - 3 資源化量とリサイクル率の推移（熊本県）

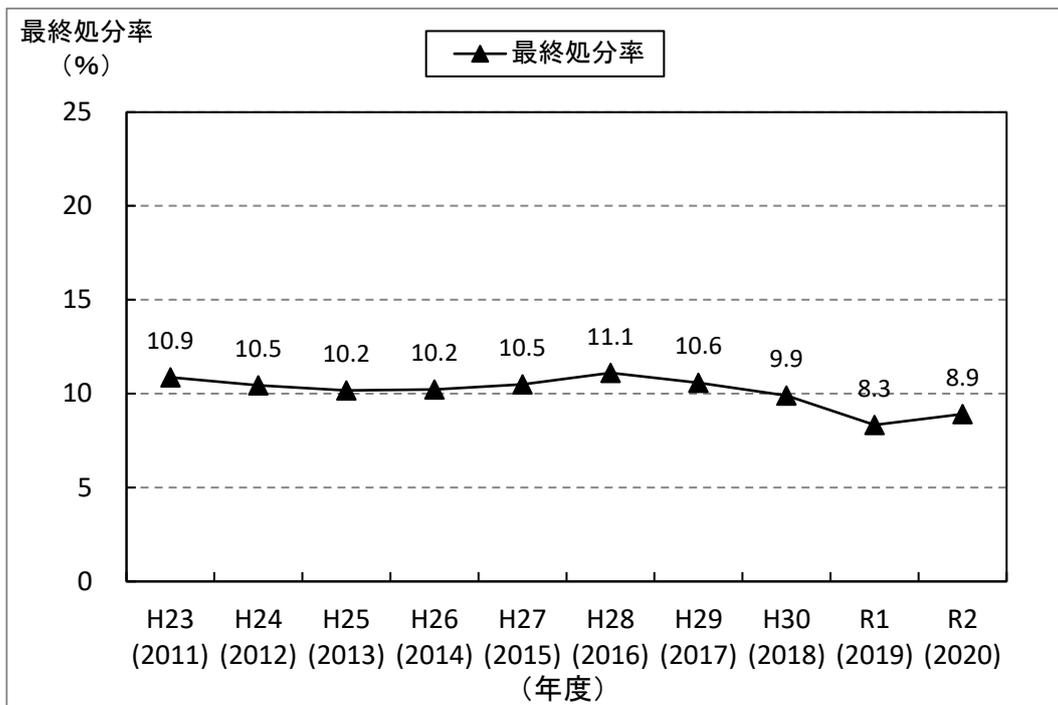
3) 最終処分の状況

熊本県の最終処分の状況は、最終処分量、最終処分率とも平成 29 年度以降減少していたが、令和 2 年度は増加し、50 千トン、1 人 1 日当たり 79 グラムの最終処分量で、最終処分率は 8.9%（前年度比+0.6%）となっている。



- 備考：1 最終処分量＝直接最終処分量＋中間処理後最終処分量（焼却残渣・焼却以外の処理残渣（不燃残渣））
 2 1 人 1 日 当 たり 最 終 処 分 量 ＝ 最 終 処 分 量 ÷ 総 人 口 ÷ 365 日（又 は 366 日）
 3 四捨五入のため合計が合わない場合がある

図 3 - 2 - 4 最終処分量と 1 人 1 日 当 たり 最 終 処 分 量 の 推 移（熊 本 県）

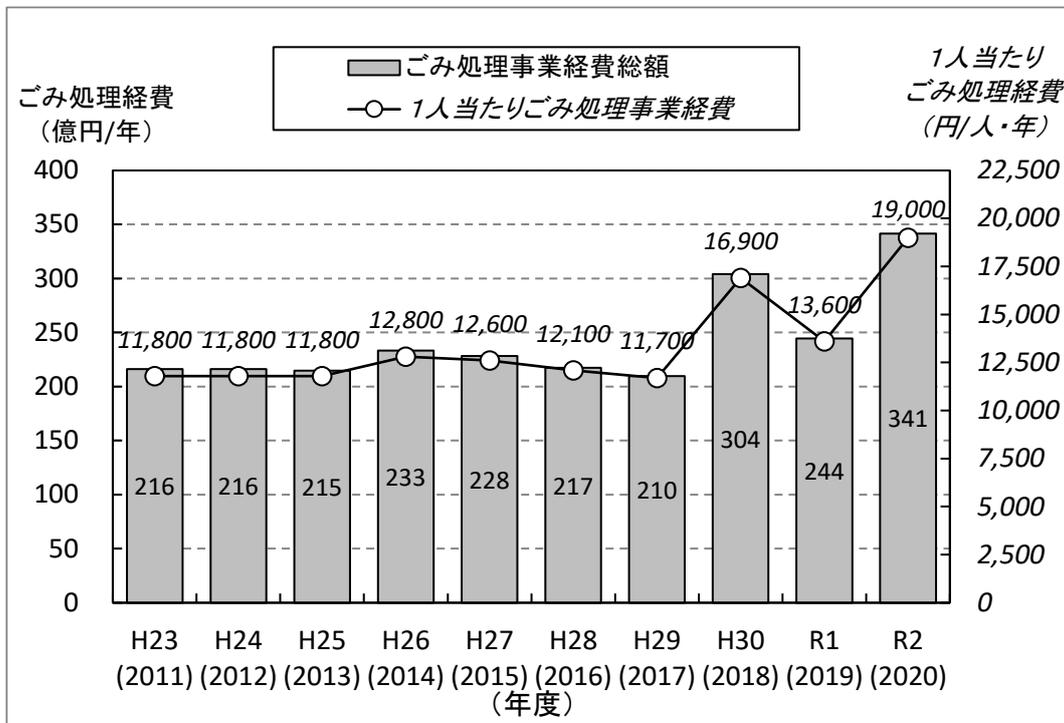


備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量×100

図 3 - 2 - 5 最終処分率の推移の推移（熊本県）

4) ごみ処理経費の状況

熊本県におけるごみ処理経費の総額は、令和2年度で341億円であり、県民1人当たりには換算すると約19,000円となっている。なお、平成30年度は、熊本地震（平成28年）による影響、令和2年度は建設改良費が増加した影響でごみ処理経費が増加していると推察される。



- 備考：1 ごみ処理事業経費総額＝建設改良費＋処理及び維持管理費等＋その他
 2 1人当たりごみ処理事業経費＝ごみ処理事業経費総額÷総人口（百円未満四捨五入）

図3-2-6 ごみ処理経費の推移（熊本県）

第3節 本地域のごみ処理の現状

1. ごみ処理体制

1) ごみ処理の実施主体

ごみ処理に関する現在の実施主体は、次のとおりである。生活系ごみの収集・運搬は、本組合（南部地区、北部地区）あるいは圏域市町村（中部地区）が実施主体となって実施（委託）している。なお、粗大ごみの収集・運搬については、排出者が自ら直接搬入するほか、阿蘇市では組合が許可した収集・運搬業者に依頼して中間処理施設へ搬入することができ、南部地区では圏域市町村が実施主体となって実施（委託）している。事業系ごみについては、排出者が自ら直接搬入するか、組合が許可した収集・運搬業者に依頼して中間処理施設へ搬入することとなっている。中間処理及び最終処分については、組合が実施主体となって実施している。

表3-3-1 ごみ処理の実施主体（阿蘇市、産山村：中部地区）

阿蘇市、産山村【中部地区】				
区分	ごみの種類		実施主体	運営形態
収集・運搬	生活系ごみ	可燃ごみ	阿蘇市 産山村	委託（民間業者）
		不燃ごみ		
		資源ごみ		
		粗大ごみ		
	事業系ごみ	排出者（産山村）	直接搬入	
		排出者（阿蘇市）	直接搬入、許可業者	
		排出者	直接搬入、許可業者	
中間処理	可燃ごみ	阿蘇広域行政事務組合	直営	
	不燃ごみ			
	資源ごみ			
	粗大ごみ			
最終処分	—		阿蘇広域行政事務組合	直営

表3-3-2 ごみ処理の実施主体（高森町、南阿蘇村：南部地区）

高森町、南阿蘇村【南部地区】				
区分	ごみの種類		実施主体	運営形態
収集・運搬	生活系ごみ	可燃ごみ	阿蘇広域行政事務組合	委託（民間業者）
		不燃ごみ		
		資源ごみ		
		粗大ごみ		
	事業系ごみ	排出者	直接搬入	
		排出者	直接搬入、許可業者	
中間処理	可燃ごみ	阿蘇広域行政事務組合	直営	
	不燃ごみ			
	資源ごみ			
	粗大ごみ			
最終処分	—		阿蘇広域行政事務組合	直営

表 3-3-3 ごみ処理の実施主体（南小国町、小国町：北部地区）

南小国町、小国町【北部地区】				
区分	ごみの種類		実施主体	運営形態
収集・運搬	生活系ごみ	可燃ごみ	阿蘇広域行政事務組合	委託（民間業者）
		不燃ごみ		
		資源ごみ		
		粗大ごみ	排出者	直接搬入
	事業系ごみ	排出者	直接搬入、許可業者	
中間処理	可燃ごみ	阿蘇広域行政事務組合	直営	
	不燃ごみ			
	資源ごみ			
	粗大ごみ			
最終処分	—		阿蘇広域行政事務組合	直営

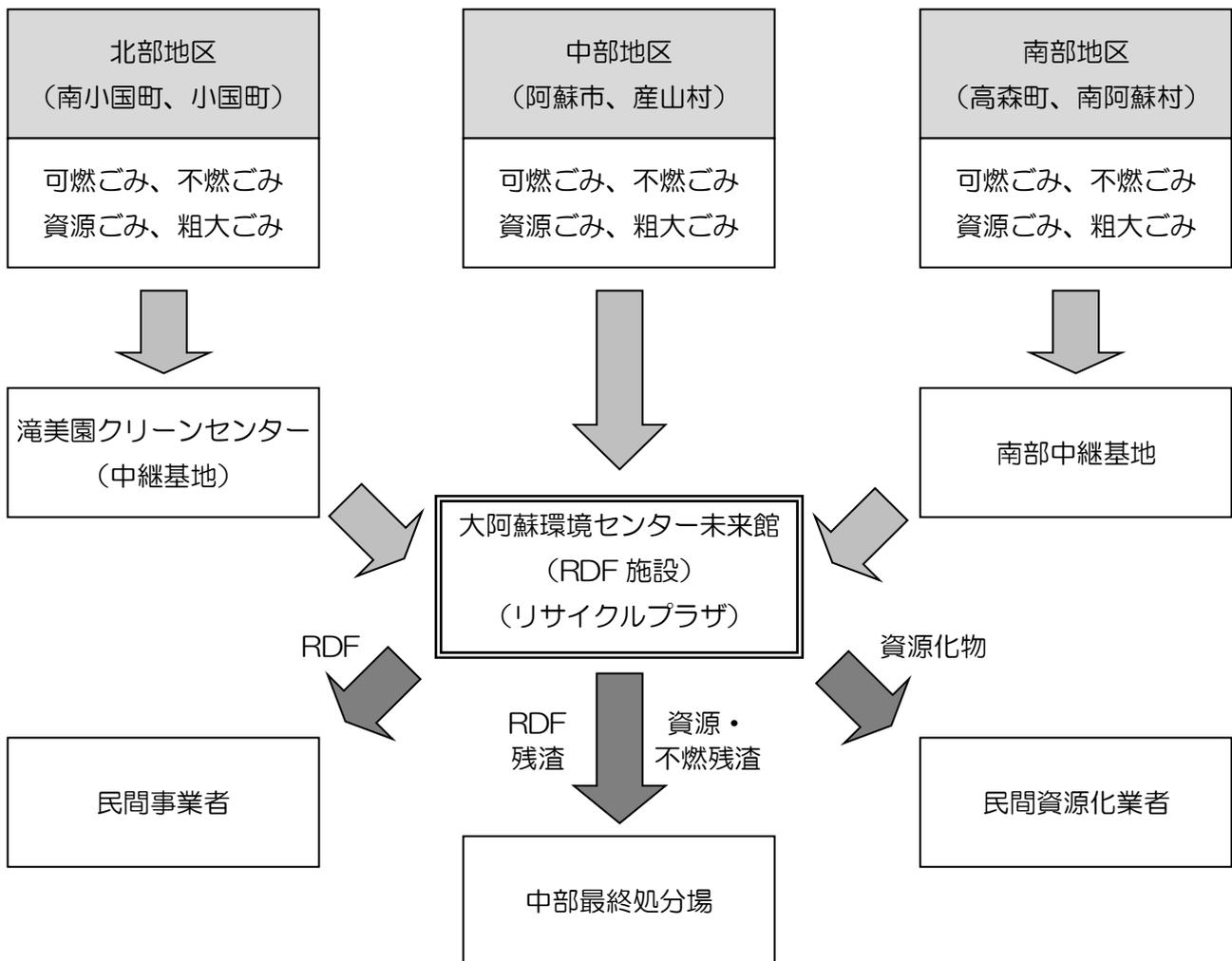


図 3-3-1 ごみ処理・処分の流れ

2) 収集・運搬体制

ごみの収集・運搬は、次の体制で行われている。

表 3-3-4 ごみの収集・運搬体制（阿蘇市、産山村：中部地区）

ごみの種類		収集主体	収集方式	収集回数	収集袋
生活系	可燃ごみ	阿蘇市（委託）	ステーション方式	週2回	指定袋
	不燃ごみ		ステーション方式	月1回	指定袋
	資源ごみ	産山村（委託）	ステーション方式	月1回	指定袋
	粗大ごみ	排出者（産山村）	直接搬入	随時	無指定
排出者自ら直接搬入するか、許可業者に委託（阿蘇市）				無指定	
事業系ごみ		排出者自ら直接搬入するか、許可業者に委託			指定袋

表 3-3-5 ごみの収集・運搬体制（高森町、南阿蘇村：南部地区）

ごみの種類		収集主体	収集方式	収集回数	収集袋
生活系	可燃ごみ	組合（委託）	ステーション方式	週2回	指定袋
	不燃ごみ		ステーション方式	月1回	指定袋
	資源ごみ		ステーション方式	月1回	指定袋
	粗大ごみ		戸別収集	随時	無指定
排出者		直接搬入	随時	無指定	
事業系ごみ		排出者自ら直接搬入するか、許可業者に委託			指定袋

表 3-3-6 ごみの収集・運搬体制（南小国町、小国町：北部地区）

ごみの種類		収集主体	収集方式	収集回数	収集袋
生活系	可燃ごみ	組合（委託）	ステーション方式	週2回	指定袋
	不燃ごみ		ステーション方式	月1回	指定袋
	資源ごみ		ステーション方式	月1回	指定袋
	粗大ごみ	排出者	直接搬入	随時	無指定
事業系ごみ		排出者自ら直接搬入するか、許可業者に委託			指定袋

	ごみの種類		分別のポイント	指定ごみ袋
固形燃料ごみ	生ゴミ、紙くず、木くず、プラスチック、革製品類など		<ul style="list-style-type: none"> ・残飯などは、水分をよく切ってください。 ・靴などについている金具類は外してください。 ・木くずは、直径10cm以内で袋に入る大きさにしてください。 	
	カン・ビン	飲食用に使用されたカン・ビン類	<ul style="list-style-type: none"> ・金属製のふたは「小金属」へ。 ・プラスチック製のふたは「固形燃料ごみ」へ。 ・油のカン・ビンは「小金属」へ 	
	ペットボトル	飲食用に使用されたペットボトル  ←このマークが目印	<ul style="list-style-type: none"> ・金属製のキャップは「小金属」へ。 ・プラスチック製のキャップは「固形燃料ごみ」へ。 ・ラベルははがなくても構いません。 ・洗剤などの容器は「固形燃料ごみ」へ。 	
資源ごみ	紙類	新聞、雑誌、ダンボール、チラシ、その他紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニール袋、ガムテープなどは外してください。 ・高さは、30cm以内にして出してください。 ・金物以外のひもで縛って出してください。 ・汚れがついたもの、ビニールコートやワックス加工してあるものは「固形燃料ごみ」へ 	
	衣類	上着、ズボン、セーター、シャツなど	<ul style="list-style-type: none"> ・ボタンやファスナーなどは付いたままで構いません。 ・ボロボロになった衣類や下着類は「固形燃料ごみ」へ。 ・可燃ごみとして出す場合は、金属製のボタンやファスナーなどは取り除いてください。 	
小金属・ガラス類	なべ、やかん等の金属類、ガラス（窓、コップ、化粧品など）、陶磁器、小型電気製品、スプレー缶など		<ul style="list-style-type: none"> ・スプレー缶、ガスボンベ等は、必ず中身を使い切って出してください。 	
乾電池・蛍光管類	乾電池、蛍光管		<ul style="list-style-type: none"> ・大阿蘇環境センター未来館・南部中継基地・滝美園クリーンセンターまたはお近くの市役所・役場に直接お持ちください。 ・蛍光灯が万が一割れてしまった場合は、ガラス瓶やポリ袋等の密閉出来る容器に入れて持ち込みしてください。 	

図3-3-2 本組合でのごみの出し方（説明リーフレット）

3) ごみの収集運搬及び処理に関する手数料

ごみの収集運搬及び処理に関する手数料は、次のとおり徴収している。

表 3 - 3 - 7 ごみの収集運搬及び処理に関する手数料 (令和 4 年度現在)

種別		手数料	
収集運搬 手数料	生活系 ごみ	可燃ごみ (固形燃料ごみ)	大：22 円/枚 (指定ごみ袋) 小：11 円/枚 (指定ごみ袋)
		不燃ごみ	27.5 円/枚 (指定ごみ袋)
		資源ごみ	27.5 円/枚 (指定ごみ袋)
		事業系ごみ	大：50 円/枚 (指定ごみ袋) 小：40 円/枚 (指定ごみ袋)
	粗大ごみ (南部地区のみ)	1 台あたり 500 円～3,500 円の範囲内において 規則で定める額	
ごみ処理 手数料	生活系ごみ	市町村及び組合収集によるもの又は 10kg 未満：無料 20kg：100 円 20kg を超える場合：10kg につき 50 円加算 ※組合に設置する計量器において表示した量	
	事業系ごみ	100 円/10kg ※10kg 未満は、10kg とする。	

4) ごみ処理・処分体制

令和4年度現在のごみ処理・処分体制は、次のとおりである。

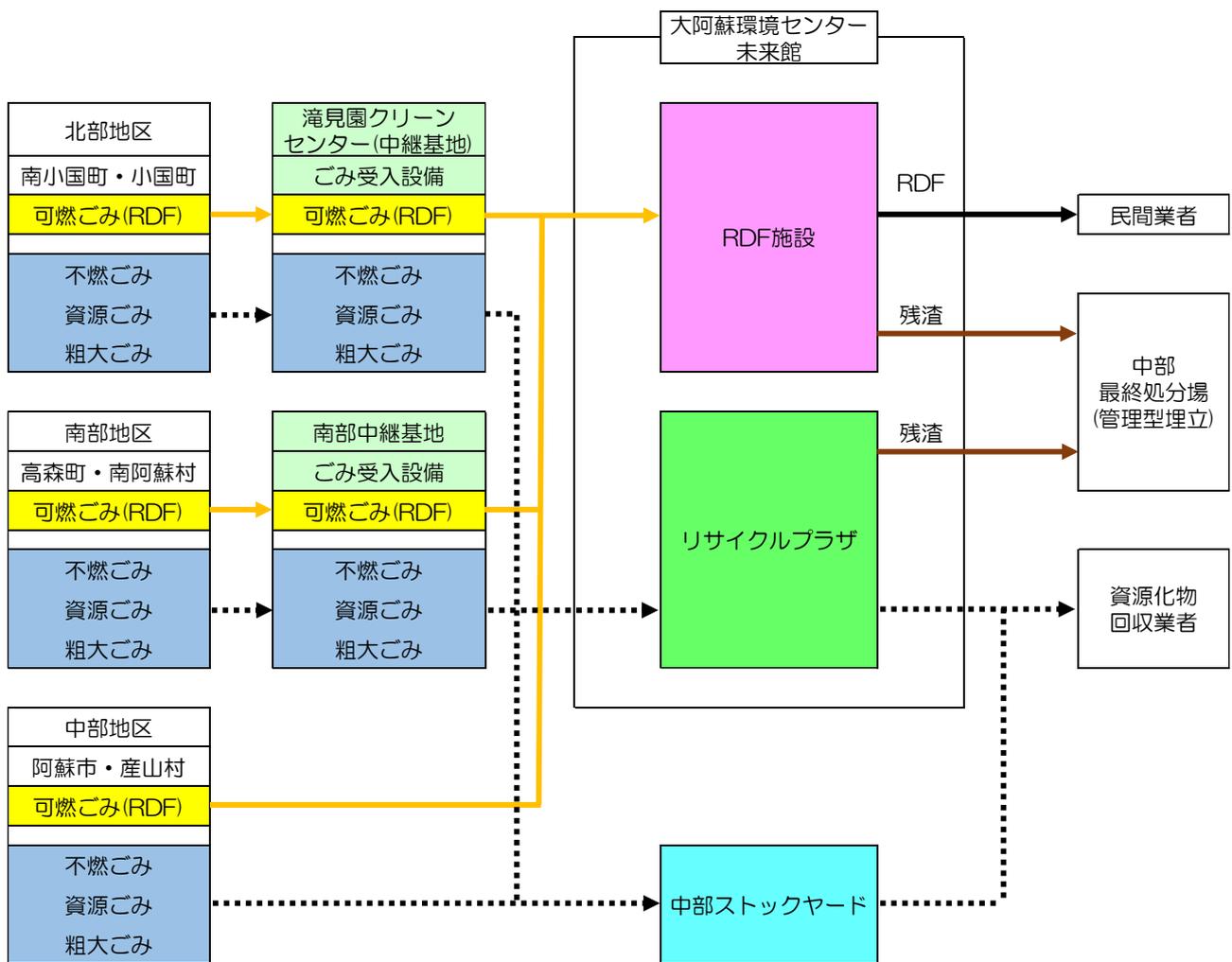


図3-3-3 ごみ処理・処分体制

5) ごみ処理施設の概要

ごみ処理施設の概要は、次のとおりである。

(1) 可燃ごみ処理施設

圏域市町村で排出された可燃ごみは、大阿蘇環境センター未来館RDF施設で処理を行っている。

本施設で製造された固形燃料（RDF）は、福岡県大牟田市にある「大牟田リサイクル発電」で使用されていたが、平成 29 年度から RDF 施設包括運転委託事業者へ有価物として売払いしている。また、処理過程で発生する不適物（RDF 残渣）は、中部最終処分場で埋立処分を行っている。

表 3 - 3 - 8 可燃ごみ処理施設の概要

施設名	大阿蘇環境センター未来館RDF施設
規模	88t/日（44t/10h×2基）
施設所在地	熊本県阿蘇市跡ヶ瀬 177 番地
処理方式	ごみ固形燃料化
竣工年月	平成 14 年 8 月
経過年数	20 年（令和 5 年 3 月末現在）

(2) 資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

圏域市町村で排出された資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは、大阿蘇環境センター未来館リサイクルプラザで処理を行っている。

リサイクルプラザからの生成物について、金属類、ガラス類等の有価物は資源化し、資源化の段階で生じる不燃残渣は中部最終処分場で埋立処分を行っている。

表 3 - 3 - 9 資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の概要

施設名	大阿蘇環境センター未来館リサイクルプラザ
規模	26t/5h
施設所在地	熊本県阿蘇市跡ヶ瀬 177 番地
処理方式	破碎・選別、圧縮、梱包
竣工年月	平成 15 年 4 月
経過年数	20 年（令和 5 年 3 月末現在）

(3) 最終処分場

大阿蘇環境センター未来館（RDF施設、リサイクルプラザ）で発生する残渣については、中部最終処分場で埋立処分を行っている。

表 3 - 3 - 1 0 最終処分場の概要

施設名	中部最終処分場
埋立開始	平成 3 年 5 月
施設所在地	熊本県阿蘇市黒川 1847 番地
埋立容量	54,000m ³
残余容量	8,248 m ³ （令和 4 年 3 月末現在）
埋立構造	準好気性埋立
浸出水処理施設	150 m ³ /日 （接触曝気＋凝集沈殿＋急速ろ過＋活性炭吸着処理）

(4) 中継施設等

① 中部清掃施設ストックヤード

阿蘇市、産山村で排出されるペットボトル、古紙は中部清掃施設ストックヤードで一旦受け入れ、梱包、貯留した後、大阿蘇環境センター未来館及び再資源化業者へ搬送している。

表 3 - 3 - 1 1 中部清掃施設ストックヤードの概要

施設名	中部清掃施設ストックヤード
供用開始	平成 20 年度
施設所在地	熊本県阿蘇市黒川 1893-1 番地
構造	鉄骨 ALC 造平屋建て
貯留面積	180m ²
貯留物	ペットボトル梱包物、古紙梱包物等
対象地区	阿蘇市、産山村

② 南部中継基地

高森町、南阿蘇村で排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみは、南部中継基地で一旦受入貯留した後、大阿蘇環境センター未来館へ搬送している。

表 3 - 3 - 1 2 南部中継基地の概要

施設名	南部中継基地
供用開始	平成 19 年度
施設所在地	熊本県阿蘇郡高森町大字色見 1997-5 番地
型 式	ダストドラム貯留方式
貯留能力	約 36m ³
貯留物	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ
対象地区	高森町、南阿蘇村

③ 滝美園クリーンセンター（中継基地）

南小国町、小国町で排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみは、滝美園クリーンセンター（中継基地）で一旦受入貯留した後、大阿蘇環境センター未来館へ搬送している。

表 3 - 3 - 1 3 滝美園クリーンセンターの概要

施設名	滝美園クリーンセンター（中継基地）
供用開始	平成 21 年度
施設所在地	熊本県阿蘇郡小国町宮原 2941 番地
型 式	ダストドラム貯留方式
貯留能力	約 25m ³
貯留物	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ
対象地区	南小国町、小国町

(5) 施設の位置図

本地域のごみ処理施設の位置を下図に示す。



図 3 - 3 - 4 施設の位置

2. 排出抑制・再資源化への取組状況

圏域市町村における、ごみの排出抑制・再資源化等に係る施策は、次のとおりである。

表3-3-14 圏域市町村のごみの排出抑制・再資源化等に係る施策（その1）

取組み	阿蘇市	南小国町	小国町
ごみ処理の有料制度	可燃・不燃ごみ及び資源ごみは、指定袋による有料収集を行う。	可燃・不燃ごみ及び資源ごみは、指定袋による有料収集を行う。 事業系ごみは直接搬入のみとし、有料にて処理を行う。 粗大ごみは北部・中部地区では直接搬入のみとしており、20kg未满是無料にて処理を行う。	可燃・不燃ごみ及び資源ごみは、指定袋による有料収集を行う。 事業系ごみは直接搬入のみとし、有料にて処理を行う。 事業系ごみは、減量化を意識した料金設定の見直し等を検討する。
環境教育	市内の自治会、各種団体などに対し、ごみの排出抑制、再資源化、減量化、分別方法等に関するごみ講話を開催する。 また、小学生を対象としたごみを減らす絵画コンクールを開催し、優秀者には表彰を行う。	町内の自治会、学校、各種団体などに対し、ごみの排出抑制・再資源化・減量化について説明を行う。 子供デイサービスにおけるエコ教室の実施。	町内の自治会、学校、各種団体などに対し、ごみの排出抑制・再資源化・減量化・分別方法等に関する説明会を開催し、町のごみの現状及び地球温暖化対策に係る環境問題への意識高揚を図る。
普及啓発	市HPや市広報紙、各戸に配布しているごみカレンダー等を活用し、ごみの分別、減量化、再資源化等についての普及啓発を行う。	各種イベントや、広報、副読本、ポスターを作成し、3Rの普及を訴える。	広報誌やチラシ、CATV等を活用し、ごみの分別、減量化、再資源化等についての普及啓発を行う。 小国町環境保全監視員による廃棄物の不法投棄監視活動(町内パトロール)を実施する。
各種補助	指定コンポスター及び生ごみ処理機の購入費用の一部補助を行っている。	—	—
マイバッグ運動 レジ袋対策	市HPや市広報誌によりレジ袋削減及びマイバッグ持参の普及啓発を行う。	各種イベント、広報、ケーブルテレビを利用してマイバッグ持参の啓発を行う。	広報誌やCATV等で、住民啓発としてマイバッグ持参の呼びかけを実施する。
再使用の促進	組合発行の『ごみ分別の手引き』に則り、市民向けに周知及び協力依頼を行う。	再利用可能な容器や再生原料で作られたリサイクル製品の購入等を積極的に進める。 フリーマーケットやフードドライブの開催について検討する。	再利用可能な容器や再生原料で作られたリサイクル製品の購入等を積極的に進める。

表 3-3-15 圏域市町村のごみの排出抑制・再資源化等に係る施策（その2）

取り組み	産山村	高森町	南阿蘇村
ごみ処理の有料制度	可燃・不燃ごみ及び資源ごみは、指定袋による有料収集を行う。 事業系ごみは直接搬入のみとし、有料にて処理を行う。 粗大ごみは直接搬入のみとしており、20kg 未満は無料にて処理を行う。 事業系ごみと粗大ごみは、減量化を意識した料金見直し等を検討する。	可燃・不燃ごみ及び資源ごみは、指定袋による有料収集を行う。	可燃・不燃ごみ及び資源ごみは、指定袋による有料収集を行う。 事業系ごみは直接搬入のみとし、有料にて処理を行う。 粗大ごみは南部中継基地に直接搬入とし、20kg 未満は無料で処理を行う。
環境教育	自治会、学校、各種団体などに対し、ごみ処理施設見学などを通じて環境教育や、3R推進に係る説明会を開催する。 住民を対象とした「ごみ体験ツアー」を実施する。	小・中学生、ボランティアが主となり、国道県道沿いのごみ拾いを実施している。	各区、学校、団体等に対し、ごみ処理施設見学等を通じて環境教育を行う。
普及啓発	各種イベントや広報、副読本、ポスターを作成し、3Rの普及を訴える。	町広報誌や回覧文書を通して、3Rの普及を訴える。	各種イベントや広報、副読本、ポスターを活用し、3Rの普及を訴える。
各種補助	電動生ごみ処理機の購入補助を行う。	ごみステーション設置補助を実施する。 生ごみコンポストの購入補助を行う。 家庭から排出された使用済食用油を回収し、バイオディーゼル燃料化を行う。	生ごみリサイクル事業補助（EMバケツ・処理機）を実施する。 ごみステーション設置補助を実施する。
マイバッグ運動 レジ袋対策	マイバッグ携帯の啓発等を実施する。	町広報誌や回覧文書を通して、マイバッグ携帯の啓発を行う。	広報等によりマイバッグ携帯の啓発を行う。
再使用の促進	施設に持ち込まれた再使用可能なものを抽選で配布する。 フリーマーケットを開催し、再使用可能なものの流通を図る。 不用品等交換会制度の設置及び不用品交換情報等のシステム導入を検討する。	町内施設の祭り等の際に、フリーマーケットを開催し、再利用可能なものの流通を図る。	フリーマーケットなどで、再使用可能な物の流通を図る。

3. ごみ処理の現状

1) ごみの排出状況

(1) ごみ総排出量、1人1日当たりごみ排出量

本地域におけるごみの総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）は、令和元年度以降、微減傾向を示しており、令和3年度で16,791トンとなっている。

ごみ総排出量を地域の人口で除した1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）で見ると、本地域は概ね横ばいで推移しており、令和3年度で852グラムの排出量となっている。

表3-3-16 ごみ総排出量の推移

(単位:t/年)

区分		年度	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ 総 排 出 量	計画収集量		15,313	15,371	15,342	14,381	14,339
	直接搬入量		2,473	2,582	2,625	2,668	2,452
	集団回収量		0	0	0	0	0
	合計		17,786	17,953	17,967	17,049	16,791
	生活系ごみ		12,168	12,188	12,438	12,593	12,152
	事業系ごみ		5,618	5,765	5,529	4,456	4,639
	総人口 (人)		57,287	56,569	55,730	54,735	53,982
	計画収集人口 (人)		57,287	56,569	55,730	54,735	53,982
	自家処理人口 (人)		0	0	0	0	0
	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)		851	869	881	853	852
	生活系1人1日当たり (g/人・日)		582	590	610	630	617
	事業系1人1日当たり (g/人・日)		269	279	271	223	235

注：・集団回収量は、生活系ごみに分類している。

・総人口には、外国人人口を含んでいる。

・1人1日当たりのごみ排出量＝(計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量)÷総人口÷365又は366

資料：阿蘇広域行政事務組合及び組合構成自治体、環境省一般廃棄物処理実態調査結果

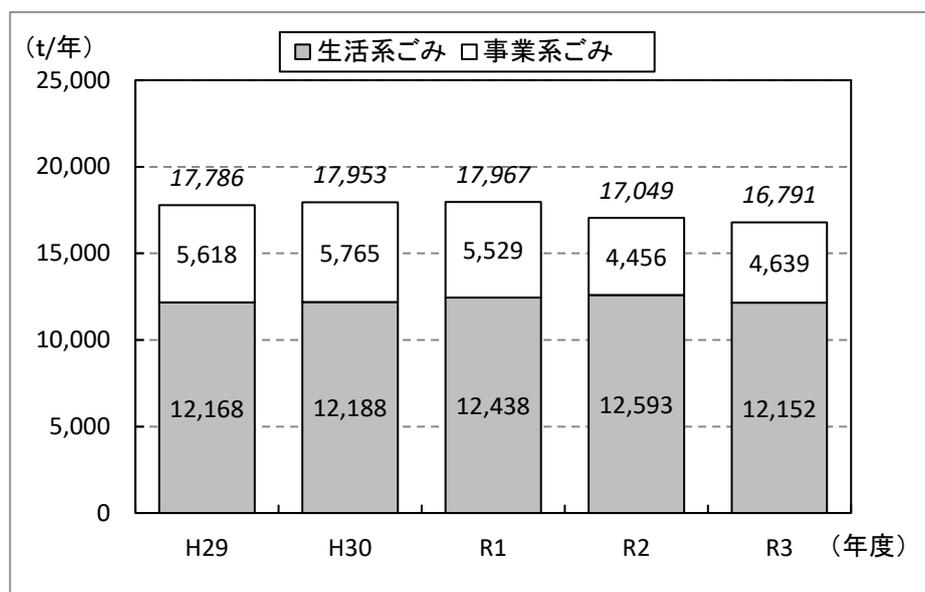


図3-3-5 ごみ排出量の推移

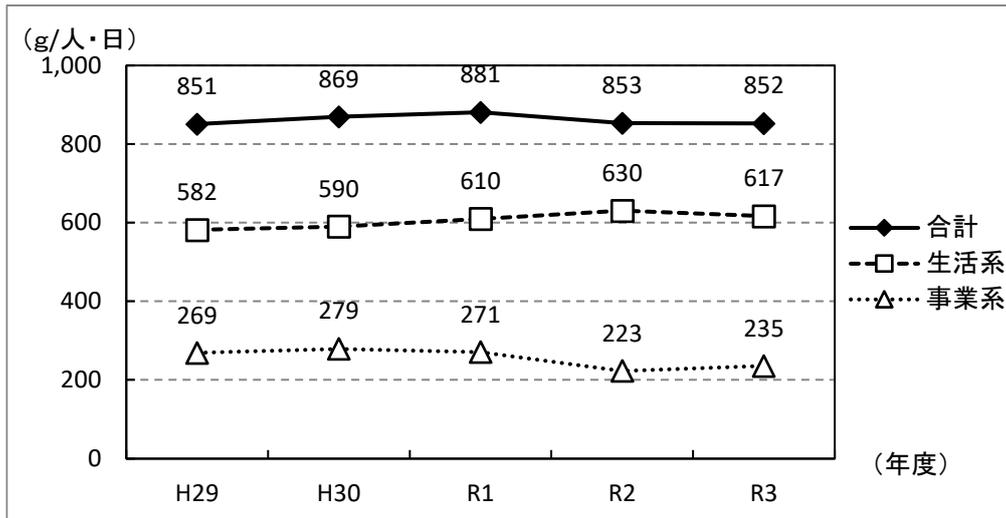


図3-3-6 1人1日当たりごみ排出量の推移

1人1日当たりごみ排出量を圏域市町村別に見ると、いずれの市町村も概ね増加あるいは横ばいの傾向を示している。熊本県全体の平均は、令和2年度実績で881g/人・日であり（図3-2-1参照）、南小国町、産山村、高森町、南阿蘇村及び圏域市町村全体はこれを下回っているが、阿蘇市及び小国町の排出量は上回る結果となっている。

表3-3-17 1人1日当たりごみ排出量の推移

(単位:g/人・日)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
阿蘇市	907	928	938	909	906
南小国町	926	943	946	854	867
小国町	955	989	996	971	961
産山村	525	549	537	549	576
高森町	721	686	706	734	700
南阿蘇村	737	775	793	753	773
圏域市町村計	851	869	881	853	852

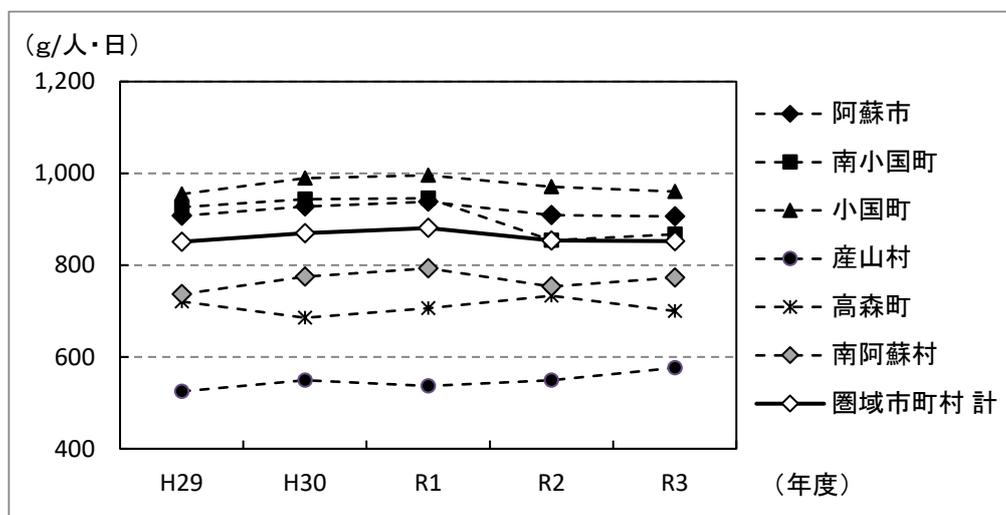


図3-3-7 1人1日当たりごみ排出量の推移

(2) ごみ種類別排出量

ごみ総排出量を排出源（生活系・事業系）別に見ると、近年、生活系ごみは概ね横ばい、事業系ごみは令和元年度までは概ね横ばいで推移していたが、令和2年度に大きく減少しており、生活系ごみ量は令和3年度で12,152トン、事業系ごみ量は令和3年度で4,639トンとなっている。

ごみの種類別に見ると、生活系ごみは各種別が増減を繰り返しながらも横ばいで推移しており、事業系ごみは可燃ごみが令和2年度に大きく減少している。

表3-3-18 ごみの種類別排出量の推移 (単位:t/年)

区分		年度	H29	H30	R1	R2	R3
生活系	可燃ごみ		9,780	9,884	10,071	10,104	9,782
	不燃ごみ		509	524	510	586	525
	粗大ごみ		217	183	191	213	188
	資源ごみ		1,662	1,597	1,666	1,690	1,657
	集団回収量		0	0	0	0	0
	合計		12,168	12,188	12,438	12,593	12,152
事業系	可燃ごみ		5,457	5,575	5,367	4,323	4,489
	不燃ごみ		0	0	0	0	0
	粗大ごみ		0	0	0	0	0
	資源ごみ		161	190	162	133	150
	合計		5,618	5,765	5,529	4,456	4,639
総排出量	可燃ごみ		15,237	15,459	15,438	14,427	14,271
	不燃ごみ		509	524	510	586	525
	粗大ごみ		217	183	191	213	188
	資源ごみ		1,823	1,787	1,828	1,823	1,807
	集団回収量		0	0	0	0	0
	合計		17,786	17,953	17,967	17,049	16,791

資料：阿蘇広域行政事務組合及び組合構成自治体、環境省一般廃棄物処理実態調査結果

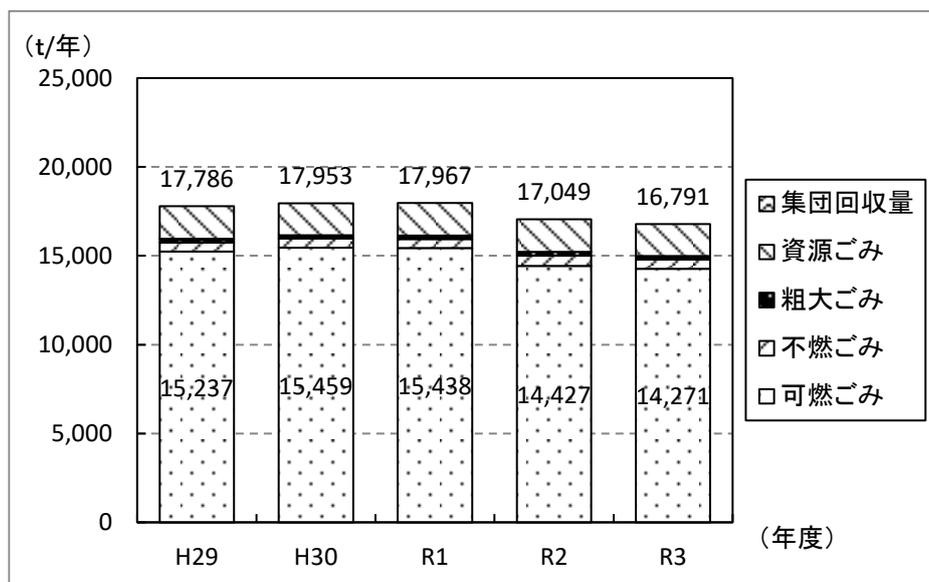


図3-3-8 ごみの種類別排出量の推移

2) ごみの処理状況

ごみの総処理量は、近年は微減傾向で推移しており、令和3年度は16,791トンとなっている。処理方法別に見ると、RDF施設における処理量は微減傾向で推移しており、その他の資源化等を行う施設での処理量は概ね横ばいで推移している。

表3-3-19 ごみ処理量の推移 (単位:t/年)

区分		年度				
		H29	H30	R1	R2	R3
ごみの 総 処 理 量	直接焼却量	0	0	0	0	0
	焼却以外の中間処理量	17,786	17,953	17,967	17,049	16,791
	RDF施設	15,237	15,459	15,438	14,427	14,271
	資源化等を行う施設	2,549	2,494	2,529	2,622	2,520
	直接資源化量	0	0	0	0	0
	直接最終処分量	0	0	0	0	0
	合計	17,786	17,953	17,967	17,049	16,791

資料：阿蘇広域行政事務組合及び組合構成自治体、環境省一般廃棄物処理実態調査結果

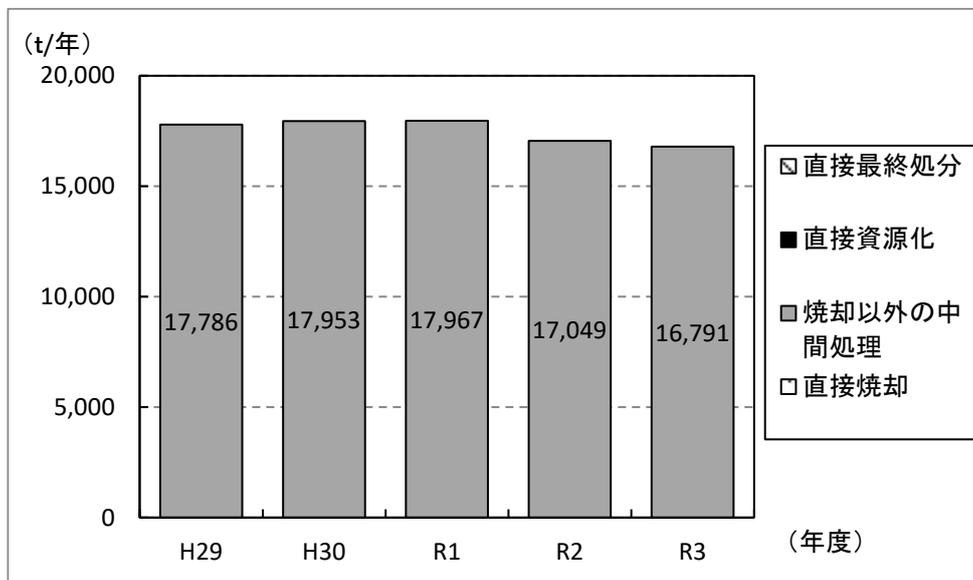


図3-3-9 ごみ処理量の推移

3) 資源化の状況

資源化量は、増減を繰り返しながらも約 10,000 トン程度で推移しており、令和 3 年度は、9,926 トン、リサイクル率は 59.1%となっている。

また、資源化量のうち約 80%は固形燃料（RDF）化によるもので、これを除いたリサイクル率は、令和 3 年度で 10.7%となっている。

表 3-3-20 資源化量の推移

(単位:t/年)

区分		年度	H29	H30	R1	R2	R3
資源化量	直接資源化量		0	0	0	0	0
	中間処理後再生利用量		10,077	10,350	10,012	10,262	9,926
	うち、RDF量		8,235	8,568	8,206	8,422	8,126
	集団回収量		0	0	0	0	0
	合計		10,077	10,350	10,012	10,262	9,926
リサイクル率 (%)			56.7	57.7	55.7	60.2	59.1
リサイクル率(RDF除く) (%)			10.4	9.9	10.1	10.8	10.7

注：「直接資源化量」とは、市町村の中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入される量。

・「中間処理後再生利用量」とは、可燃ごみの固形燃料化及び資源ごみ、粗大ごみ等を処理した後、鉄、アルミ等を回収し資源化した量。

・「集団回収量」とは、市町村による用具の貸出し、補助金の交付等で市町村登録された住民団体によって回収された量。

・リサイクル率＝資源化量(合計)÷ごみ総排出量×100として算出。

資料：阿蘇広域行政事務組合及び組合構成自治体、環境省一般廃棄物処理実態調査結果

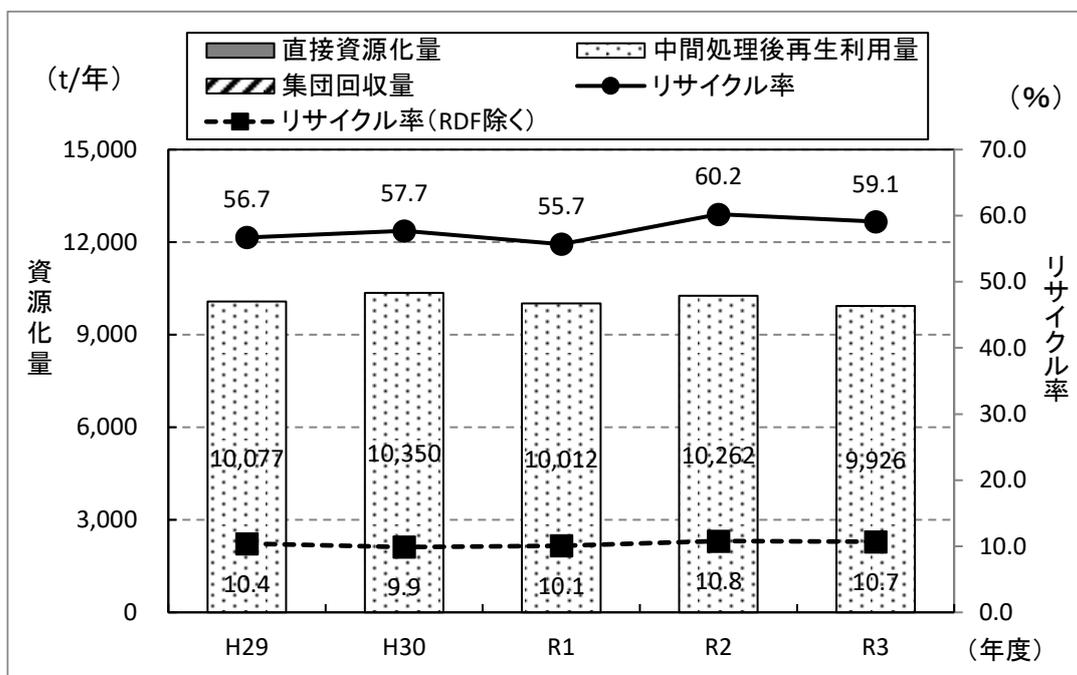


図 3-3-10 資源化量とリサイクル率

資源化量を品目別に見ると、RDFが大半を占め、それ以外では、紙類、ガラス類、金属類と続いている。

表3-3-2 1 品目別資源化量の推移 (単位:t/年)

年度 区分	H29	H30	R1	R2	R3
紙類	941	924	938	924	901
金属類	351	313	348	351	340
ガラス類	296	279	243	280	264
ペットボトル	115	118	120	129	139
布類	105	127	135	131	131
RDF	8,235	8,568	8,206	8,422	8,126
その他	19	21	22	26	25

表3-3-2 2 市町村別リサイクル率の推移 (単位:%)

年度 市町村	H29	H30	R1	R2	R3
阿蘇市	56.4	57.8	55.5	60.3	59.1
南小国町	56.6	57.2	55.9	60.0	58.8
小国町	56.7	57.1	56.0	60.0	59.1
産山村	59.0	59.2	57.0	61.3	60.3
高森町	56.5	57.0	56.0	59.7	58.9
南阿蘇村	57.2	58.1	55.8	60.3	59.3
圏域市町村計	56.7	57.7	55.7	60.2	59.1

4) 最終処分の状況

最終処分量及び1人1日当たりの最終処分量は、令和2年度を除くと概ね横ばいで推移しており、令和3年度は631トン、32グラム/人・日となっている。ただし、本地域では可燃ごみの固形燃料化を行っていることもあり、最終処分率は、熊本県全体の平均8.9%（令和2年度実績、図3-2-5参照）を大きく下回っている。

表3-3-23 最終処分量の推移

(単位:t/年)

区分		年度	H29	H30	R1	R2	R3
最終 処 分 量	中間処理後最終処分量		631	637	640	677	631
	RDF残渣		141	108	108	108	99
	RDF以外の処理残渣(不燃残渣)		490	529	532	569	532
	直接最終処分量		0	0	0	0	0
合計			631	637	640	677	631
1人1日当たりの最終処分量 (g/人・日)			30	31	31	34	32
最終処分率 (%)			3.5	3.5	3.6	4.0	3.8

注：・1人1日当たりの最終処分量＝最終処分量(合計)÷計画収集人口÷365日(又は366日)

・最終処分率＝最終処分量(合計)÷ごみ総排出量×100として算出。

資料：阿蘇広域行政事務組合及び組合構成自治体、環境省一般廃棄物処理実態調査結果

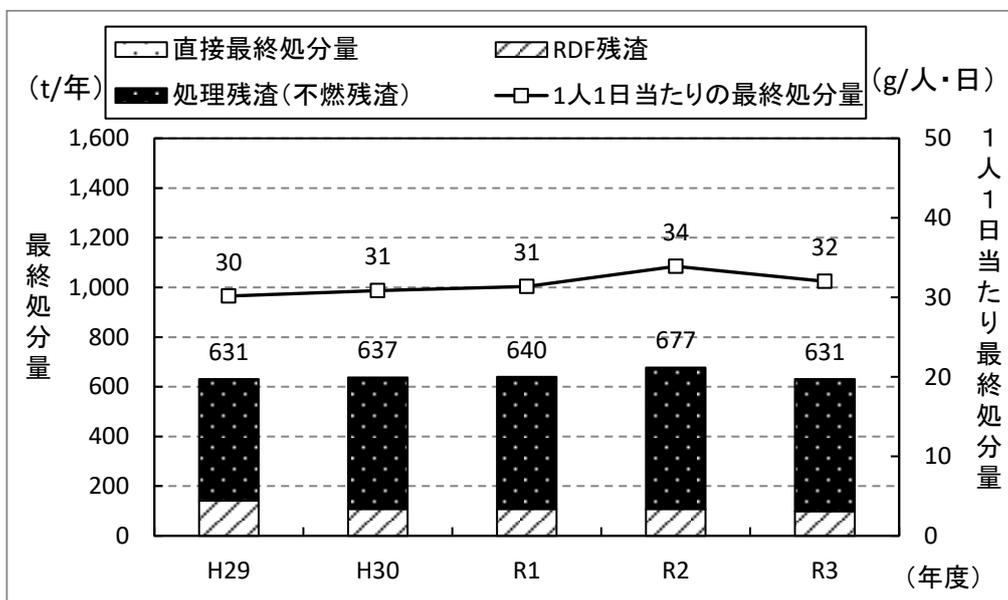


図3-3-11 最終処分量と1人1日当たり最終処分量

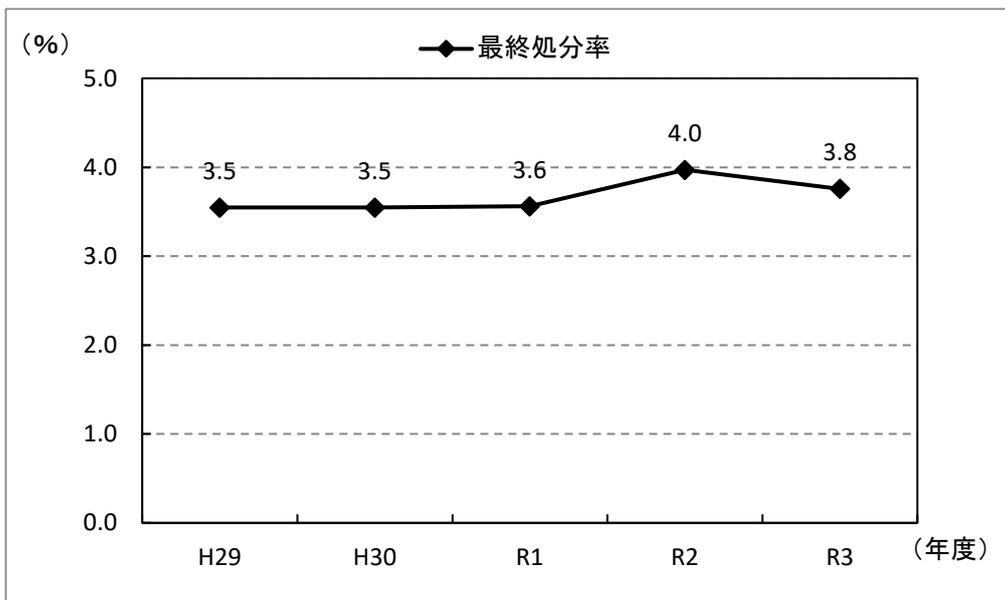


図 3 - 3 - 1 2 最終処分率の推移

5) ごみ処理・処分フロー

圏域市町村及び組合のごみの排出量や処理・処分の実績から、フロー図に整理すると、次のとおりとなる。

(1) 阿蘇市

令和2年度における阿蘇市のごみの総排出量は8,545トンである。排出量の約60%である5,152トンが資源化されており、同約3%にあたる269トンが最終処分されている。

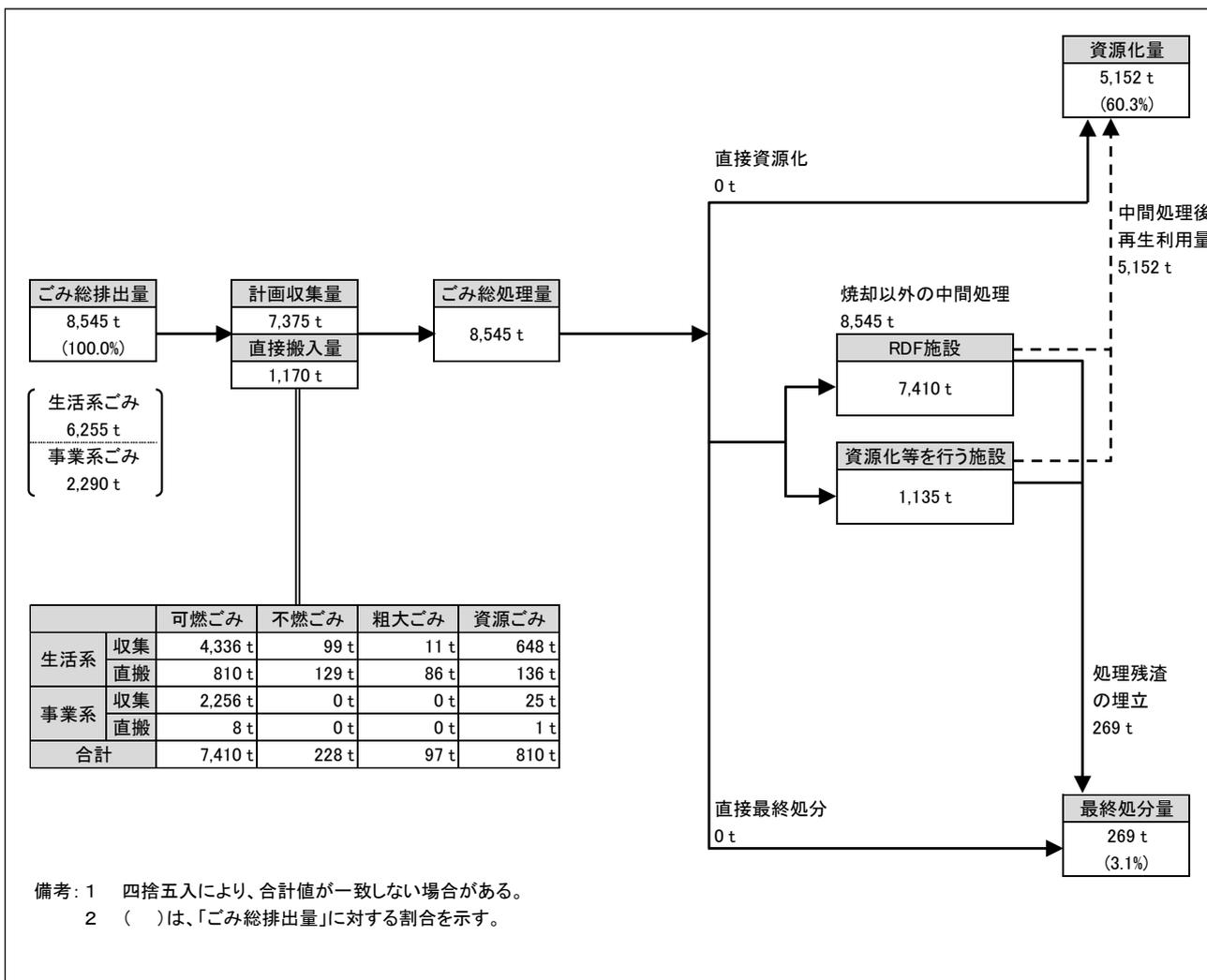


図 3 - 3 - 1 3 ごみ処理・処分フロー（阿蘇市・令和2年度実績）

(2) 南小国町

令和 2 年度における南小国町のごみの総排出量は 1,236 トンである。排出量の約 60%である 741 トンが資源化されており、同約 5%にあたる 63 トンが最終処分されている。

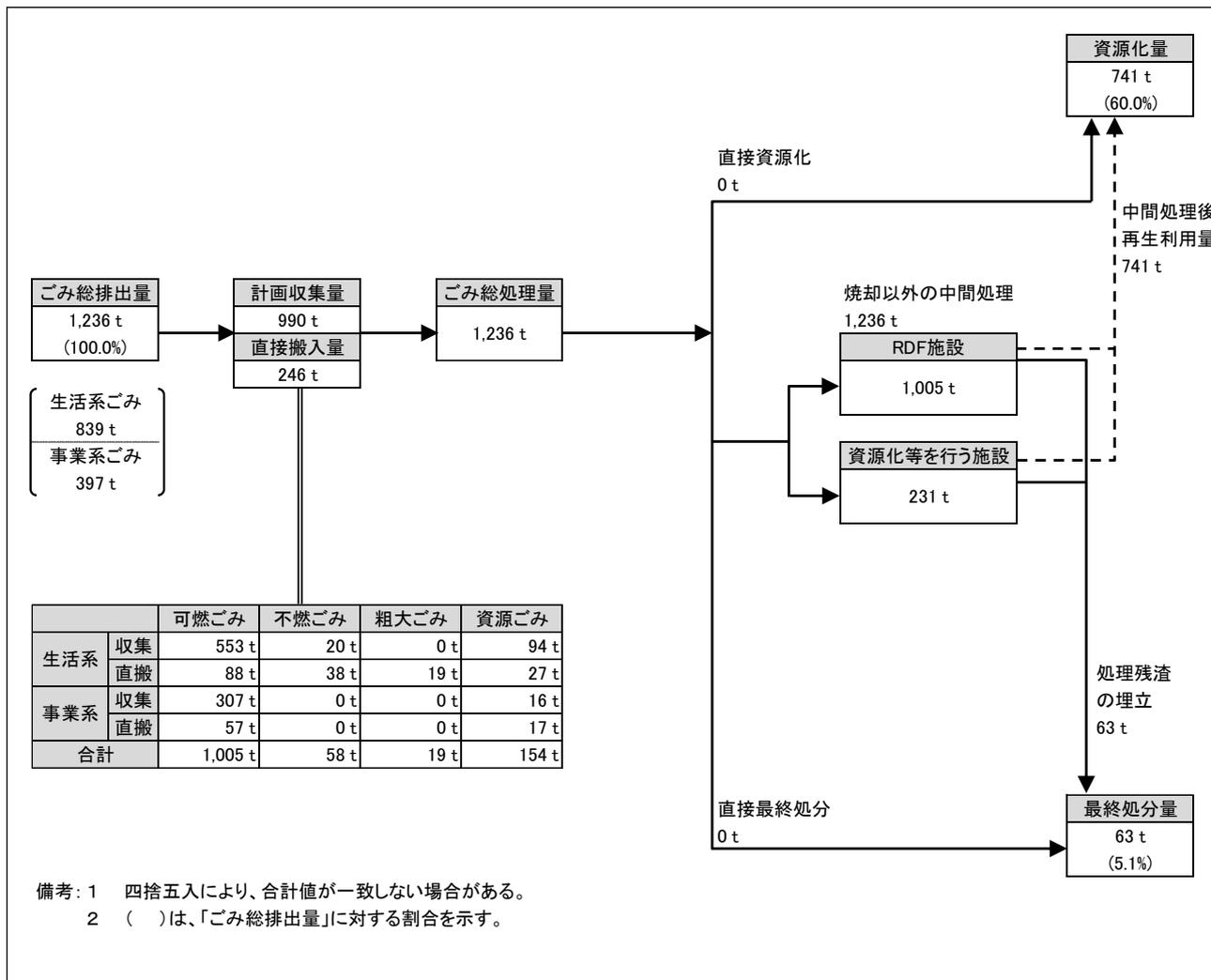


図 3 - 3 - 1 4 ごみ処理・処分フロー (南小国町・令和 2 年度実績)

(3) 小国町

令和2年度における小国町のごみの総排出量は2,444トンである。排出量の約60%である1,467トンが資源化されており、同約5%にあたる126トンが最終処分されている。

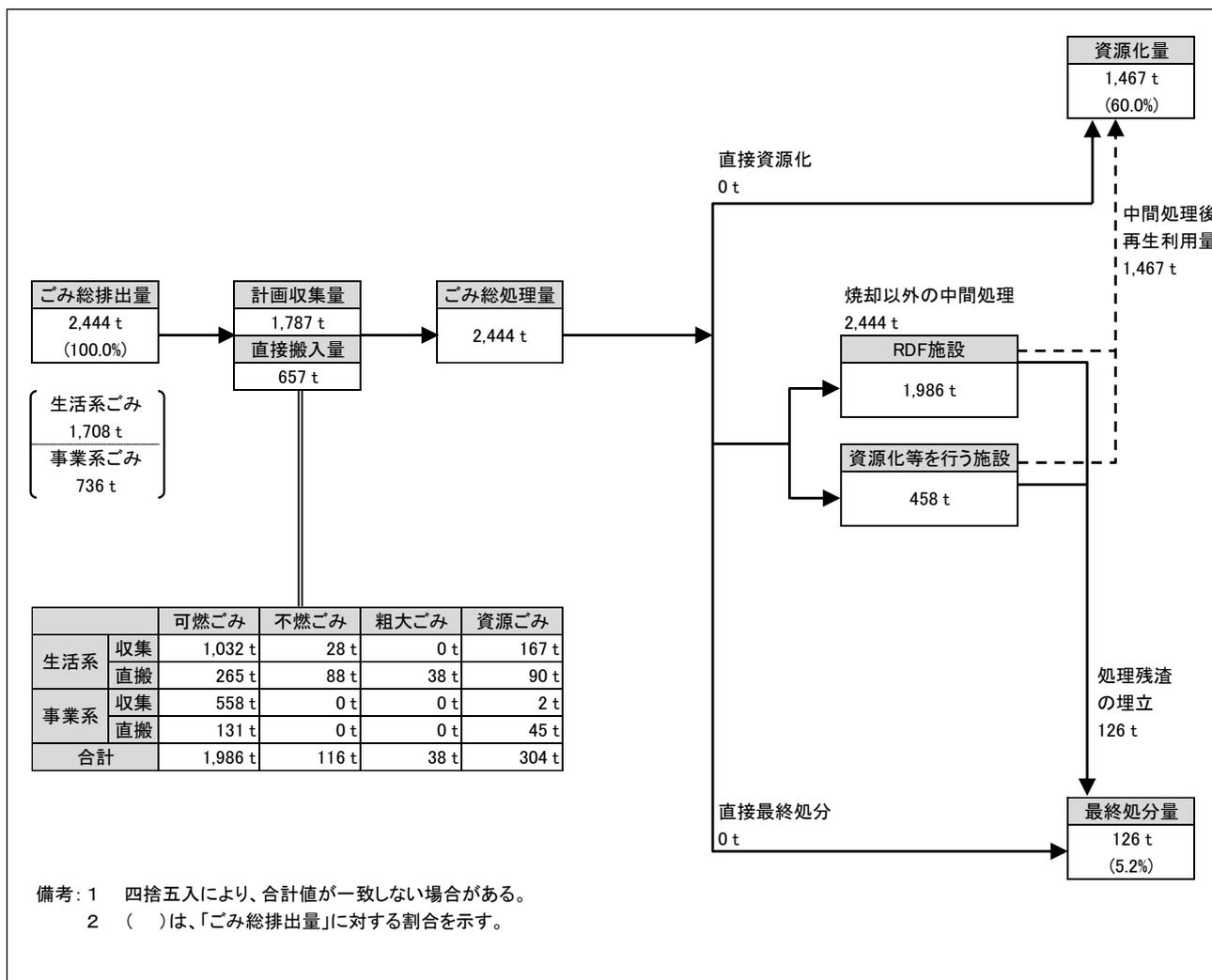


図3-3-15 ごみ処理・処分フロー（小国町・令和2年度実績）

(4) 産山村

令和2年度における産山村のごみの総排出量は292トンである。排出量の約61%である179トンが資源化されており、同約4%にあたる12トンが最終処分されている。

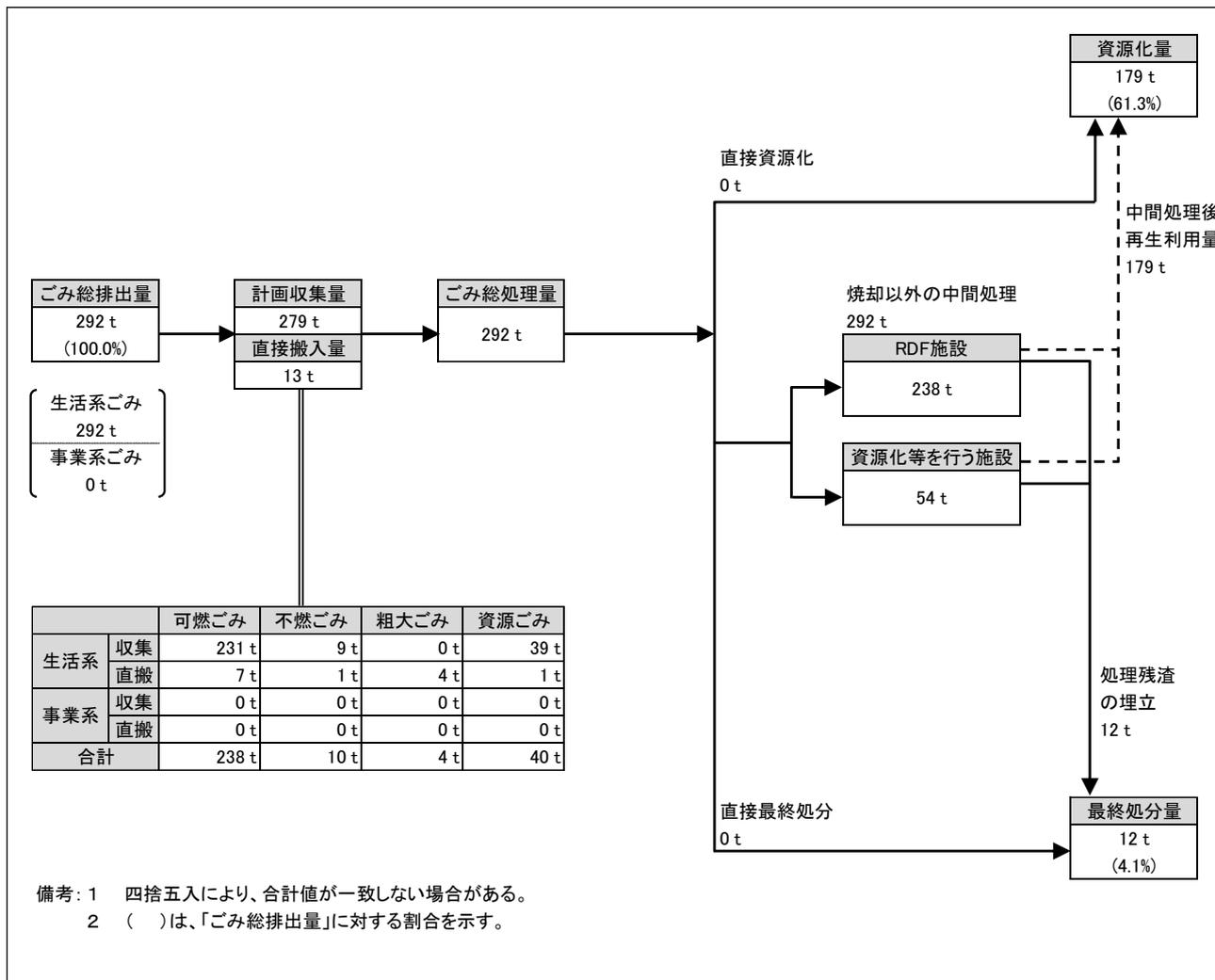


図3-3-16 ごみ処理・処分フロー（産山村・令和2年度実績）

(5) 高森町

令和2年度における高森町のごみの総排出量は1,672トンである。排出量の約60%である999トンが資源化されており、同約5%にあたる84トンが最終処分されている。

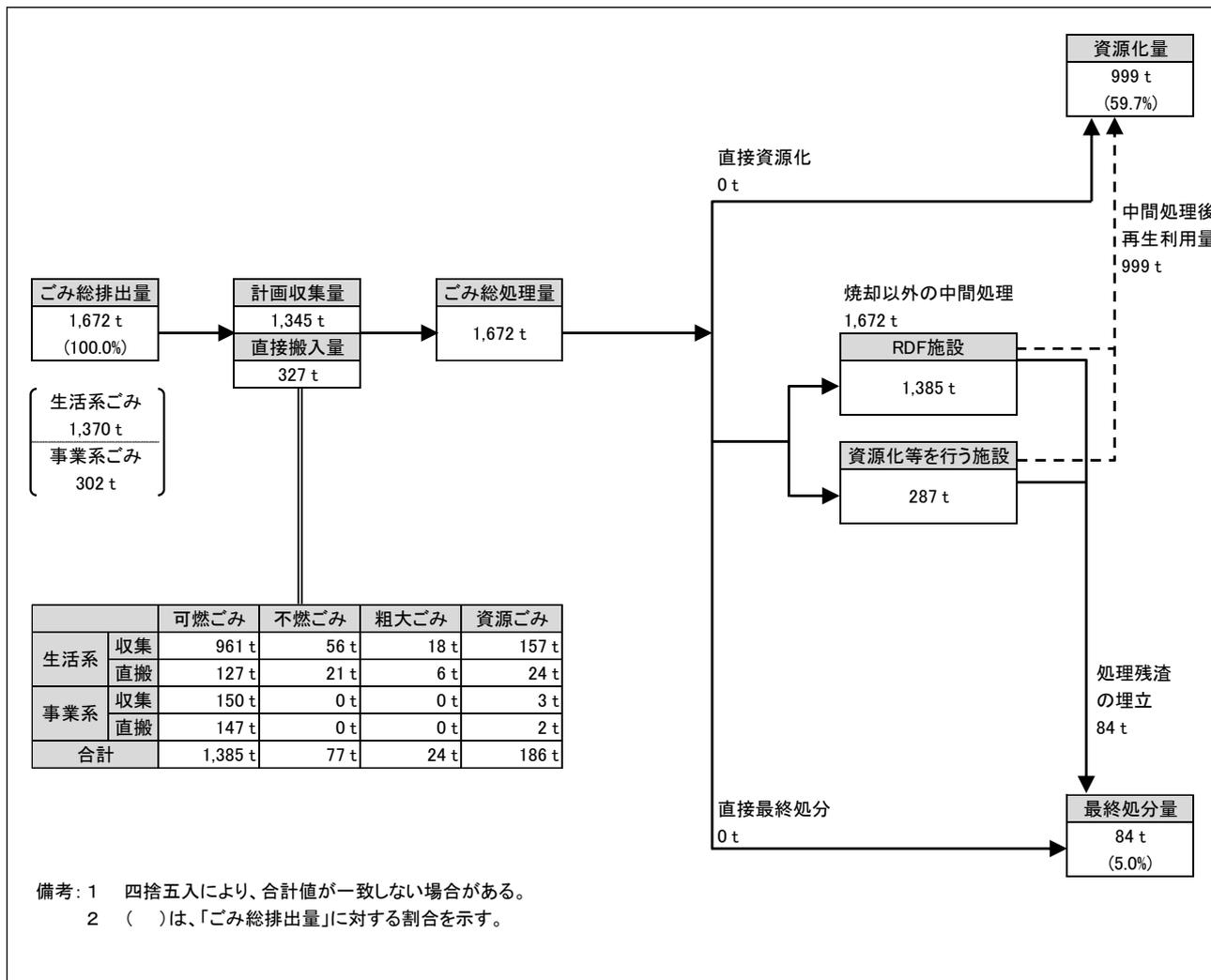


図3-3-17 ごみ処理・処分フロー（高森町・令和2年度実績）

(6) 南阿蘇村

令和 2 年度における南阿蘇村のごみの総排出量は 2,860 トンである。排出量の約 60%である 1,724 トンが資源化されており、同約 4%にあたる 123 トンが最終処分されている。

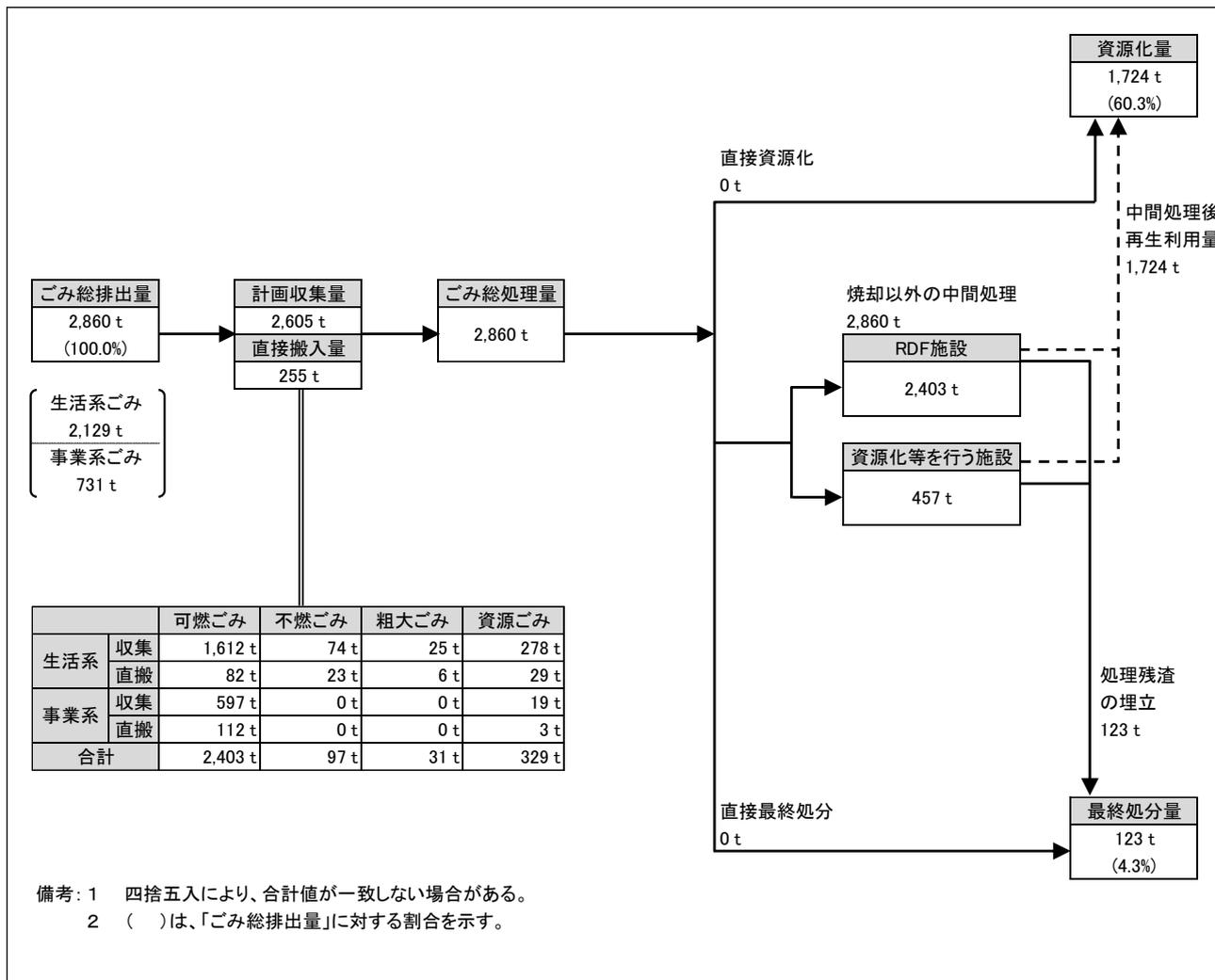


図 3 - 3 - 1 8 ごみ処理・処分フロー (南阿蘇村・令和 2 年度実績)

(7) 阿蘇広域行政事務組合

令和2年度における本地域のごみの総排出量（圏域市町村の合計）は17,049トンである。排出量の約60%である10,262トンが資源化されており、同4%にあたる677トンが最終処分されている。

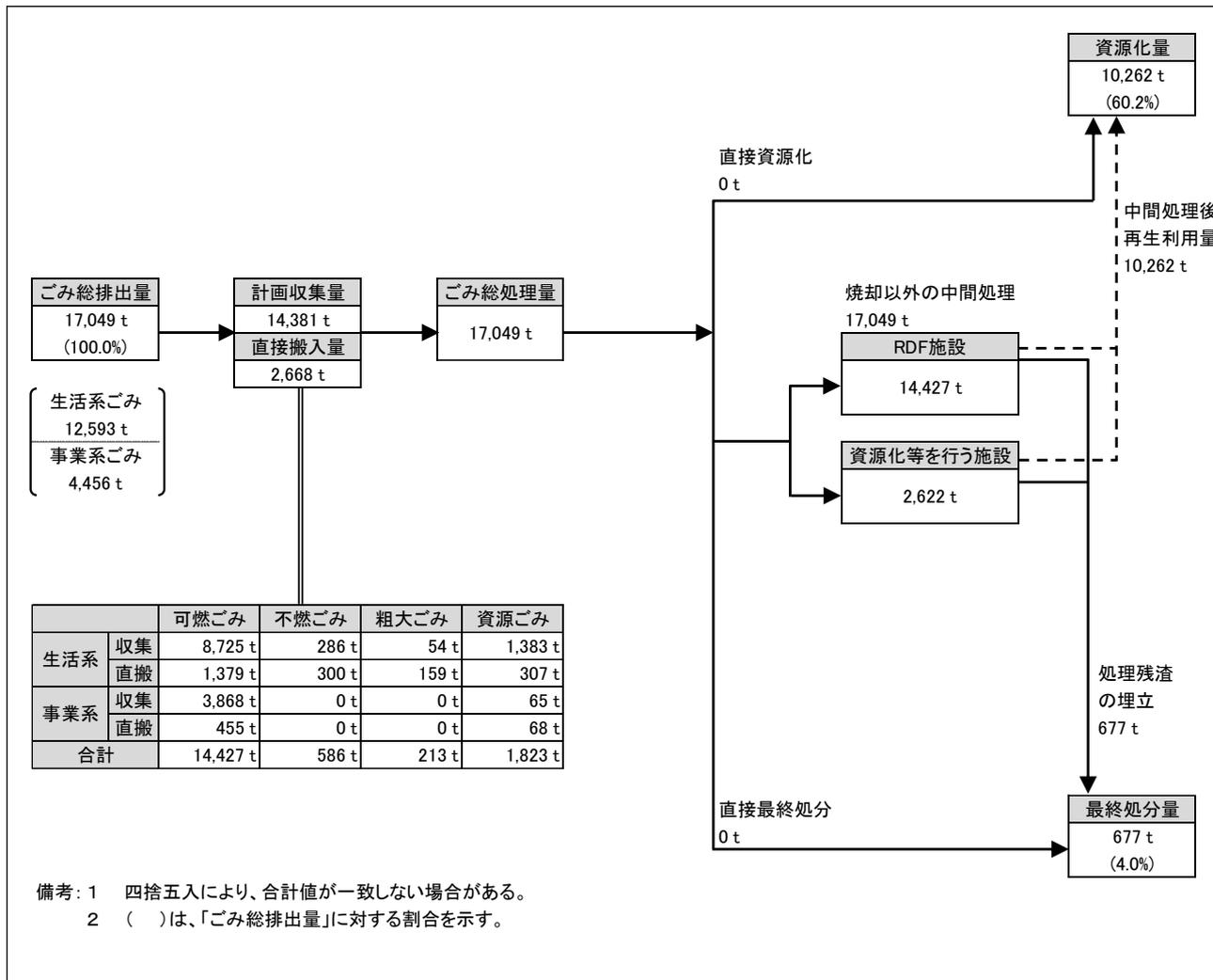
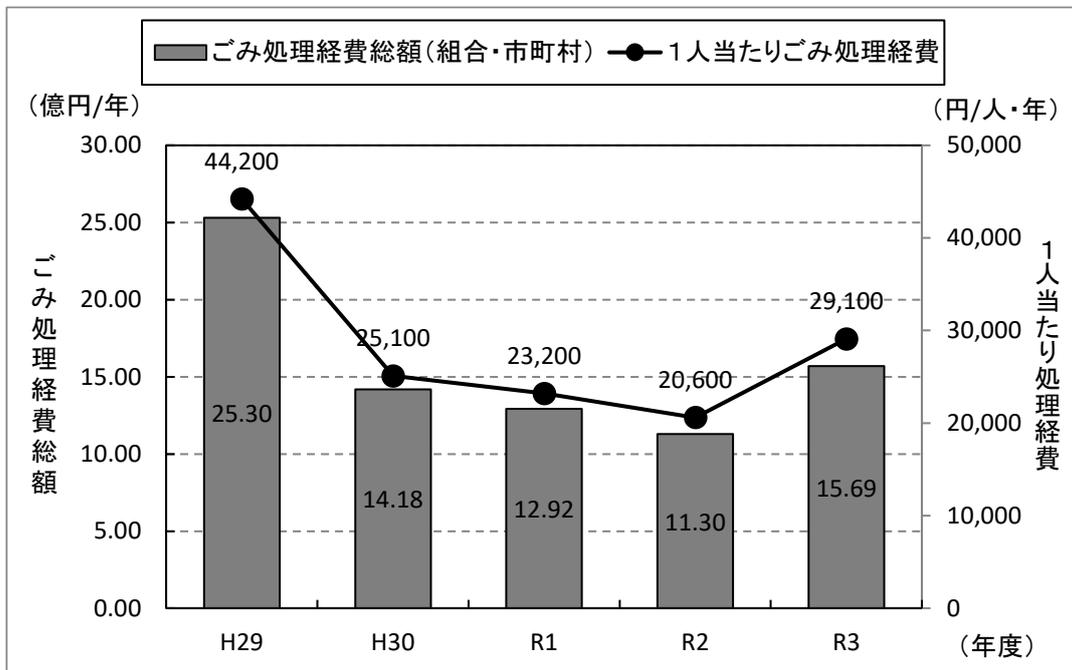


図3-3-19 ごみ処理・処分フロー（組合・令和2年度実績）

6) ごみ処理経費

本地域におけるごみ処理経費の推移は下図のとおりである。令和2年度におけるごみ処理経費総額（組合、圏域市町村の歳出額の合計）は約15.69億円、人口1人当たりで換算すると約29,100円となっている。なお、平成29年度は大規模改修工事を行ったため経費総額が大きくなっている。



備考：1 ごみ処理経費総額＝建設改良費＋処理及び維持管理費＋その他

2 1人当たりごみ処理経費＝ごみ処理経費総額÷人口として算出

資料：各市町村及び阿蘇広域行政事務組合、環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果

(組合及び圏域市町村の歳出額を合計。圏域市町村の組合分担金は組合の歳出額と重複するため除外。)

図3-3-20 ごみ処理経費

4. ごみ処理の評価(市町村一般廃棄物処理システム比較分析)

ここでは、環境省のホームページで公開されている「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」と環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和2年度実績）を用いて、圏域市町村と人口規模や産業構造が類似している全国の類似市町村と比較し、ごみ処理の評価を行った。比較に用いる指標（5項目）とその算出方法は次のとおりである。

表3-3-24 比較に用いる指標及びその算出方法

指標		単位	算出式
廃棄物の発生	①人口一人一日当たり ごみ総排出量	kg/人・ 日	= ごみ総排出量÷365(or 366)÷計画収集人口×10 ³
廃棄物の再生 利用	②廃棄物からの資源回 収率	t/t	= 資源化量÷ごみ総排出量
最終処分	③廃棄物のうち最終処 分される割合	t/t	= 最終処分量÷ごみ総排出量
費用対効果	④人口一人当たり年間 処理経費	円/人・年	= 処理及び維持管理費÷計画収集人口
	⑤最終処分減量に要す る費用	円/t	= (処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費)÷(ごみ総排出量－最終処分量)

※処理及び維持管理費のうち、複数の市町村により構成される一部事務組合等の経費については、市町村分担金の比率で市町村ごとに按分している。また、経費には減価償却費及び経常収益は考慮されていない。

圏域市町村における上記指標を類似市町村と比較した結果は、次のとおりである。このうち、レーダーチャートについては、圏域市町村の指標値を類似市町村との偏差値で図示したものであり、いずれも数値が高いほど類似市町村間で良好な状態であることを示していることになる。なお、偏差値での評価に関しては、偏差値65以上で「非常に良好」、55以上65未満で「良好」、45以上55未満で「ほぼ平均」、35以上45未満で「取組がやや遅れている」、35未満で「取組が遅れている」とした。

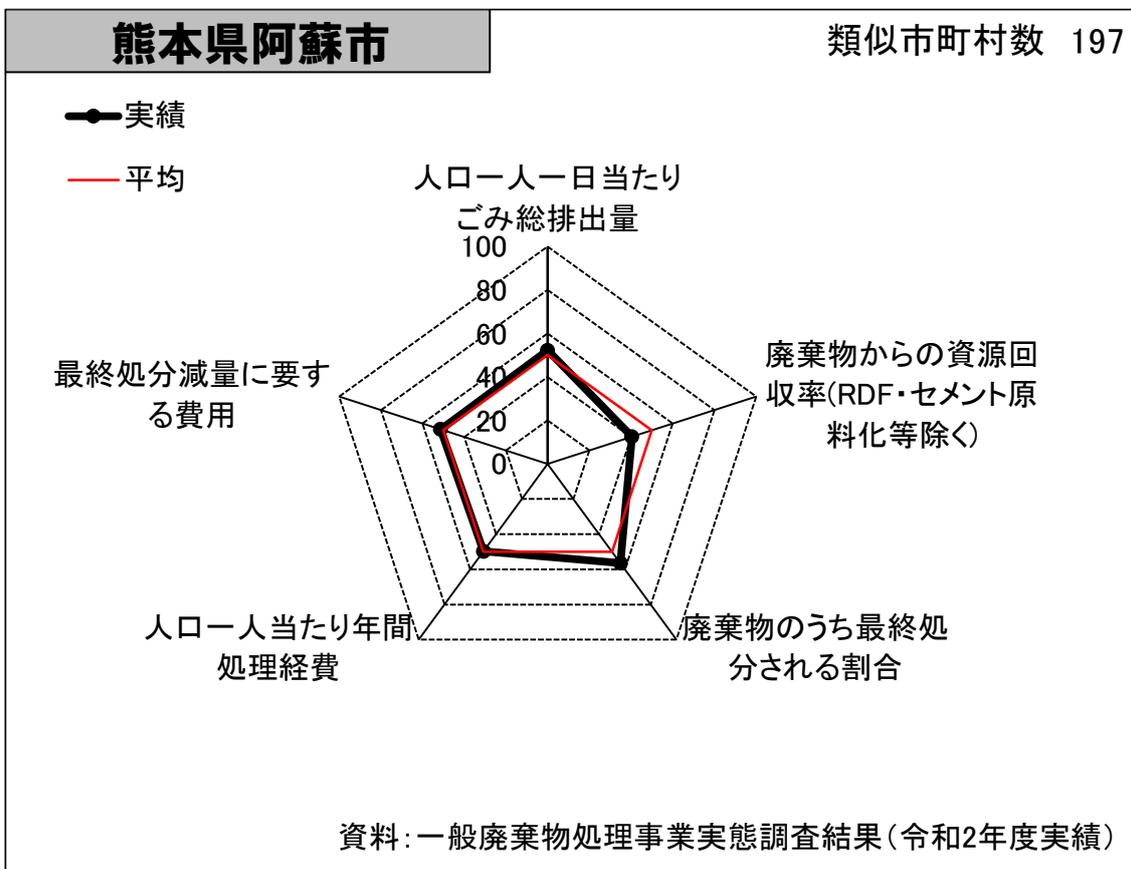
1) 阿蘇市

阿蘇市と都市形態区分・人口・産業構造が類似した市町村を全国から抽出すると 197 団体が抽出された。これらの類似団体における評価指標の算出結果及び偏差値によるレーダーチャートは、次のとおりである。

この結果を見ると、阿蘇市の取組のうち、廃棄物のうち最終処分される割合は「良好」、人口一人一日当たりごみ総排出量、最終処分減量に要する費用、人口一人当たり年間処理経費は「ほぼ平均」（類似市町村と概ね同程度）、廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）は類似市町村より「取組がやや遅れている」と判断される。

人口	25,766 人			
産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	82.2%	Ⅲ次人口比率	60.0%

類型都市の概要	都市形態	都市	
	人口区分	I	50,000人未満
	産業構造	1	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%未満、Ⅲ次人口比55%以上



標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.942	0.174	0.113	15,804	51,702
最大	1.487	0.74	0.919	43,681	400,244
最小	0.419	0.057	0	4,454	14,057
標準偏差	0.151	0.082	0.127	5,714	32,987
当該市町村実績	0.909	0.095	0.031	15,911	47,479
偏差値	52.2	40.4	56.5	49.8	51.3

図 3 - 3 - 2 1 一般廃棄物処理システム比較分析結果の評価（阿蘇市）

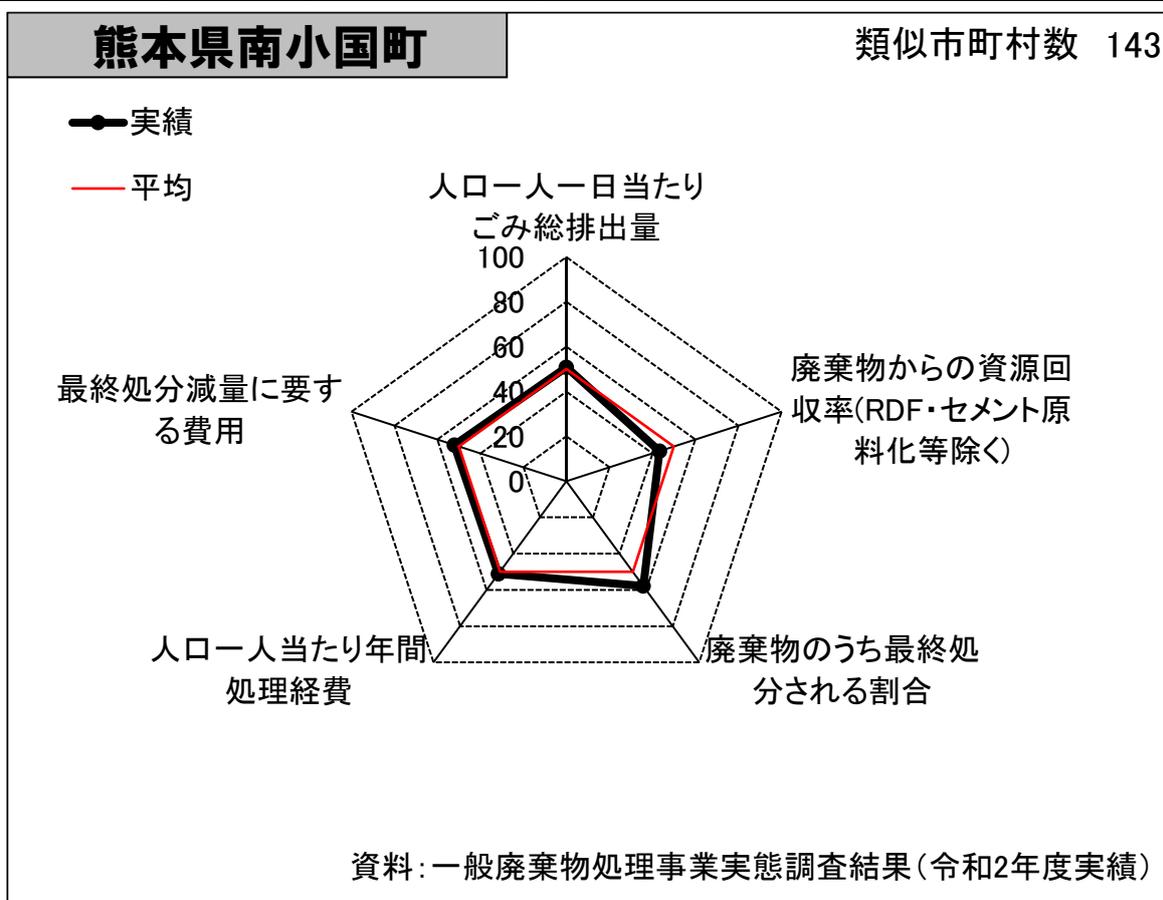
2) 南小国町

南小国町と都市形態区分・人口・産業構造が類似した市町村を全国から抽出すると 143 団体が抽出された。これらの類似団体における評価指標の算出結果及び偏差値によるレーダーチャートは、次のとおりである。

この結果を見ると、南小国町の取組のうち、廃棄物のうち最終処分される割合は「良好」、人口一人一日当たりごみ総排出量人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用、は「ほぼ平均」（類似市町村と概ね同程度）、廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）は類似市町村より「取組がやや遅れている」と判断される。

人口	3,965 人			
産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	77.9%	Ⅲ次人口比率	63.7%

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	I	5,000人未満
	産業構造	0	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%未満



標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.899	0.233	0.176	21,979	78,453
最大	5.78	0.993	0.686	65,681	289,336
最小	0.332	0	0	4,835	12,041
標準偏差	0.534	0.159	0.159	10,787	43,715
当該市町村実績	0.854	0.127	0.051	20,725	69,231
偏差値	50.8	43.3	57.9	51.2	52.1

図 3 - 3 - 2 2 一般廃棄物処理システム比較分析結果の評価（南小国町）

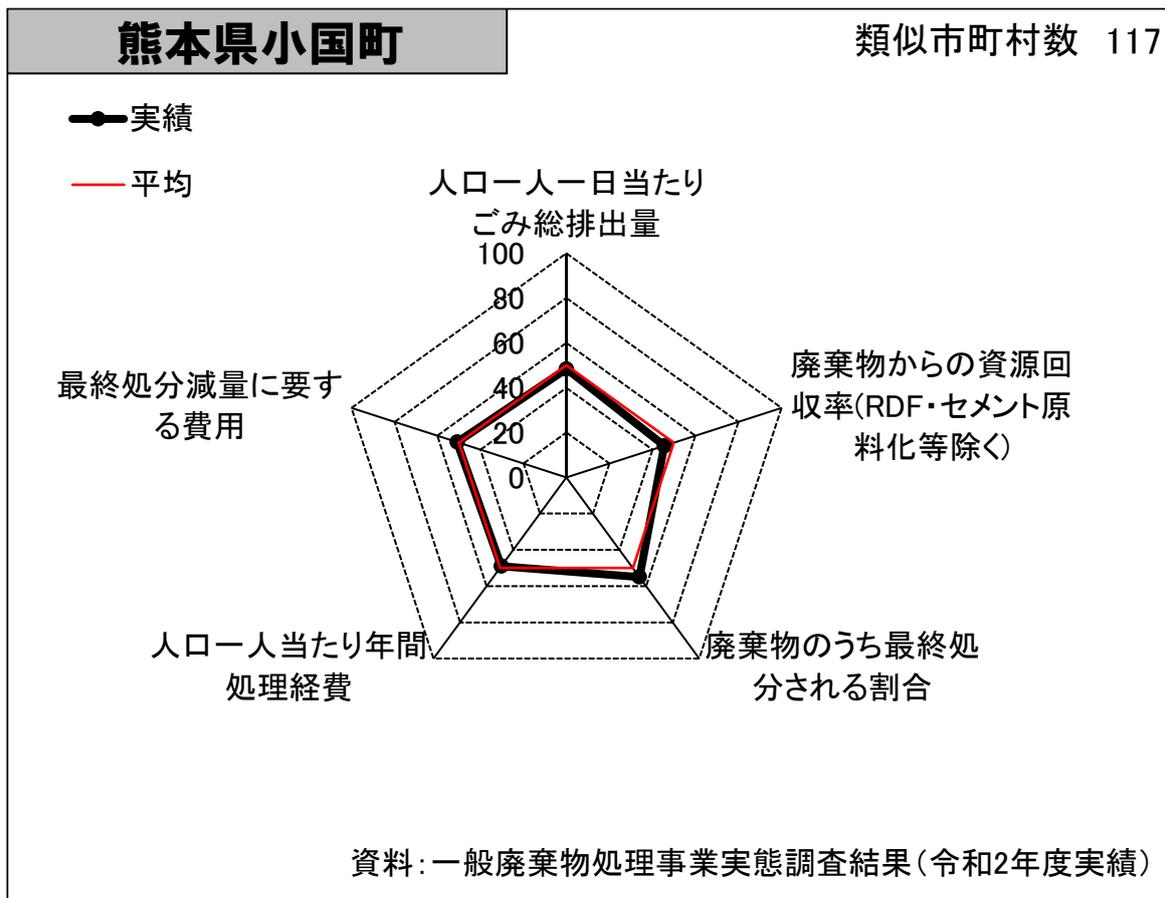
3) 小国町

小国町と都市形態区分・人口・産業構造が類似した市町村を全国から抽出すると 117 団体が抽出された。これらの類似団体における評価指標の算出結果及び偏差値によるレーダーチャートは、次のとおりである。

この結果を見ると、小国町の取組のうち、廃棄物のうち最終処分される割合は「良好」、それ以外は「ほぼ平均」と判断される。

人口	6,899 人			
産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	81.8%	Ⅲ次人口比率	66.1%

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅱ	5,000人以上～10,000人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上



標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.932	0.163	0.099	18,097	55,831
最大	1.925	0.517	0.787	78,398	220,126
最小	0.171	0.016	0	3,828	11,594
標準偏差	0.246	0.086	0.094	10,706	30,485
当該市町村実績	0.971	0.125	0.052	19,144	53,403
偏差値	48.4	45.6	55.0	49.0	50.8

図 3 - 3 - 2 3 一般廃棄物処理システム比較分析結果の評価 (小国町)

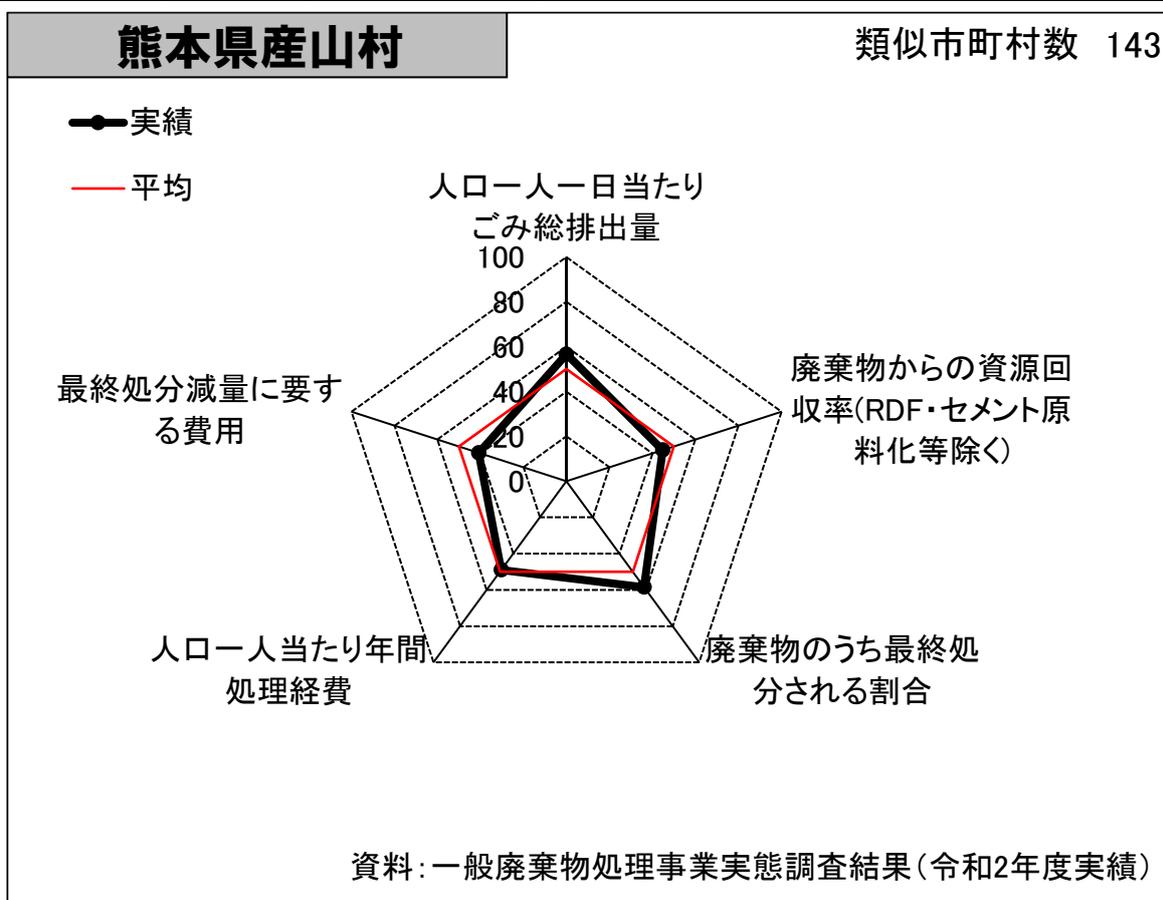
4) 産山村

産山村と都市形態区分・人口・産業構造が類似した市町村を全国から抽出すると 143 団体が抽出された。これらの類似団体における評価指標の算出結果及び偏差値によるレーダーチャートは、次のとおりである。

この結果を見ると、産山村の取組のうち、人口一人一日当たりごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合は「良好」、人口一人当たり年間処理経費は「ほぼ平均」、廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）、最終処分減量に要する費用は類似市町村より「取組がやや遅れている」と判断される。

人口	1,457 人			
産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	61.2%	Ⅲ次人口比率	47.3%

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	I	5,000人未満
	産業構造	0	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%未満



標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.899	0.233	0.176	21,979	78,453
最大	5.78	0.993	0.686	65,681	289,336
最小	0.332	0	0	4,835	12,041
標準偏差	0.534	0.159	0.159	10,787	43,715
当該市町村実績	0.549	0.151	0.041	23,050	118,816
偏差値	56.6	44.8	58.5	49.0	40.8

図3-3-24 一般廃棄物処理システム比較分析結果の評価（産山村）

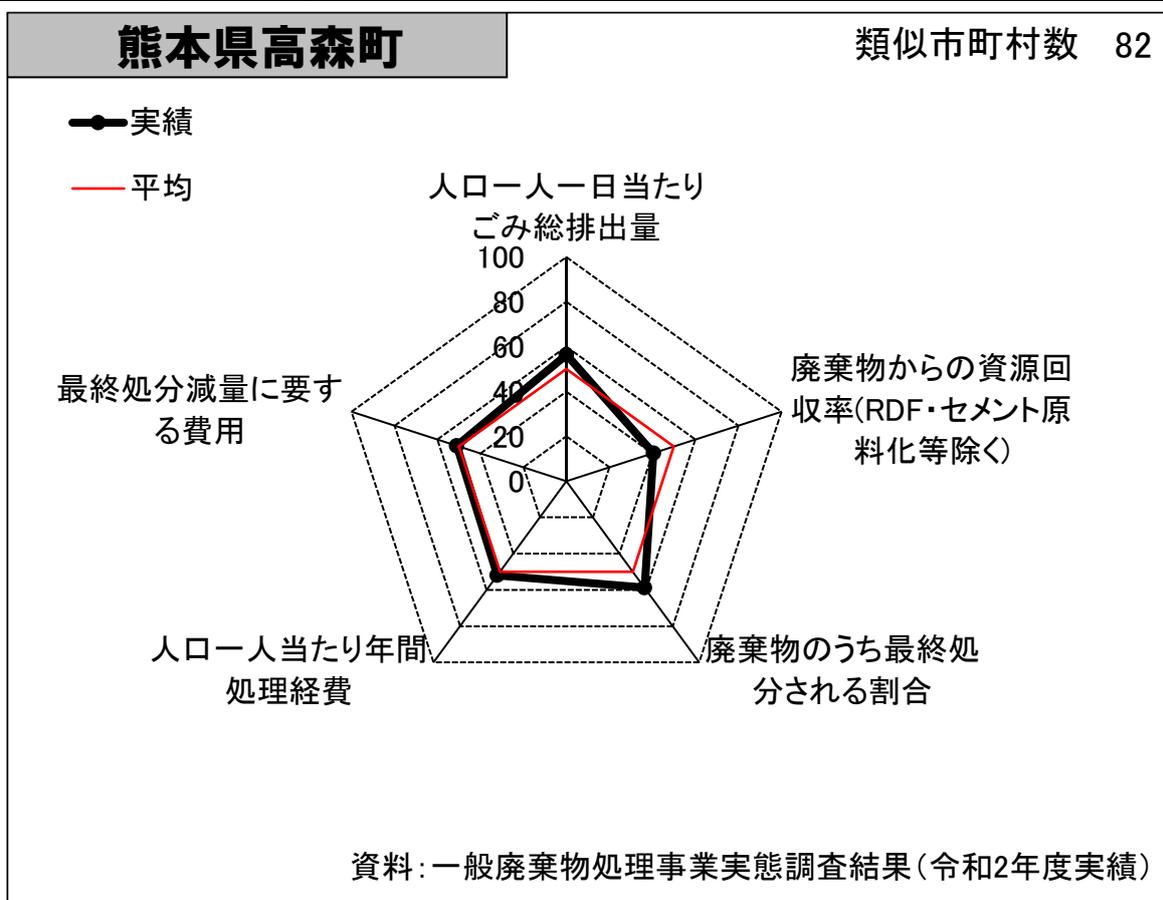
5) 高森町

高森町と都市形態区分・人口・産業構造が類似した市町村を全国から抽出すると 82 団体が抽出された。これらの類似団体における評価指標の算出結果及び偏差値によるレーダーチャートは、次のとおりである。

この結果を見ると、高森町の取組のうち、人口一人一日当たりごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合は「良好」、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用は「ほぼ平均」（類似市町村と概ね同程度）、廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）は類似市町村より「取組がやや遅れている」と判断される。

人口	6,245 人			
産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	75.2%	Ⅲ次人口比率	57.0%

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅱ	5,000人以上～10,000人未満
	産業構造	0	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%未満



標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.871	0.192	0.137	18,453	65,012
最大	1.51	0.488	0.633	44,890	135,516
最小	0.369	0.054	0	6,505	15,938
標準偏差	0.216	0.107	0.099	7,290	24,269
当該市町村実績	0.734	0.09	0.05	16,978	62,668
偏差値	56.3	40.5	58.8	52.0	51.0

図3-3-25 一般廃棄物処理システム比較分析結果の評価（高森町）

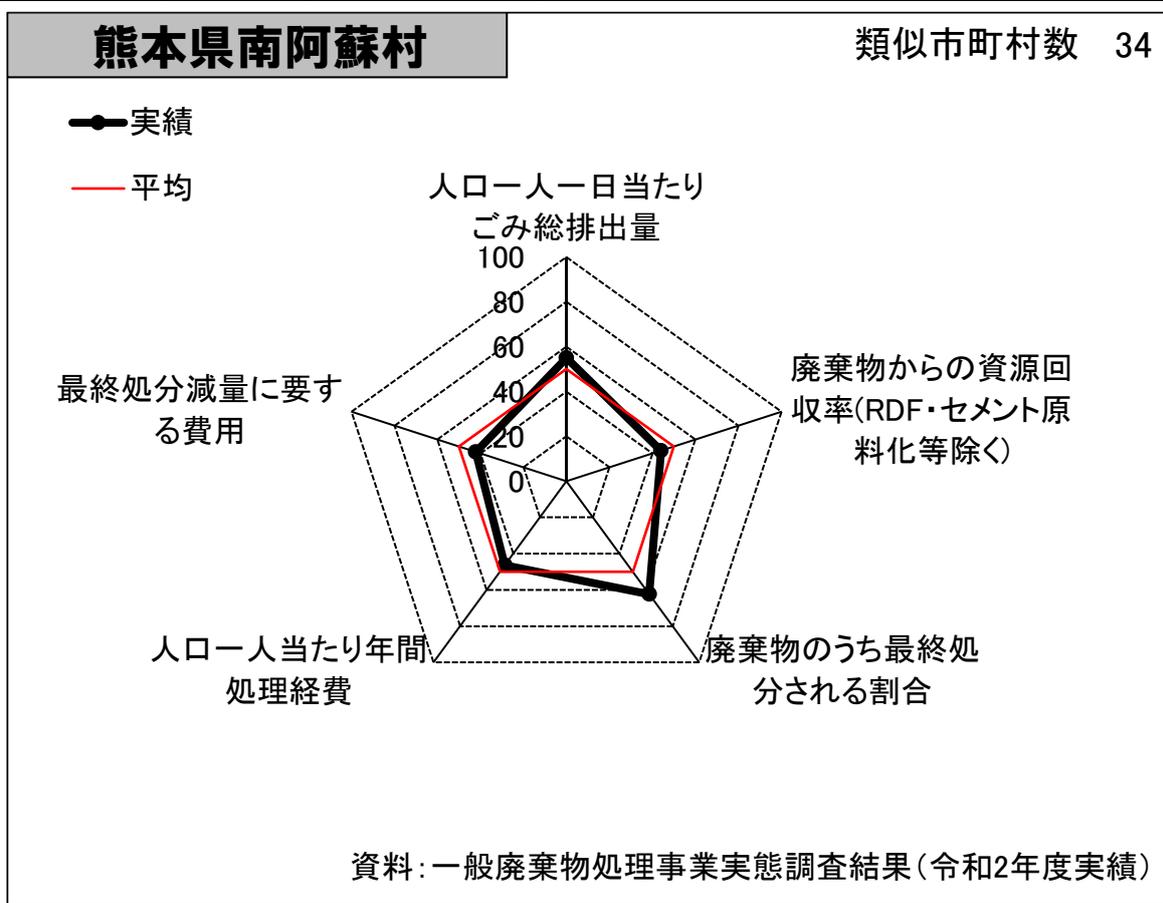
6) 南阿蘇村

南阿蘇村と都市形態区分・人口・産業構造が類似した市町村を全国から抽出すると 34 団体が抽出された。これらの類似団体における評価指標の算出結果及び偏差値によるレーダーチャートは、次のとおりである。

この結果を見ると、南阿蘇村の取組のうち、人口一人一日当たりごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合は「良好」、人口一人当たり年間処理経費は「ほぼ平均」（類似市町村と概ね同程度）、廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）、最終処分減量に要する費用は類似市町村より「取組がやや遅れている」と判断される。

人口	10,403 人			
産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	77.2%	Ⅲ次人口比率	60.2%

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅲ	10,000人以上～15,000人未満
	産業構造	0	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%未満



標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.835	0.203	0.115	14,557	47,960
最大	1.435	0.831	0.244	35,387	96,473
最小	0.541	0.07	0	4,846	18,246
標準偏差	0.165	0.133	0.058	5951	19017
当該市町村実績	0.753	0.123	0.043	16,718	62,796
偏差値	55.0	44.0	62.4	46.4	42.2

図 3 - 3 - 2 6 一般廃棄物処理システム比較分析結果の評価（南阿蘇村）

7) まとめ

圏域市町村の一般廃棄物処理システム比較分析結果をまとめると、次のとおりである。

表 3 - 3 - 2 5 一般廃棄物処理システム比較分析結果（令和 2 年度実績に基づく評価）

指標	評価 [偏差値]		
	阿蘇市	南小国町	小国町
人口一人一日当たり ごみ総排出量	ほぼ平均 [52.2]	ほぼ平均 [50.8]	ほぼ平均 [48.4]
廃棄物からの資源 回収率※	取組がやや遅れている [40.4]	取組がやや遅れている [43.3]	ほぼ平均 [45.6]
廃棄物のうち最終 処分される割合	良好 [56.5]	良好 [57.9]	良好 [55.0]
人口一人当たり 年間処理経費	ほぼ平均 [49.8]	ほぼ平均 [51.2]	ほぼ平均 [49.0]
最終処分減量に 要する費用	ほぼ平均 [51.3]	ほぼ平均 [52.1]	ほぼ平均 [50.8]

指標	評価 [偏差値]		
	産山村	高森町	南阿蘇村
人口一人一日当たり ごみ総排出量	良好 [56.6]	良好 [56.3]	良好 [55.0]
廃棄物からの資源 回収率※	取組がやや遅れている [44.8]	取組がやや遅れている [40.5]	取組がやや遅れている [44.0]
廃棄物のうち最終 処分される割合	良好 [58.5]	良好 [58.8]	良好 [62.4]
人口一人当たり 年間処理経費	ほぼ平均 [49.0]	ほぼ平均 [52.0]	ほぼ平均 [46.4]
最終処分減量に 要する費用	取組がやや遅れている [40.8]	ほぼ平均 [51.0]	取組がやや遅れている [42.2]

※廃棄物からの資源回収率は、RDF・セメント原料化等を除いた値での比較

第4節 本地域のごみ処理の課題

本地域におけるごみ処理の現状から、課題を整理すると、次のとおりとなる。

課題1 ごみの排出抑制

ごみ総排出量は概ね横ばいの傾向を示しており、1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）で見ると、全国平均及び熊本県平均を下回っている。圏域市町村の類似団体との比較では、1人1日当たりのごみ排出量の指標はほぼ平均～良好となっているが、近年減少傾向にない状況を踏まえ、住民・事業者・行政が協力して、引き続きごみの排出抑制に取り組んでいくことが重要と考える。

課題2 資源化の推進

資源化量、リサイクル率ともに概ね横ばい傾向を示している。本地域では、ごみの固形燃料化を行っていることもあり、リサイクル率は高い水準にあるが、これを除いたところでは、約11%前後となっており、圏域市町村の類似団体との比較においても、取組がやや遅れている～ほぼ平均となっている（偏差値はいずれも50未満）。こうしたことから、ごみの分別排出の徹底や啓発等の取組を強化し、固形燃料化以外での一層の資源化量・リサイクル率の向上に努めていく必要がある。

課題3 固形燃料（RDF）の搬入先の確保

大阿蘇環境センター未来館RDF施設で製造される固形燃料（RDF）は、福岡県大牟田市にある「大牟田リサイクル発電」での使用は平成29年度までで、平成30年度以降はRDF施設包括運転委託事業者へ有価物として売払いしている。今後も、大阿蘇環境センター未来館RDF施設で製造される固形燃料の搬入先については、継続的に検討を行っておくことが必要である。

課題4 最終処分量の削減

本地域における最終処分の状況は、全国平均、熊本県全体の平均を大きく下回る水準で推移しているが、近年は1人1日当たりの最終処分量は横ばいで推移しているが、地域内におけるごみの排出抑制や資源化を推進することで、最終処分量の削減に引き続き取り組む必要がある。

第4章 ごみの排出量及び処理量の見込み

第1節 人口の将来予測

1. 人口の予測方法

本地域における将来人口は、圏域市町村が策定している人口ビジョンに示されている将来人口のうち、各種施策の実施等による人口減少幅の縮小などの効果を見込んだ人口を採用することを基本とした（阿蘇市は、市提供資料による）。

なお、人口ビジョンでは、5年ごとの予測結果しか示されていないため、予測結果がない年度については線形補間を行った。

表4-1-1 人口ビジョン等による将来人口

圏域市町村名	出典	採用人口の人口ビジョン中の名称	R7	R12	R17
阿蘇市	市提供資料	—	25,415	24,547	23,725
南小国町	第4次南小国町総合計画(R2.3)	将来展望推計値	3,866	3,700	3,537
小国町	第2期小国町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(R2.3)	p24推計値	5,855	5,276	4,723
産山村	産山村人口ビジョン(R23.13一部改正)	将来展望推計値	1,317	1,225	1,140
高森町	高森町総合計画後期基本計画(R2.3)	国立社会保障・人口問題研究所推計に基づく推計値	5,395	4,958	4,544
南阿蘇村	南阿蘇村人口ビジョン(R2.3)	数値目標達成時の推計値	10,526	10,032	9,545

2. 人口の将来予測結果

将来人口の予測結果は下表のとおりである。本組合では全域を計画収集区域としており、自家処理人口は0人である。今後も全域を対象として収集を実施するため、将来の自家処理人口も0人とする。

表4-1-2 将来人口の予測結果

区分	年度	阿蘇市			南小国町			小国町		
		総人口	計画収集人口	自家処理人口	総人口	計画収集人口	自家処理人口	総人口	計画収集人口	自家処理人口
実績値	平成29年度	26,864	26,864	0	4,130	4,130	0	7,310	7,310	0
	平成30年度	26,543	26,543	0	4,101	4,101	0	7,167	7,167	0
	令和元年度	26,199	26,199	0	4,034	4,034	0	7,070	7,070	0
	令和2年度	25,766	25,766	0	3,965	3,965	0	6,899	6,899	0
	令和3年度	25,385	25,385	0	3,892	3,892	0	6,765	6,765	0
予測値	令和9年度	25,067	25,067	0	3,800	3,800	0	5,623	5,623	0
	令和14年度	24,219	24,219	0	3,634	3,634	0	5,054	5,054	0

区分	年度	産山村			高森町			南阿蘇村			圏域市町村計		
		総人口	計画収集人口	自家処理人口	総人口	計画収集人口	自家処理人口	総人口	計画収集人口	自家処理人口	総人口	計画収集人口	自家処理人口
実績値	平成29年度	1,530	1,530	0	6,566	6,566	0	10,887	10,887	0	57,287	57,287	0
	平成30年度	1,526	1,526	0	6,487	6,487	0	10,666	10,666	0	56,490	56,490	0
	令和元年度	1,516	1,516	0	6,398	6,398	0	10,513	10,513	0	55,730	55,730	0
	令和2年度	1,457	1,457	0	6,245	6,245	0	10,403	10,403	0	54,735	54,735	0
	令和3年度	1,426	1,426	0	6,197	6,197	0	10,317	10,317	0	53,982	53,982	0
予測値	令和9年度	1,281	1,281	0	5,221	5,221	0	10,328	10,328	0	51,320	51,320	0
	令和14年度	1,191	1,191	0	4,792	4,792	0	9,838	9,838	0	48,728	48,728	0

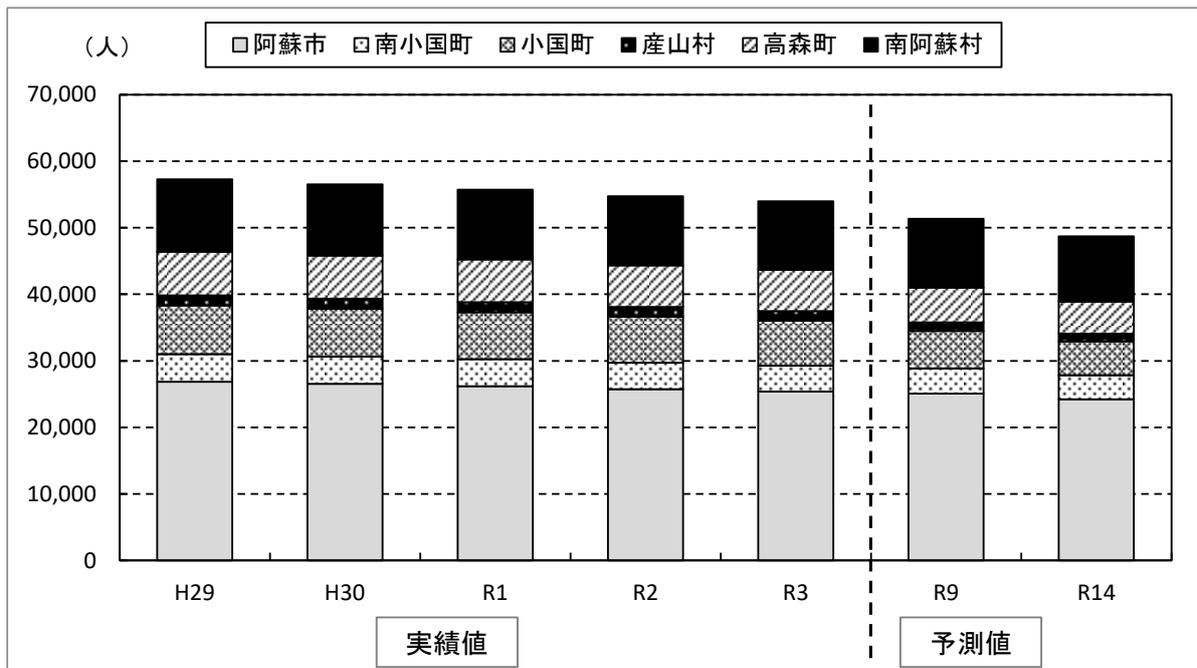


図4-1-1 将来人口の予測結果

第2節 ごみ排出量の将来予測

1. ごみ排出量の予測方法

ごみ排出量の予測は、生活系ごみ量及び事業系ごみ量の区分のもと、平成29年度から令和3年度の過去5年間の排出原単位（生活系：g/人・日、事業系：t/年）の実績値を用いたトレンド法により行うものとした。

2. ごみ排出量の将来予測結果

本地域における近年のごみ排出量実績から今後のごみ排出量の予測を行うと、以下のとおりとなる。今後のごみ排出量は、人口の減少に伴い総排出量は減少していくことが予測されるものの、人口1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向で推移していくことが予測される。

表4-2-1 ごみ排出量の予測結果

区分	年度	人口	生活系ごみ			事業系ごみ			ごみ総排出量		
		人	t/年	t/日	g/人・日	t/年	t/日	g/人・日	t/年	t/日	g/人・日
実績	H29	57,287	12,168	33.34	582	5,618	15.39	269	17,786	48.73	851
	H30	56,490	12,188	33.39	591	5,765	15.80	280	17,953	49.19	871
	R1	55,730	12,438	33.98	610	5,529	15.11	271	17,967	49.09	881
	R2	54,735	12,663	34.69	634	4,456	12.21	223	17,119	46.90	857
	R3	53,982	12,152	33.29	617	4,639	12.71	235	16,791	46.00	852
予測値	R9	51,320	12,666	34.61	674	4,640	12.68	247	17,306	47.284	921
	R14	48,728	12,632	34.61	710	4,640	12.71	261	17,272	47.321	971

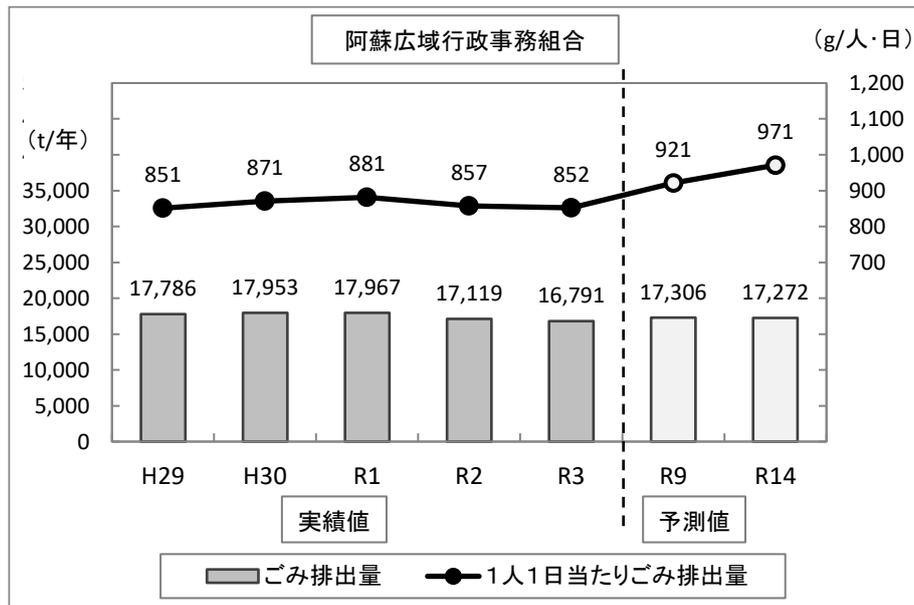


図4-2-1 ごみ排出量の予測結果

第3節 ごみ減量化等の数値目標

1. 基本的事項

ごみの排出抑制や再資源化及び最終処分等については、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）や廃棄物処理法の基本方針（令和2年3月通知）において設定されている国の目標や、熊本県が策定した熊本県廃棄物処理計画（第5期：令和3～7年度）において設定されている目標等を勘案しつつ、数値目標を設定する必要がある。

表4-3-1 第四次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の減量化目標

指 標		令和7年度目標
一般廃棄物の減量化	1人1日当たりのごみ排出量 （計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）	約850グラム/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭からの1人1日当たりごみ排出量 （集団回収量、資源ごみ等を除く）	約440グラム/人・日
事業系ごみ排出量	事業系ごみの総量	約1,100万トン

資料：第四次循環型社会形成推進基本計画 平成30年6月

表4-3-2 廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の減量化の目標

指 標	令和7年度目標値
排出量	約3,800万トン
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	440g/人・日 ※資源ごみ、集団回収量を除く
再生利用率	約28%
最終処分量	320万トン

資料：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号）令和2年3月16日事務連絡

表4-3-3 熊本県廃棄物処理計画における一般廃棄物の減量化の目標

指 標	令和7年度目標値
排出量	506千トン
1人1日当たりごみ排出量	811グラム
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	557グラム
1人1日当たり事業系ごみ排出量	254グラム
再生利用率	28%
最終処分量	48千トン

資料：熊本県廃棄物処理計画（第5期：令和3～7年度）

2. 数値目標の設定

1) ごみ排出量の削減目標

前計画においては、中間目標年次（令和3年度）の目標値として、「平成27年度の1人1日当たりごみ排出量を5%削減」と設定していた。

この目標の達成状況は下表に示すとおりであり、南阿蘇村は目標を達成しているが、その他は未達成の状況であり、圏域市町村全体の現状の実績では1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向にある。

表4-3-4 前計画における排出量削減目標の達成状況

区分 市町村名	1人1日当たり排出量			目標達成状況
	H27(実績) (g/人・日)	R3(実績) (g/人・日)	R9(予測値) (g/人・日)	前計画 (H27→R3)
阿蘇市	930	906	975	-2.6% (未達成)
南小国町	902	867	892	-3.9% (未達成)
小国町	911	961	1,014	+5.5% (未達成)
産山村	488	576	616	+18.0% (未達成)
高森町	687	700	721	+1.9% (未達成)
南阿蘇村	835	773	845	-7.4% (達成)
圏域市町村 計	795	852	912	+7.2% (未達成)

このため、本計画における中間目標年次（令和9年度）の目標値としては、前計画の目標の考え方を継承し、「1人1日当たりごみ排出量を令和3年度比で5%削減」と設定するものとする。

表4-3-5 ごみ排出量の削減目標

区分 市町村名	1人1日当たり排出量		
	R3(実績) (g/人・日)	R9(予測値) (g/人・日)	(目標値) (g/人・日)
阿蘇市	906	986	→ 861
南小国町	867	897	→ 824
小国町	961	1,019	→ 913
産山村	576	625	→ 548
高森町	700	723	→ 665
南阿蘇村	773	857	→ 734
圏域市町村 計	852	921	→ 811

備考:「圏域市町村 計」の目標値は、各市町村で5%減とした場合の総排出量の合計から算出していることから、R3実績に対し正確に5%減とはなっていない。

2) 再生利用の目標

本地域のリサイクル率は、令和3年度実績で59.1%（圏域市町村で58.8~60.3%の範囲）と全国平均より大幅に高く、国並びに熊本県の令和7年度目標値（28%）は既に達成している。

また、前計画においては中間目標年次（令和3年度）の目標値として、57.9%と設定しており、これも達成している。

このように、本地域では、可燃ごみの固形燃料化を行っていることもあり、十分に廃棄物の再生利用が進んでいる状況にある。その一方、固形燃料以外の資源ごみについては、住民や事業者から積極的な分別排出が図られるよう、今後も啓発や施策の実施等に努める必要があるものと考えられる。

こうした取組を踏まえ、固形燃料及びリサイクルプラザにおける処理過程から回収される金属類を除いた各品目の再生利用の目標としては、「令和3年度実績の原単位（1人1日当たり再生利用量）を将来に渡っても維持する」こととする。その際、品目別の原単位は小数点以下第一位を切り上げた量を目標値としているが、令和3年度実績が0.5g/人・日以下の品目については、小数点以下第一位を切り上げると実態と目標の乖離が大きくなることから、小数点以下第一位まで含めて現状維持を目標とした。

表4-3-6 再生利用の目標

	阿蘇市		南小国町		小国町	
	R3 (実績)	R9 (目標値)	R3 (実績)	R9 (目標値)	R3 (実績)	R9 (目標値)
紙類 (g/人・日)	33.8	34.0	36.6	37.0	40.1	41.0
段ボール (g/人・日)	11.0	11.0	16.2	17.0	18.2	19.0
PETボトル (g/人・日)	7.3	8.0	6.3	7.0	6.9	7.0
古布 (g/人・日)	7.1	8.0	9.2	10.0	10.1	11.0
紙製容器 (g/人・日)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.4	0.4
金属類 (g/人・日)	9.1	10.0	13.4	14.0	15.0	15.0
ガラス類 (g/人・日)	11.1	12.0	16.2	17.0	18.2	19.0
その他 (g/人・日)	1.2	2.0	2.1	3.0	1.6	2.0
合計A (g/人・日)	80.7	85.0	100.0	105.0	110.6	114.2
金属類回収量 (g/人・日)	5.8	4.8	7.0	6.5	8.9	8.3
RDF (g/人・日)	449.0	423.8	402.7	378.2	448.3	421.8
合計B (g/人・日)	535.5	513.6	509.7	489.6	567.8	544.2
リサイクル率 (%)	59.1%	59.7%	58.8%	59.4%	59.1%	59.6%

	産山村		高森町		南阿蘇村		圏域市町村 計	
	R3 (実績)	R9 (目標値)	R3 (実績)	R9 (目標値)	R3 (実績)	R9 (目標値)	R3 (実績)	R9 (目標値)
紙類 (g/人・日)	34.6	35.0	30.9	31.0	27.4	28.0	33.2	33.4
段ボール (g/人・日)	9.6	10.0	12.4	13.0	10.9	11.0	12.4	12.6
PETボトル (g/人・日)	3.8	4.0	5.7	6.0	8.0	8.0	7.1	7.5
古布 (g/人・日)	3.8	4.0	2.7	3.0	5.0	5.0	6.6	7.3
紙製容器 (g/人・日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
金属類 (g/人・日)	9.6	10.0	11.1	12.0	12.5	13.0	11.0	11.7
ガラス類 (g/人・日)	11.5	12.0	13.3	14.0	15.1	16.0	13.4	14.2
その他 (g/人・日)	1.9	2.0	0.9	1.0	1.1	2.0	1.3	2.0
合計A (g/人・日)	74.9	78.9	76.9	80.1	79.9	83.1	85.1	88.6
金属類回収量 (g/人・日)	5.8	4.3	6.2	5.2	5.3	4.5	6.2	5.3
RDF (g/人・日)	267.1	251.7	328.9	309.8	372.8	351.8	412.4	389.8
合計B (g/人・日)	347.7	334.9	412.0	395.1	458.1	439.4	503.8	483.7
リサイクル率 (%)	60.3%	61.1%	58.9%	59.4%	59.3%	59.9%	59.1%	59.7%

(備考)1 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

2 合計A:「紙類」~「その他」の合計、合計B:合計A+リサイクルプラザからの金属類回収量+RDF。

3 金属類回収量及びRDFは、目標値=将来予測値。

3) 最終処分目標

前計画においては、中間目標年次（令和 3 年度）の目標値として、「最終処分量 433t」と設定していた。令和 3 年度の最終処分量の実績は 631t であり、目標未達成となっている。

今後、ごみ排出量の削減及び再生利用の推進を図ることにより、最終処分量は令和 3 年度の実績である 631t/年に対して、令和 9 年度は 535t/年まで削減（約 15.2%減）し、最終処分率は令和 3 年度の実績である 3.8%から令和 9 年度は 3.5%まで削減することを目標とする。

3. 数値目標のまとめ

本地域におけるごみ減量化等の数値目標をまとめると、以下のとおりである。

1	ごみ排出量の削減目標（令和 9 年度目標値）
1 人 1 日当たりごみ排出量を令和 3 年度比で 5%削減する。 （1 人 1 日当たりごみ排出量：令和 3 年度 852g/人・日 →令和 9 年度 811g/人・日）	

2	再生利用の目標（令和 9 年度目標値）
令和 3 年度の 1 人 1 日当たりの再生利用量を維持する。 （リサイクル率：令和 3 年度 59.1% → 令和 9 年度 59.7%）	

3	最終処分目標（令和 9 年度目標値）
最終処分量を令和 3 年度比で約 15.2%削減、最終処分率を 3.5%とする。 （最終処分量：令和 3 年度 631t → 令和 9 年度 535t 最終処分率：令和 3 年度 3.8% → 令和 9 年度 3.5%）	

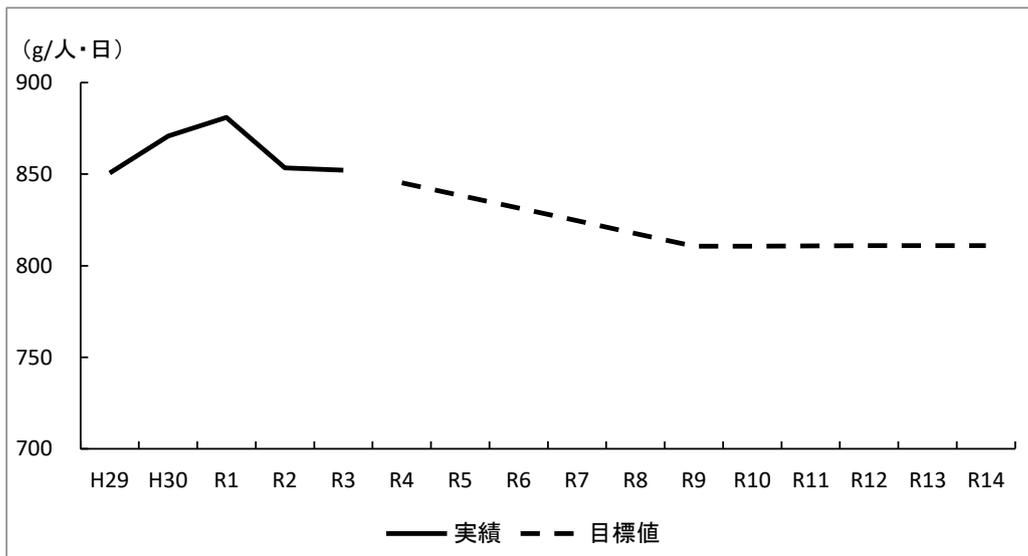


図4-3-1 1人1日当たりごみ排出量の実績及び目標値

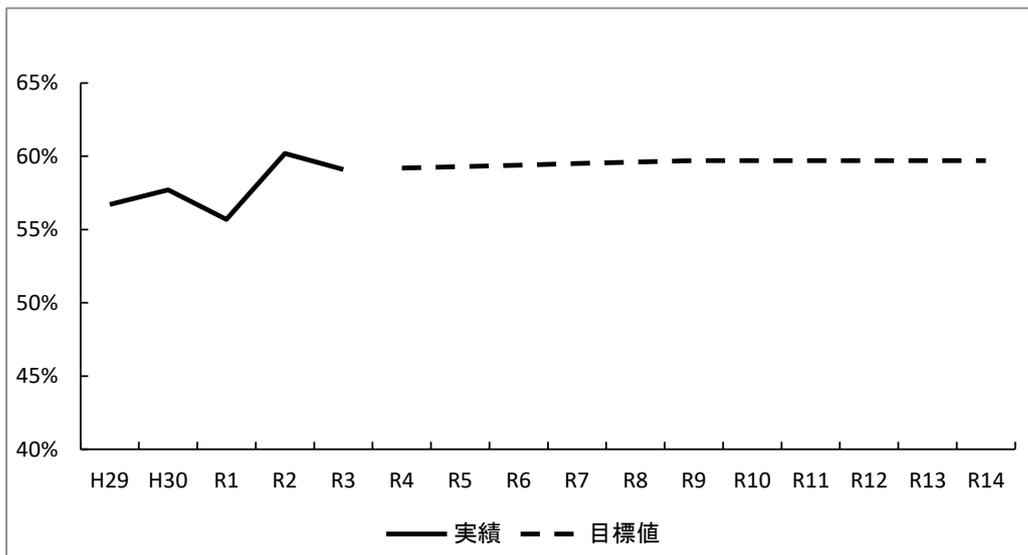


図4-3-2 リサイクル率の実績及び目標値

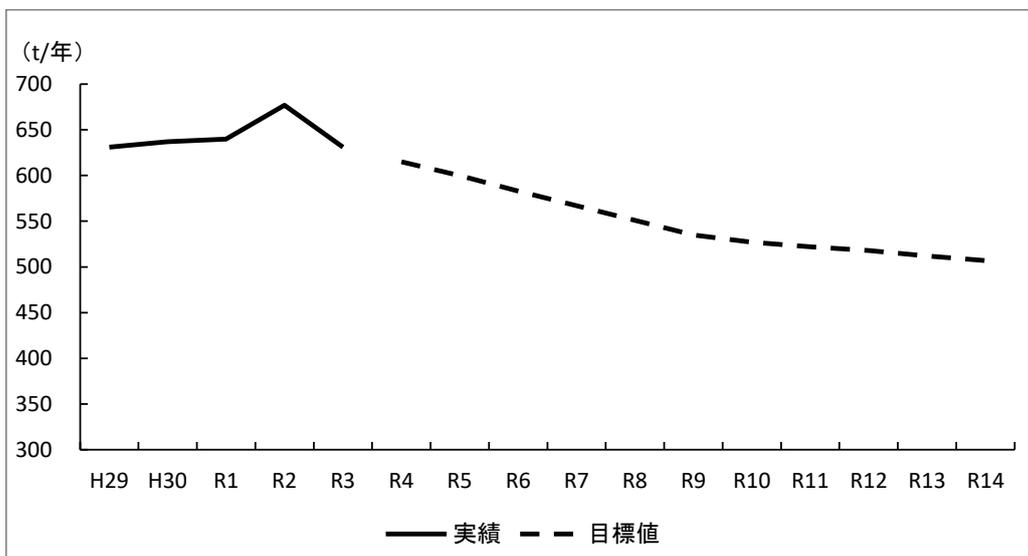


図4-3-3 最終処分量の実績及び目標値

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

本地域における循環型社会形成の推進や環境負荷低減に配慮したごみの適正処理に向けての基本方針を次のように定める。

ごみ処理の基本方針
<p>1. 循環型社会形成の推進、地球温暖化対策への配慮</p> <p>住民・事業者・行政（組合・圏域市町村）が連携し、地域全体でごみ問題解決に向けての取り組みを行うことにより、組合独自の「循環型社会」を構築していくとともに、ごみ減量化やリサイクルの推進に関する取り組みを通じて地球温暖化防止に配慮するなど環境負荷低減に努める。</p>
<p>2. ごみの排出抑制の推進</p> <p>ごみ問題を解決するためには、出口対策（リサイクル、適正処理等）に加えて入口対策（排出抑制）が重要であることから、3Rのうちリサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）を重視したごみ減量行動などに地域全体で積極的に取り組み、ごみの排出抑制を進めていく。</p>
<p>3. リサイクルの推進</p> <p>排出されるごみに関しては、資源ごみの分別収集の徹底や事業者に対する再資源化の働きかけ、搬入ごみからの資源回収に努めることにより、地域全体でリサイクルを推進していく。</p>
<p>4. ごみの適正処理</p> <p>ごみの排出抑制とリサイクルの推進により、処理・処分しなければならないごみの量を減らした後、残ったごみについては適正な処理・処分を行う。そのため、既存のごみ処理施設や中継施設など関連施設の適正な管理と機能の維持に努める。</p>
<p>5. 評価と改善</p> <p>ごみ減量化等目標値の達成状況が「循環型社会」の達成度の目安となることから、引き続き目標値の達成状況を定期的にチェックしながら、評価と改善を行っていく。</p>

第2節 計画処理区域と処理主体

1. 計画処理区域

ごみの計画処理区域は、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村の全域とする。

2. ごみの処理主体

ごみの処理主体については、引き続き、現在の体制を継続していくものとする。

収集・運搬は、生活系ごみについては本組合及び阿蘇市・産山村が主体となって実施（ただし、粗大ごみの収集・運搬については、排出者が自ら直接搬入するほか、阿蘇市では組合が許可した収集・運搬業者に依頼して中間処理施設へ搬入することができ、南部地区では圏域市町村が実施主体となって実施（委託）している。）し、事業系ごみについては排出者自ら直接搬入するか、組合が許可した収集・運搬業者に依頼して中間処理施設に搬入することとする。

中間処理及び最終処分については、組合が主体となって実施する。

表5-2-1 ごみの処理主体

区分		ごみの種類		実施主体	運営形態
収集・運搬	阿蘇市 産山村 【中部地区】	生活系ごみ	可燃ごみ	阿蘇市 産山村	委託（民間業者）
			不燃ごみ		
			資源ごみ		
			粗大ごみ		
		事業系ごみ	排出者（産山村）	直接搬入	
		排出者（阿蘇市）	直接搬入、許可業者		
		排出者	直接搬入、許可業者		
	高森町 南阿蘇村 【南部地区】	生活系ごみ	可燃ごみ	阿蘇広域行政事務組合	委託（民間業者）
			不燃ごみ		
			資源ごみ		
			粗大ごみ		
		事業系ごみ	排出者	直接搬入	
		排出者	直接搬入、許可業者		
南小国町 小国町 【北部地区】	生活系ごみ	可燃ごみ	阿蘇広域行政事務組合	委託（民間業者）	
		不燃ごみ			
		資源ごみ			
		粗大ごみ			
	事業系ごみ	排出者	直接搬入		
	排出者	直接搬入、許可業者			
中間処理		可燃ごみ	阿蘇広域行政事務組合	直営	
		不燃ごみ			
		資源ごみ			
		粗大ごみ			
最終処分			阿蘇広域行政事務組合	直営	

第3節 排出抑制・再資源化計画

1. 住民・事業者・行政の役割

循環型社会の形成を推進するため、ごみ排出量を抑制し再資源化を推進していくためには、住民、事業者、行政（組合・圏域市町村）が同じ意識を持って、それぞれが適切な役割分担の下で取り組んでいくことが重要と考えられる。本地域におけるごみの排出抑制・資源化の推進に向けての各関係者の役割分担を次のとおりとする。

表5-3-1 住民・事業者・行政（組合・圏域市町村）の役割

住民の役割	<p>住民は、商品購入に当たっては容器包装廃棄物の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、食品の購入に当たっては賞味期限に関する正しい理解を深め、適量購入により食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品）の削減に資する行動に努めるものとする。</p> <p>商品の使用に当たっては、なるべく長期間使用することや、食品の使いきり・食べきり、生ごみの水切り（3きり）を意識した行動に努めることで、自らごみの排出抑制に取り組むものとする。</p> <p>また、ごみの排出に当たっては行政が設定する分別区分や方法に応じて排出することにより、行政による循環型社会形成やごみの適正処理に関する取り組みに協力するとともに、各種リサイクル法に基づく使用済み製品の引き渡しやリサイクル料金の負担など、事業者が法令に基づいて行う措置に協力する。</p>
事業者の役割	<p>事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、そのことを意識して自ら排出する廃棄物の排出抑制と再生利用等による減量化に努めるものとする。その上で処理しなければならない廃棄物について適正処理を確保するものとする。</p> <p>また、容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の製造・販売、必要な情報の提供等に努める。</p> <p>事業系ごみの排出に当たっては、行政の取り組み・指導に協力する。</p>
行政（組合・圏域市町村）の役割	<p>行政は、地域内におけるごみの排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制やリサイクルに関し適切な普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取り組みを促進する。</p> <p>また、ごみの分別収集の推進やリサイクルに努めるとともに、その上で処理・処分しなければならないごみについて、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。</p>

また、以下には本地域におけるごみの排出抑制、再資源化に関する取り組みの方向性を定める。

2. ごみの排出抑制及び再資源化への取り組み

ごみの排出抑制や再資源化に関する取り組みについては、組合及び圏域市町村において次のような取り組みが行われているところであり、引き続き、組合と市町村が連携して様々な取り組みの継続及び充実を図っていくこととする。

また、組合では各市町村の取り組みに対し、ごみ処理施設を運営管理する立場からの支援・協力を行っていくとともに、施設を活用した環境教育や普及啓発、情報提供等を展開していくことを基本とする。

表5-3-2 ごみの排出抑制、再資源化に関する取り組み

取り組み	内容
ごみ処理の有料制度	○有料指定ごみ袋によるごみ収集。 ○直接搬入ごみの処理手数料の徴収。
生ごみの減量化	○生ごみコンポスト容器及び生ごみ処理機の購入費用一部補助。
マイバッグ運動 レジ袋対策	○マイバッグ持参の啓発。
資源化	○資源ごみの分別収集の実施。 ○ごみ処理施設における資源回収。 ○地域住民に対するごみ分別等に関する説明会の開催。 ○家庭から排出された使用済食用油を回収し、バイオディーゼル燃料化。
広報・啓発活動	○市町村のホームページや広報紙、回覧板等を通じた情報発信、周知。 ○ごみ収集カレンダー、ごみ分別の手引き等の作成、配布。
住民参加による 普及啓発活動	○家庭で出される不用品交換会（フリーマーケット等）の開催。 ○地域清掃活動の実施。 ○環境保全監視員等による廃棄物の不法投棄監視活動（パトロール）の実施。
環境教育・環境学習	○ごみ処理施設を活用した研修、施設見学会の開催。 ○小学生を対象としたごみを減らす絵画コンクールの開催。

1) 排出抑制に関する取り組み

本地域におけるごみの排出抑制に関する主な取り組みの方向性を次のとおり定める。

(1) ごみ処理の有料制度

本地域では既に、各市町村において有料指定ごみ袋によるごみ収集、組合において直接搬入ごみの処理手数料徴収等を実施しているが、近年のごみ排出量は概ね横ばい（1人1日当たりの量では増加傾向）であり、今後の排出量の動向によっては、ごみ処理有料制度（料金体系）の見直しも必要と考えられる。

市町村	○有料指定ごみ袋によるごみ収集体制を今後も継続していくとともに、生活系ごみ排出量の動向を見ながら、排出抑制が進んでいないと判断される場合は、必要に応じて有料制度（料金体系）の見直しを検討する。
-----	--

組 合	○生活系直接搬入ごみ量及び事業系ごみ量の動向を見ながら、排出抑制が進んでいないと判断される場合は、必要に応じて直接搬入ごみの処理手数料の見直しを検討する。
-----	---

(2) 事業系ごみ対策

事業系ごみの排出抑制対策として、次のような取り組みを行う。

市町村	○事業活動に伴って生じた廃棄物は、その事業者処理責任があることから、事業者自らの排出抑制と再資源化の取り組みの必要性について啓発する。 ○多量のごみを排出する事業者（多量排出事業者）に対しては減量化計画の策定指導を徹底するなど事業系ごみ排出抑制対策を講ずる。 ○事業系ごみの資源物リサイクルが促進されるような情報提供を行う。
組 合	○ごみ処理施設において、事業系ごみの展開検査を実施し、資源ごみや産業廃棄物等の混入がある場合は分別排出の徹底など、適切な排出指導を行う。 ○組合施設への事業系ごみの搬入状況や事業系ごみ対策の情報を収集し、圏域市町村への情報提供を行う。

(3) 生ごみの減量化

生ごみの減量化対策として、次のような取り組みを行う。

市町村	○生ごみコンポスト容器、生ごみ処理機等の購入費用一部補助制度を実施している市町村は今後も本制度を継続し、実施していない市町村においては制度の導入を検討する。 ○生ごみ及び食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品）の削減に向けて、「3きり（食品の使いきり・食べきり、生ごみの水切り）」を意識した行動に努めてもらうよう、住民や事業者に対する普及啓発に努める。
組 合	○圏域市町村の生ごみ及び食品ロスの削減に関する取り組みを支援する。また、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合調査の実施を検討する。 ○食品リサイクル法対象外の食品関連事業者（食品小売業、外食産業等）に対しても、生ごみの排出抑制やリサイクルが推進されるよう、関連情報の提供や普及啓発に努める。

(4) レジ袋対策・容器包装廃棄物の排出抑制

レジ袋をはじめ、容器包装廃棄物の排出抑制対策として、次のような取り組みを行う。

市町村	○市町村商工会やその他関係事業者団体と協同したレジ袋削減、マイバッグ普及の取り組みを推進する。 ○市町村ホームページ・広報紙等を通じて、レジ袋削減及びマイバッグ持参の普及啓発に取り組む。 ○容器包装廃棄物の排出抑制のため、スーパーマーケット等の小売店・販売店に対し、過剰包装の抑制、マイバッグ普及への協力、トレイや牛乳パックの店頭回収、リターナブル容器製品・詰め替え製品の販売推進等について、働きかけを行う。
-----	--

組 合	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域市町村と連携して、レジ袋削減・マイバッグ普及の取り組みを推進する。 ○圏域市町村が取り組む各種の容器包装廃棄物排出抑制対策を支援する。
-----	---

(5) 普及啓発活動・環境教育

ごみの排出抑制の意義や方法について地域住民の理解や協力を得るためには、普及啓発や環境教育を充実させることが重要と思われることから、引き続き、次のような取り組みを行う。

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村ホームページ・広報紙・回覧板等を通じて、地域のごみ処理やリサイクルに関する情報を発信する。 ○ごみの分別排出、リサイクルの推進のため、ごみ収集カレンダー等を作成し、配布する。 ○大阿蘇環境センター未来館リサイクルプラザを活用した環境学習、施設見学会等を行う。 ○自治会、小中学校、各種団体等の求めに応じて、出前講座や教材の提供、各種説明会を開催する。 ○不用品交換会（フリーマーケット等）の開催や開催支援に努める。
組 合	<ul style="list-style-type: none"> ○組合ホームページを通じて、地域のごみ処理やリサイクルに関する情報を発信する。 ○ごみの分別排出、リサイクルの推進のため、ごみ分別の手引き、リーフレット等を作成し、配布する。 ○大阿蘇環境センター未来館リサイクルプラザ内の環境学習コーナーや体験工房を活用して、ごみ問題やリサイクルに関する普及啓発、環境学習を実施する。また、施設見学会や体験学習の要請があった場合は積極的に協力する。

2) 再資源化に関する取り組み

本地域における再資源化に関する主な取り組みの方向性を次のとおり定める。

(1) ごみの分別収集

ごみの分別収集に関して、引き続き、次のような取り組みを行う。

市町村	<p>○ごみ排出に際し、分別排出が徹底されるよう、ごみの具体的な出し方について引き続き、市町村ホームページ・広報紙への掲載、ごみ収集カレンダー等の作成・配布、説明会の開催等により普及啓発に取り組む。</p> <p>○分別区分については、当面は現在の分別区分を継続していくことを基本とするが、今後の再資源化量の動向や社会環境等を見ながら、必要に応じて分別区分の見直し、新規分別品目の追加等を検討する。</p>
組合	<p>○圏域市町村と連携して、ごみ分別の徹底について普及啓発に取り組む。</p> <p>○ごみの分別排出が徹底されるよう、ごみ分別の手引き、リーフレット等を作成し、配布する。</p> <p>○圏域市町村から分別区分の変更について相談がある場合は、対象品目の流通ルートを紹介など必要な支援を行う。</p> <p>○組合全体としての分別区分の統一について圏域市町村から要望があった場合はその協議の場を設ける。</p> <p>○製造するRDFの品質向上のため分別の際の禁忌品を設けることを検討する。</p>

(2) 資源回収の推進

資源回収の推進に向け、次のような取り組みに努める。

市町村	<p>○今後の再資源化の状況に応じて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民団体による資源ごみ集団回収活動への支援制度の導入 ・資源ごみの拠点回収場所の設置 <p>等を検討する。</p>
組合	<p>○不燃ごみ、粗大ごみについては、現在、本組合（大阿蘇環境センター未来館リサイクルプラザ）で破碎・選別し、金属類（破碎スチール、非鉄金属）の回収を行っており、今後も施設での資源回収に努める。</p>

(3) 家電リサイクル及びパソコンリサイクルへの対応

家電リサイクル及びパソコンリサイクルへの対応として、引き続き、次のような取り組みに努める。

市町村	<p>○家電リサイクル法の対象となる家電4品目（エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵・冷凍庫）は、法律に基づき、消費者（排出者）において次の方法によりリサイクルする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①家電の販売店に引き取りを依頼（リサイクル費用と収集運搬費用が必要）。 ②自ら家電メーカーの指定引取所に搬入（リサイクル費用が必要）。 ③上記①、②の方法で引取依頼ができない場合、阿蘇広域行政事務組合（大阿蘇環境センター未来館、南部中継基地、滝美園クリーンセンター）へ直接持ち込み（リサイクル費用と運搬費用が必要）。
-----	---

	<p>○資源有効利用促進法の対象となるパソコンは、法律に基づき、消費者（排出者）において、次の方法によりリサイクルする。</p> <p>①パソコンメーカー又は一般社団法人パソコン3R推進協会に回収を依頼。</p> <p>②小型家電リサイクル法に基づく排出。</p> <p>○家電及びパソコンのリサイクルが推進されるよう、今後も引き続き、具体的な出し方を市町村のホームページ等に掲載し、制度の周知と住民の意識啓発を図る。</p>
組 合	<p>○家電リサイクル法の対象となる家電4品目で、小売業者に引取義務のない家電品については、本組合（大阿蘇環境センター未来館、南部中継基地、滝美園クリーンセンター）において受け入れ、指定引取所へ引き渡すこととする。</p>

（4）小型家電リサイクルへの対応

小型家電リサイクル法が施行されていることから、その対応として、次のような取り組みを検討していく。

市町村 組 合	<p>○廃棄された小型電気製品については、現在、不燃ごみとして回収し、大阿蘇環境センター未来館リサイクルプラザで解体・選別し資源回収を行っている。</p> <p>○使用済小型電子機器等については、組合及び圏域市町村において、認定事業者による小型家電の宅配回収サービスを実施している。</p>
------------	---

（5）プラスチック廃棄物への対応

プラスチック資源循環法が施行されていることから、その対応として、次のような取り組みを検討していく。

市町村 組 合	<p>○プラスチック資源循環法が施行されたことから、今後、プラスチック廃棄物の分別収集・再資源化の実施方法やコスト等については、組合及び圏域市町村において、法に則った対応を検討及び情報収集していく。</p>
------------	---

第4節 収集・運搬計画

1. 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬については、従来どおり本組合及び阿蘇市・産山村が主体となって、毎年度定める収集・運搬計画に基づいて行うことを基本とする。

なお、南部地区、北部地区においては、それぞれ南部中継基地、滝美園クリーンセンター（中継基地）で受け入れ、積み替えた後、大阿蘇環境センター未来館へ運搬する。

表5-4-1 阿蘇市、産山村（中部地区）の収集・運搬の方法

ごみの種類		収集主体	収集方式	収集回数	収集袋
生活系	可燃ごみ	阿蘇市（委託）	ステーション方式	週2回	指定袋
	不燃ごみ		ステーション方式	月1回	指定袋
	資源ごみ	産山村（委託）	ステーション方式	月1回	指定袋
	粗大ごみ	排出者（産山村）	直接搬入	随時	無指定
排出者自ら直接搬入するか、許可業者に委託				無指定	
事業系ごみ		排出者自ら直接搬入するか、許可業者に委託			指定袋

表5-4-2 高森町、南阿蘇村（南部地区）の収集・運搬の方法

ごみの種類		収集主体	収集方式	収集回数	収集袋
生活系	可燃ごみ	組合（委託）	ステーション方式	週2回	指定袋
	不燃ごみ		ステーション方式	月1回	指定袋
	資源ごみ		ステーション方式	月1回	指定袋
	粗大ごみ		戸別収集	随時	無指定
排出者		直接搬入	随時	無指定	
事業系ごみ		排出者自ら直接搬入するか、許可業者に委託			指定袋

表5-4-3 南小国町、小国町（北部地区）の収集・運搬の方法

ごみの種類		収集主体	収集方式	収集回数	収集袋
生活系	可燃ごみ	組合（委託）	ステーション方式	週2回	指定袋
	不燃ごみ		ステーション方式	月1回	指定袋
	資源ごみ		ステーション方式	月1回	指定袋
	粗大ごみ	排出者	直接搬入	随時	無指定
事業系ごみ		排出者自ら直接搬入するか、許可業者に委託			指定袋

事業系ごみの収集運搬許可業者については、本地域における今後のごみ排出量の動向等に応じて、業者数の適正化を検討するものとする。

2. ごみの分別区分

ごみの分別区分については、次のとおり、当面は現在の区分を継続していくこととするが、今後の再資源化量の動向や技術の進歩、社会環境等を見極めながら、必要な対応を行うものとする。

表 5 - 4 - 4 ごみの分別区分

ごみの種類・分別区分		中部地区		南部地区		北部地区	
		阿蘇市	産山村	高森町	南阿蘇村	南小国町	小国町
可燃ごみ	固形燃料ごみ	○	○	○	○	○	○
資源ごみ	ビン・カン類	○	○	○	○	○	○
	ペットボトル	○	○	○	○	○	○
	新聞	○	○	○	○	○	○
	雑誌	○	○	○	○	○	○
	ダンボール	○	○	○	○	○	○
	その他紙類	○	○	○	○	○	○
	牛乳パック	○	-	-	-	○	○
不燃ごみ	布類	○	○	○	○	○	○
	小金属・ガラス類	○	○	○	○	○	○
粗大ごみ		○	○	○	○	○	○
乾電池・蛍光管		○	○	○	○	○	○

備考：○は分別対象、-は未対応

3. 収集・運搬量

ごみの排出抑制やリサイクルの目標が達成された場合、ごみの収集・運搬量は次のように見込まれる。

表 5 - 4 - 5 収集・運搬量の見込み（目標達成時）

区分	単位	実績			目標達成時		
		R3	R9	R14	R3	R9	R14
生活系	収集	可燃ごみ	t/年	8,634	7,763	7,357	
		不燃ごみ	t/年	293	226	215	
		粗大ごみ	t/年	48	43	41	
		資源ごみ	t/年	1,355	1,358	1,285	
		小計	t/年	10,330	9,390	8,898	
	直接搬入	可燃ごみ	t/年	1,148	1,021	964	
		不燃ごみ	t/年	232	180	169	
		粗大ごみ	t/年	140	125	118	
		資源ごみ	t/年	302	294	278	
		小計	t/年	1,822	1,620	1,529	
事業系	収集	可燃ごみ	t/年	3,939	3,594	3,415	
		不燃ごみ	t/年	0	0	0	
		粗大ごみ	t/年	0	0	0	
		資源ごみ	t/年	70	70	65	
		小計	t/年	4,009	3,664	3,480	
	直接搬入	可燃ごみ	t/年	550	482	451	
		不燃ごみ	t/年	0	0	0	
		粗大ごみ	t/年	0	0	0	
		資源ごみ	t/年	80	71	67	
		小計	t/年	630	553	518	
合計		t/年	16,791	15,227	14,425		

（備考）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第5節 中間処理計画

収集・運搬されるごみは、引き続き、本組合が管理・運営する大阿蘇環境センター未来館（RDF施設、リサイクルプラザ）で適正に処理を行っていくこととする。

1. 中間処理対象物と処理方法

1) 可燃ごみ

可燃ごみは、大阿蘇環境センター未来館RDF施設で固形燃料化（破碎、選別、乾燥、成形）を行い、製造した固形燃料は、工業用の燃料として利用する。

2) 資源ごみ

資源ごみは、大阿蘇環境センター未来館リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包等の処理により資源物を回収し、処理過程で発生する残渣は最終処分場にて埋立処分する。

3) 不燃ごみ・粗大ごみ

不燃ごみ・粗大ごみは、大阿蘇環境センター未来館リサイクルプラザで破碎・選別等の処理により金属類を回収し、処理過程で発生する可燃残渣は固形燃料化、不燃残渣は最終処分場にて埋立処分する。

4) 乾電池・蛍光管

乾電池・蛍光管は、大阿蘇環境センター未来館や中継施設等で受け入れ、一時保管後、民間の再生利用業者に資源化を委託する。

表5-5-1 処理対象物と処理方法

処理対象物		処理施設	処理方法
可燃ごみ		大阿蘇環境センター未来館 RDF施設	固形燃料化 (破碎、選別、乾燥、成形)
リサイクルプラザからの 可燃残渣			
資源ごみ	ビン類	大阿蘇環境センター未来館 リサイクルプラザ	選別
	カン類		選別、圧縮
	ペットボトル		圧縮、梱包
	新聞、雑誌、 ダンボール、 その他紙類		選別、一時貯留
	牛乳パック		選別、一時貯留
	布類		選別、一時貯留
不燃ごみ			破碎、選別、金属回収
粗大ごみ			
乾電池・蛍光管		民間再生利用業者（委託）	資源化

2. 施設の適正管理

中間処理施設の運営管理に当たっては、関係法令に示されている基準に沿った維持管理、各種定期検査・測定等を行うとともに、適切なメンテナンスを図り、施設の適正管理と処理機能の維持、公害防止及び周辺環境の保全に努める。

3. 中間処理量

ごみの排出抑制やリサイクルの目標が達成された場合、ごみの中間処理量は次のように見込まれる。

表 5 - 5 - 2 可燃ごみ処理量の見込み（目標達成時）

区分	単位	実績	目標達成時	
		R3	R9	R14
RDF施設	t/年	14,271	12,860	12,187
収集可燃ごみ	t/年	12,573	11,357	10,772
直接搬入可燃ごみ	t/年	1,698	1,503	1,415
RDF	t/年	8,126	7,322	6,939
RDF残渣発生量	t/年	99	89	85

表 5 - 5 - 3 不燃・粗大・資源ごみ処理量の見込み（目標達成時）

区分	単位	実績	目標達成時	
		R3	R9	R14
リサイクル施設処理量	t/年	2,622	2,398	2,263
不燃ごみ	t/年	586	423	389
粗大ごみ	t/年	213	172	160
資源ごみ	t/年	1,823	1,803	1,714
処理後	t/年	1,697	1,674	1,592
金属類回収量	t/年	143	102	93
可燃残渣発生量	t/年	213	161	151
不燃残渣発生量	t/年	569	461	427

なお、大阿蘇環境センター未来館RDF施設で製造された固形燃料（RDF）は、福岡県大牟田市にある「大牟田リサイクル発電」での使用は平成 29 年度までで、平成 30 年度以降は工業用の燃料として使用している。今後も、大阿蘇環境センター未来館RDF施設で製造される固形燃料の搬入先については、継続的に検討を行っておくことが必要である。

第6節 最終処分計画

ごみの排出抑制と再資源化を徹底し、最終処分するごみ量をできるだけ減らした上で、どうしても最終処分しなければならないごみについては、引き続き、本組合が管理・運営する中部最終処分場で適正に埋立処分を行っていくこととする。

1. 最終処分対象物と処分方法

最終処分の対象は、RDF施設で発生する不適物（RDF残渣）、リサイクルプラザで発生する資源・不燃残渣等とし、中部最終処分場にて埋立処分する。

表5-6-1 最終処分対象物と処分方法

最終処分対象物	最終処分場	処分方法
RDF残渣	中部最終処分場	埋立処分
リサイクルプラザからの資源・不燃残渣		

2. 施設の適正管理

最終処分場の運営管理に当たっては、関係法令に示されている基準に沿った維持管理、各種定期検査・測定等を行うとともに、適切なメンテナンスを図り、施設の適正管理と処理機能の維持、公害防止及び周辺環境の保全に努める。

3. 最終処分量

ごみの排出抑制やリサイクルの目標が達成された場合、最終処分量は次のように見込まれる。

表5-6-2 最終処分量の見込み（目標達成時）

区分	単位	実績	目標達成時	
		R3	R9	R14
直接最終処分	t/年	0	0	0
RDF残渣	t/年	99	89	85
不燃残渣	t/年	532	446	422
合計	t/年	631	535	507
最終処分率		3.8%	3.5%	3.5%

備考：最終処分率＝処分量（合計）÷総排出量×100

第7節 施設整備に関する計画

1. 中継施設

中継施設（南部中継基地、滝美園クリーンセンター）は供用開始から令和4年度現在で13～15年を経過し、今後は施設の老朽化の進行により点検、補修等が増加していくことが見込まれるところである。ごみの収集・運搬体制における中継輸送は引き続き継続していくこととし、現有施設に対し必要な整備を行っていくこととする。

表5-7-1 中継施設の概要

施設の種類	施設名	型式	貯留能力	貯留対象物
中継施設	南部中継基地	ダストドラム貯留方式	約36m ³	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
	滝美園クリーンセンター（中継基地）	ダストドラム貯留方式	約25m ³	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ

2. 中間処理施設

中間処理施設（RDF施設、リサイクルプラザ）は稼動開始から令和4年度現在で20年を経過し、今後は施設の老朽化の進行により点検、補修等が増加していくことが見込まれるところである。当面は現行の処理方法を継続していくこととしており、処理機能を維持していくため、現有施設に対し必要な整備を行っていくこととする。

一方、長期的には、ごみ処理技術の動向や社会情勢、財政状況、今後のRDF利用先確保の見通しなど様々な角度からの検討を行い、新たなごみ処理システムの採用も含めて、本地域におけるごみ処理のあり方について検討していくこととする。

表5-7-2 中間処理施設の概要

施設の種類	施設名	設備	処理能力	処理対象物
可燃ごみ処理施設	大阿蘇環境センター 未来館RDF施設	RDF施設	88t/10h	可燃ごみ
資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ処理施設	大阿蘇環境センター 未来館 リサイクルプラザ	ビン・カン類 選別・圧縮施設	17.45t/5h	ビン・カン類
		ペットボトル 圧縮・梱包施設	0.55t/5h	ペットボトル
		不燃ごみ・粗大ごみ 破碎・圧縮施設	8.00t/5h	不燃ごみ 粗大ごみ
		ストックヤード	75m ³	新聞・雑誌
134m ³	ダンボール			
27m ³	布類			

3. 最終処分場

最終処分場（中部最終処分場）は、第1～4区画まで区分されており、第1区画は平成22年度末で埋立終了し、第2区画は遮水工を2重遮水に構造変更後、現在、供用中である。今後は、第3区画、第4区画について2重遮水構造に変更する整備工事を進めていくこととする。

当面は現在の最終処分場を延命化しつつ環境に配慮した適正処分を継続していくことを基本的な方針とし、第4区画までの埋立終了までには十分な残余期間が見込まれるところであるが、将来的なごみ処理システムの変更の可能性も視野に入れ、新たな最終処分場の確保についても適宜検討を行うこととする。

表5-7-3 最終処分場の概要

施設の種類	施設名	埋立面積	全体埋立容量	残余容量
最終処分場	中部最終処分場	15,000m ²	54,000m ³	8,248m ³ (R4.3末現在)

第8節 その他の計画

1. 特別管理一般廃棄物の扱い

1) PCBを部品中に使用した廃電気製品

PCBを使用した部品を含む廃電気製品については、本組合では処理できないため、排出者自ら販売店や製造業者へ引き渡すものとする。

2) 感染性一般廃棄物

医療機関等から排出される感染性一般廃棄物（血液の付着したガーゼや脱脂綿など、感染性病原体を含むか又はそのおそれのある一般廃棄物）については、排出者において滅菌処理等を行い、非感染性廃棄物とした後、本組合で受け入れ、RDF処理（残渣は埋立処分）を行うものとする。

3) 廃水銀（一般廃棄物である水銀使用製品から回収された廃水銀）

水銀を使用した廃製品（蛍光管、水銀体温計、電池等）については、他のごみと区分して収集・運搬し、民間の再生利用業者に処理を委託する。

2. 適正処理困難物の扱い

本組合では、有害性のあるごみ、危険性のあるごみ、引火性のあるごみ、ゴム（廃ゴムタイヤ）、金属（ピアノ、バイク、金庫、農機具類、エンジン、鉄屑塊、ワイヤー、スプリング等）、家屋解体及び改造に伴うもの、畑山等のごみ、動物の死骸、産業廃棄物（事業所から排出される飲料水用のビン、カン、ペットボトルは除く）等については、処理（持ち込み）できないごみとして、収集や受け入れを制限している。

これらについては、排出者の責任において販売店、製造業者に引き取ってもらうか、専門の処理業者、産業廃棄物処理業者などに処理を依頼するよう指導を行う。

3. 在宅医療廃棄物

一般家庭から排出される在宅医療廃棄物については、圏域市町村と連携し、医療機関等と協力しながら、分別方法や排出ルール、回収方法などを検討し、適正な収集・処理体制を構築していく。

4. 不適正処理・不法投棄の防止

圏域市町村においては、ホームページや広報紙を通じた啓発活動の実施、監視体制の強化により、住民・事業者への周知徹底や意識の向上を図り、ごみの野外焼却（野焼き）等による不適正処理やごみの不法投棄の防止に努め、組合は圏域市町村の活動に対し、必要な協力・支援を行うものとする。

5. 環境美化活動への支援

住民団体による地域清掃活動をはじめとする様々な環境美化活動に対し、組合では清掃ごみの受け入れなど、ごみ処理施設を運営管理する立場からの協力・支援を行うものとする。

6. 災害時の廃棄物処理に関する事項

平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨等での災害廃棄物処理対応を通して得られた知見や課題を踏まえ、組合及び圏域市町村は、今後の地震や風水害等の大規模災害時に備えて、熊本県、県内市町村・一部事務組合・広域連合、その他関係団体等と次のような対応について協議、調整を進めていくこととする。

- 地域内で発生した災害廃棄物への対応について、組合と圏域市町村の連携体制と役割分担の明確化。
- 災害廃棄物の一次保管場所（仮置場）候補地の検討、設定。
- 災害発生等の非常時に収集運搬、処理・処分等の対応が困難となった場合に備えて、熊本県、県内市町村・一部事務組合・広域連合及び関係団体等との連携体制、相互支援体制の強化。
- 災害廃棄物処理計画の策定・見直し。

第9節 計画の進行管理

本計画で定めた数値目標や取組内容を実現していくためには、取組状況や数値目標の達成状況を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要である。

この考え方にに基づき、本計画は以下に示すPDCAサイクル〔Plan（計画）、Do（施策の実施）、Check（点検・評価）、Act（改善・代替案）〕により、継続的な改善を図っていくものとする。

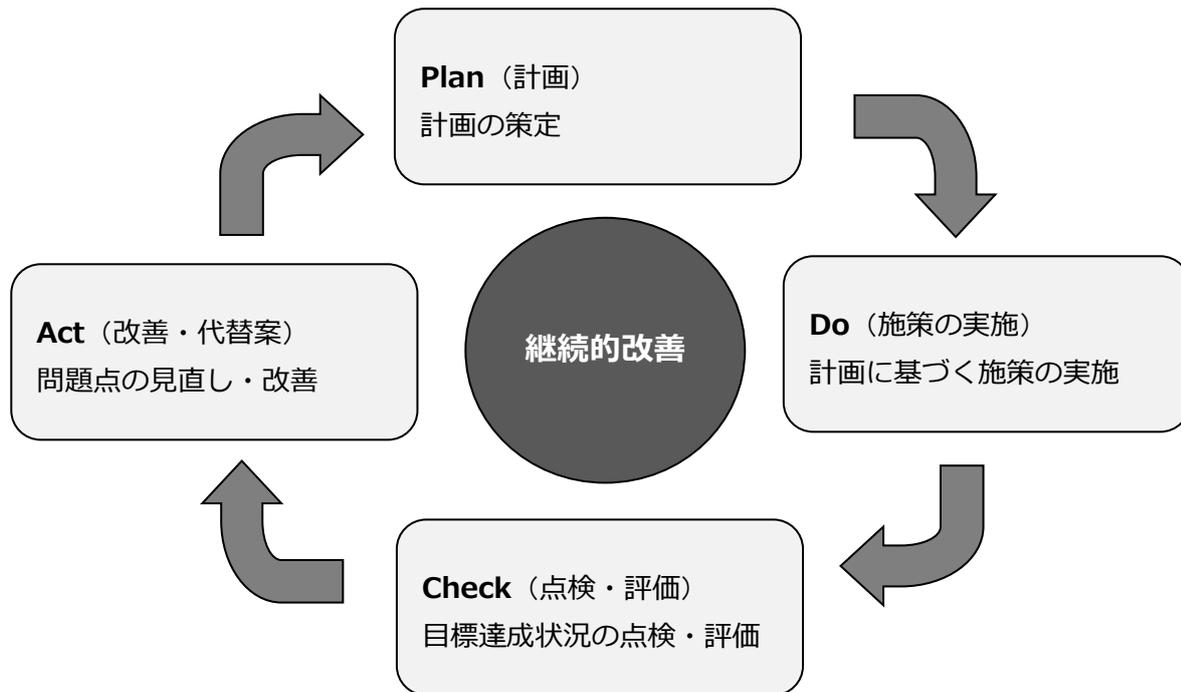


図5-9-1 PDCAサイクルの概念図